

財政・税制関係資料

財務省主税局

目 次

I. 最近の経済・財政情勢

(資料①) アベノミクス, 財政健全化, 社会保障制度の安定化の新たな好循環 の実現	4
(資料②) 安倍政権における主な経済財政政策	4
(資料③) 安倍政権における経済政策について	5
(資料④) 「量的・質的金融緩和」の導入について (2013年4月4日日本銀行) (抄)	5
(資料⑤) デフレ脱却・経済再生に向けた主な予算・税制措置	6
(資料⑥) 「日本再興戦略」について (イメージ) ～デフレ不況からの脱却と 持続的成長への道筋～	6
(資料⑦) 「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について」 (平成25年12月20日経済の好循環実現に向けた政労使会議) の概要	7
(資料⑧) 経済状況① (株価, 為替, 物価等)	7
(資料⑨) 実質GDPの推移	8
(資料⑩) 景気の現状と先行きに係る主な見方	8
(資料⑪) 企業部門の状況	9
(資料⑫) 家計部門の状況①	9
(資料⑬) 家計部門の状況②	10
(資料⑭) 雇用過剰感, 設備過剰感, 有利子負債キャッシュフロー比率の推移 (全産業)	10
(資料⑮) 「日本再興戦略」改訂2014のポイント	11
(資料⑯) 持続的な経済の好循環に向けて ～コーポレートガバナンスの強化と政労使会議継続～	11
(資料⑰) ROE (自己資本収益率), PBR (株価純資産倍率) の日米英比較	12
(資料⑱) 企業の中長期的な生産性向上～更なる好循環の促進に向けて～	12
(資料⑲) コーポレートガバナンス強化による日本企業の収益性向上	13
(資料⑳) 成長促進に向けた中長期の民間資金活用について	13
(資料㉑) 法人税改革	14
(資料㉒) 担い手を生み出す: 女性・外国人の活躍促進と働き方改革	14
(資料㉓) 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成	15
(資料㉔) 経済財政運営と改革の基本方針2014 (抜粋) 平成26年6月24日閣議決定	15
(資料㉕) 人口構造の変化	16
(資料㉖) 高齢化に伴う社会保障の増①	16
(資料㉗) 高齢化に伴う社会保障の増②	17
(資料㉘) 経常収支の悪化・家計資産の減	17
(資料㉙) 我が国の財政健全化目標	18
(資料㉚) 「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算) の概要	18

(資料③①) 財政健全化目標の達成に向けて	19
(資料③②) 一般会計税収の推移	19

II. 税制における当面の諸課題

1. 消費税関係

(資料③③) 税制抜本改革法附則第十八条	20
(資料③④) 社会保障の安定財源確保	20
(資料③⑤) 消費税収と使途	21
(資料③⑥) 転嫁対策等の取組みについて	21
(資料③⑦) 消費税転嫁に関する各種調査・統計の公表状況	22
(資料③⑧) 平成26年度税制改正大綱(抄)	22
(資料③⑨) 消費税の軽減税率に関する検討について	23
(資料④⑩) 軽減税率に関するヒアリング団体(与党税制協議会)	23

2. 法人課税

(資料④①) 経済財政運営と改革の基本方針2014(抜粋)平成26年6月24日閣議決定	24
(資料④②) 国・地方合わせた法人税率の国際比較	24
(資料④③) 国民負担率(対GDP比)の内訳の国際比較	25
(資料④④) 法人税収のGDP比の内訳(2010年)	25
(資料④⑤) 法人税額(国税)と税引き前利益の関係(平成24年度)	26
(資料④⑥) 利益計上法人(業種別)の法人税(国税)の負担率(平成24年度)	26
(資料④⑦) 法人数と利益法人割合の国際比較	27
(資料④⑧) 法人関係税の国・地方の配分	27
(資料④⑨) 主要国における法人税率の引下げと課税ベースの拡大措置等について	28
(資料④⑩) 「法人税改革に当たっての基本認識と論点」の概要 (平成26年6月5日自由民主党税制調査会, 公明党税制調査会)	28
(資料④⑪) 「法人税改革に当たっての基本認識と論点」の概要(承前) (平成26年6月5日自由民主党税制調査会, 公明党税制調査会)	29
(資料④⑫) 法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)	29
(資料④⑬) 法人税の改革について(承前)(平成26年6月27日政府税制調査会)	30
(資料④⑭) 法人税改革	30

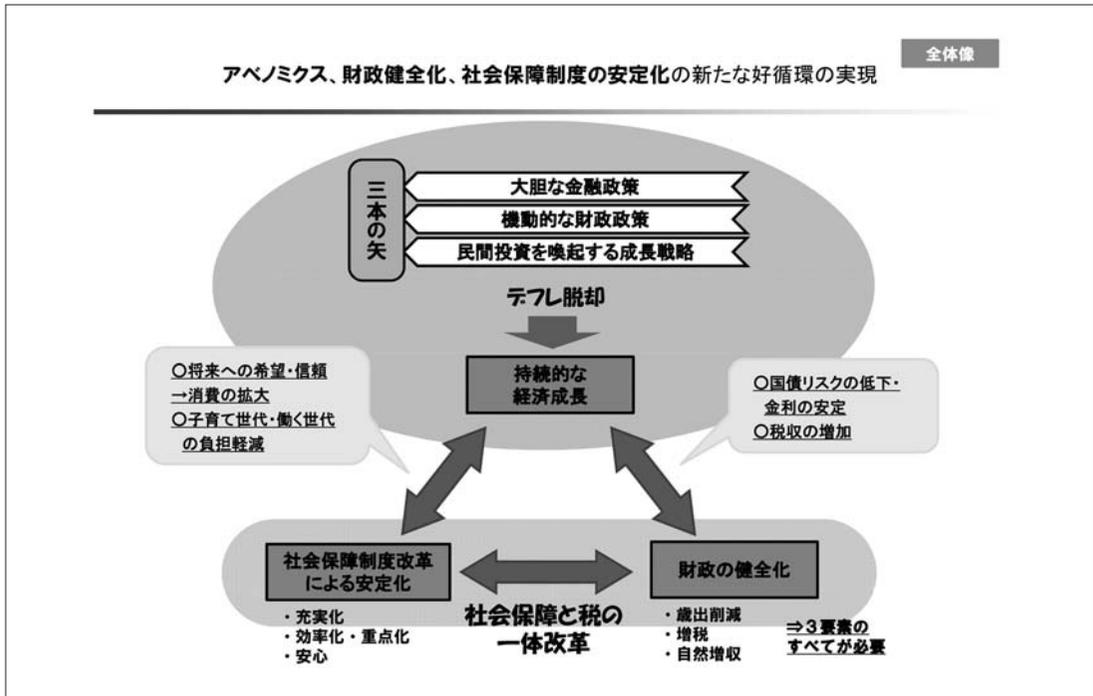
3. 所得税関係

(資料⑤⑤) 「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-(抜粋)平成26年6月24日閣議決定	31
(資料⑤⑥) 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み	31
(資料⑤⑦) 女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理	32
(資料⑤⑧) 女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理 (承前)	32

4. 国際課税

(資料⑤9) 税源浸食と利益移転 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) について	33
(資料⑥0) 金融口座情報の自動的交換に関する国際基準.....	33
(資料⑥1) 我が国の租税条約ネットワークの拡充.....	34

(資料①)

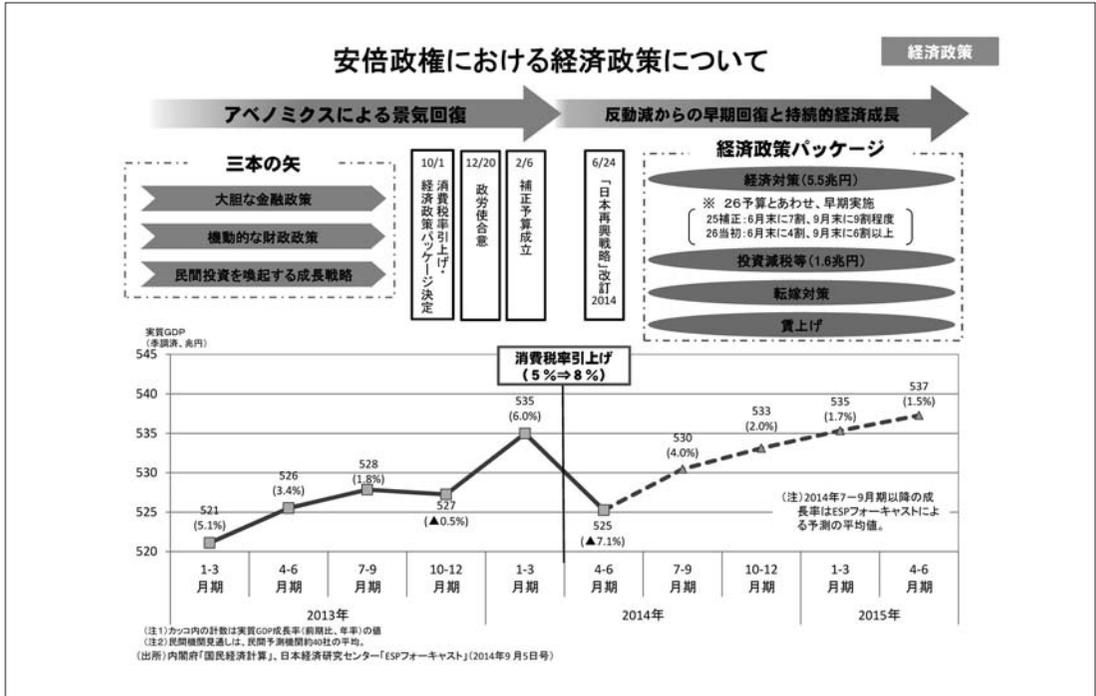


(資料②)

安倍政権における主な経済財政政策 経済政策

	金融政策	財政政策(予算・税制・財政)	成長戦略	社会保障改革
平成25年1~5月	・政府・日銀の共同声明(1月22日) ・「量的・質的金融緩和」の導入(4月4日)	・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(1月11日閣議決定) ・24年度補正予算(1月15日閣議決定、2月26日成立) ・25年度当初予算(1月29日閣議決定、5月15日成立) ・25年度税制改正(1月29日閣議決定、3月29日成立)		
6月		・「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」(6月14日閣議決定)		
8月		・「中期財政計画」(8月8日閣議了解) ・「中長期的経済財政に関する試算」(8月8日経済財政諮問会議提出)	・「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)	・社会保障制度改革国民会議報告書(8月6日) ・社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について(8月21日閣議決定)
10月		・「消費税率及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」(経済政策パッケージ)(10月1日閣議決定)	・「成長戦略の当面の実行方針について」(10月1日日本経済再生本部決定)	
12月		・「好循環実現のための経済対策」(12月5日閣議決定) ・25年度補正予算(12月12日閣議決定、2月6日成立) ・26年度当初予算(12月24日閣議決定、3月20日成立) ・26年度税制改正(12月24日閣議決定、3月20日成立)	・「経済の好循環実現に向けた政労使会議」の共通認識とりまとめ(12月20日)	・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(12月5日成立)
平成26年1月		・「中長期的経済財政に関する試算」(1月20日経済財政諮問会議提出)	・「産業競争力の強化に関する実行計画」(1月24日閣議決定) ・「成長戦略進化のための今後の検討方針」(1月20日産業競争力会議決定)	・社会保障制度改革推進本部(1月12日発足)
4月		・消費税率8%へ引上げ(4月1日)		
6月		・「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針2014)」(6月24日閣議決定)		
			・「日本再興戦略」改訂2014(6月24日閣議決定)	

(資料③)



(資料④)

「量的・質的金融緩和」の導入について(2013年4月4日 日本銀行) (抄)

金融政策

1. 日本銀行は、本日の政策委員会・金融政策決定会合において、以下の決定を行った。

(1)「量的・質的金融緩和」の導入
日本銀行は、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」を、2年程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現する。このため、マネタリーベースおよび長期国債・ETFの保有額を2年間で2倍に拡大し、長期国債買入れの平均残存期間を2倍以上に延長するなど、量・質ともに次元の違う金融緩和を行う。

①マネタリーベース・コントロールの採用
量的な金融緩和を推進する観点から、金融市場調節の操作目標を、無担保コールレート(オーバーナイト物)からマネタリーベースに変更し、金融市場調節方針を以下のとおりとする。
「マネタリーベースが、年間約60〜70兆円に相当するペースで増加するように金融市場調節を行う。」

②長期国債買入れの拡大と年限長期化
イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、長期国債の保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う(注)。また、長期国債の買入れ対象を40年債を含む全ソーンの国債としたうえで、買入れの平均残存期間を、現状の3年弱から国債発行残高の平均並みの7年程度に延長する。

③ETF、J-REITの買入れの拡大
資産価格のプレミアムに働きかける観点から、ETFおよびJ-REITの保有残高が、それぞれ年間約1兆円、年間約300億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

④「量的・質的金融緩和」の継続
「量的・質的金融緩和」は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方のリスク要因を点検し、必要な調整を行う。

(2)「量的・質的金融緩和」に伴う対応

①資産買入等の基金の廃止
資産買入等の基金は廃止する。「金融調節上の必要から行う国債買入れ」は、既存の残高を含め、上記の長期国債の買入れに吸収する。

②銀行券ルールの一時適用停止
上記の長期国債の買入れは、金融政策目的で行うものであり、財政ファイナンスではない。また、政府は、1月の「共同声明」において、「日本銀行との連携強化にあたり、財政運営に対する信託を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する」としている。これらを踏まえ、いわゆる「銀行券ルール」を、「量的・質的金融緩和」の実施に際し、一時停止する。

③市場参加者との対話の強化
上記のような巨額の国債買入れと極めて大規模なマネタリーベースの供給を円滑に行うためには、取引先金融機関の積極的な応れなど市場参加者の協力が欠かせない。市場参加者との間で、金融市場調節や市場取引全般に関し、これまで以上に密接な意見交換を行う場を設ける。また、差し当たり、市場の国債の流動性に支障が生じないよう、国債補充供給制度(SLF)の要件を緩和する。

(資料⑤)

デフレ脱却・経済再生に向けた主な予算・税制措置 経済政策

日本の競争力の強化のため、大胆に重点化を図った予算、次元の異なる対応を行った税制となっている。

I 雇用・所得・消費の拡大

- 雇用・所得の拡大
 - ・女性・若者等の雇用拡大・賃上げ促進、人材育成等 (25補)
 - ・所得拡大促進税制の創設 (25税)・拡充 (26税)
 - ・復興特別法人税の1年前倒し廃止 (26税)
- 消費の拡大
 - ・住宅ローン減税等の拡充 (25税)
 - ・一般の住宅取得に係る給付措置 (25補)
 - ・交際費課税の緩和 (26税)
- 子育て支援、低所得者対策
 - ・子育て世帯に対する臨時特例給付措置 (25補)
 - ・「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊急確保事業 (26予)
 - ・簡素な給付措置 (25補)

II 民間投資の活性化 産業の新陳代謝の促進

- 設備投資の拡大
 - ・新ものづくり補助金 (25補)
 - ・リースによる先端設備投資支援 (25補)
 - ・生産等設備投資促進税制の創設 (25税)
 - ・生産性向上設備投資促進税制の創設 (26税)
- 研究開発の促進
 - ・革新的研究開発推進プログラムの創設 (25補)
 - ・総合科学技術会議の司令塔機能強化 (内閣府に調整費を創設) (26予)
 - ・研究開発税制の拡充 (25税) (26税)
- 産業の新陳代謝の促進
 - ・ベンチャー投資促進税制の創設 (26税)
 - ・事業再編促進税制の創設 (26税)

III 地域経済の活性化、中小企業や被災地への支援

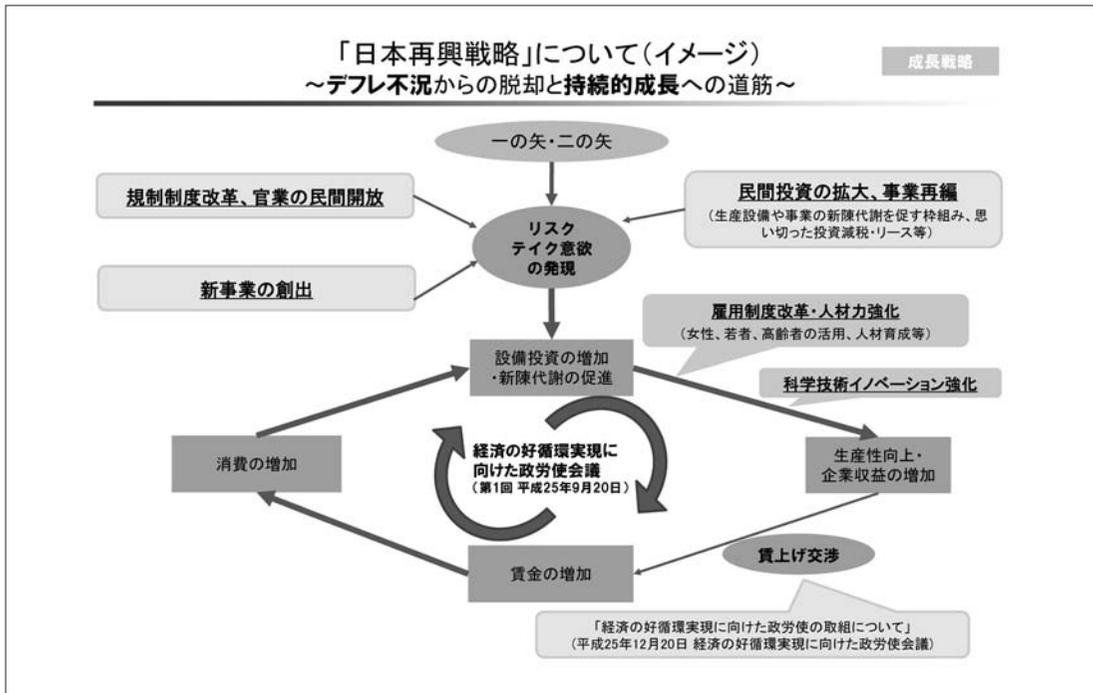
- 地域経済の活性化
 - ・地域の成長力の底上げ等を図る社会資本等の総合的整備 (25補) (26予)
 - ・がんばる地域交付金 (25補)
 - ・農地集約化事業 (25補) (26予)
 - ・地域材利用促進対策 (25補)

- 中小企業への支援
 - ・創業・ベンチャー支援 (25補) (26予)
 - ・中小企業の資金繰り支援 (25補) (26予)
 - ・中小企業投資促進税制の拡充 (26税)
 - ・転嫁対策特別措置法の施行

- 被災地への支援
 - ・東日本大震災復興交付金 (25補) (26予)
 - ・福島再生加速化交付金の創設・除染の加速化等 (25補) (26予)
 - ・復興支援のための税制上の対応 (25税) (26税)

(注) 上記の予算措置項目は、25年度補正予算及び26年度予算から抜粋

(資料⑥)



(資料⑦)

「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について」
(平成25年12月20日 経済の好循環実現に向けた政労使会議)の概要

成長戦略

基本的考え方と経緯

○デフレ脱却と経済再生を図るため、企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、経済の好循環を実現することが必要。
○こうした認識の下、政労使の三者が共通認識の醸成を図るため、これまで政労使会議の場で5回にわたり真摯な議論を重ねてきた。
○このたび、経済の好循環の実現に向けて、政労使の三者(※)が一致協力して取り組むとの認識に至った。今後、それぞれが具体的な取組を進めるとともに、その成果を確認する。

政労使の具体的な取組

- 賃金上昇に向けた取組**

○労使は、各企業の経営状況に即し、経済情勢や企業収益、物価等の動向も勘案しながら十分な議論を行い、企業収益の拡大を賃金上昇につなげていく。
○労働者の将来への安心感を醸成し、賃金上昇を消費拡大につなげていくという観点から、様々な対応を検討する。
- 中小企業・小規模事業者に関する取組**

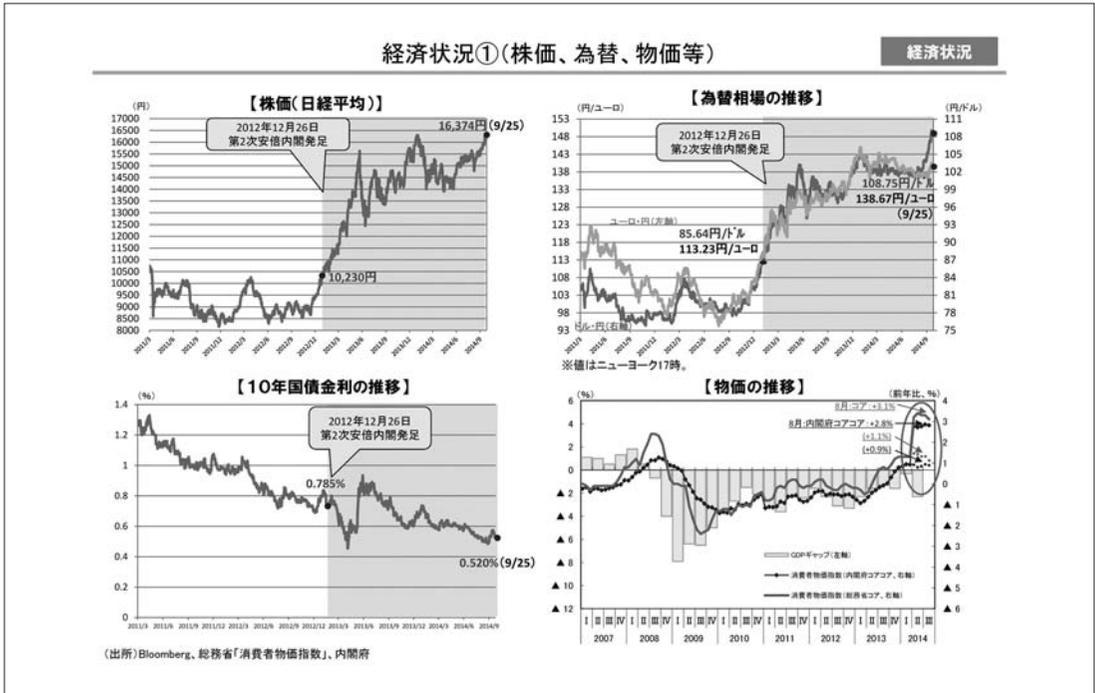
○労使は、各企業の経営状況や今後の経済状況等に応じつつ、日本経済の好転によってもたらされた企業収益の拡大を賃金上昇につなげていく。
○中小企業・小規模事業者を調達先とする企業は、復興特別法人税の廃止の趣旨を踏まえ、取引価格の適正化に努める。
- 非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取組**

○労使は、正規と非正規の二元的な働き方を固定化させるのではなく、それぞれの職場のニーズに応じ、ステップアップのための多様な形態の正規雇用労働者の実現・普及や人事処遇制度の普及・活用に向けた取組を進めることにより、非正規雇用労働者がその意欲と能力に応じて正規雇用労働者に転換する道筋を積極的に広げる。
- 生産性の向上と人材の育成に向けた取組**

○企業は、女性の活躍の促進や多様な人材の活用を図るとともに、各個人の希望と企業経営上のニーズに応じた柔軟な働き方の実現に向け労使で積極的に話し合い、ワーク・ライフ・バランスの更なる推進を図る。

※ 内閣総理大臣	安倍 晋三	(一社)日本経済団体連合会 会長 米倉 弘昌
日本商工会議所 会頭	三村 明夫	全国中小企業団体中央会 会長 鶴田 欣也
日本労働組合総連合会 会長	古賀 伸明	

(資料⑧)



(資料⑨)

実質GDPの推移

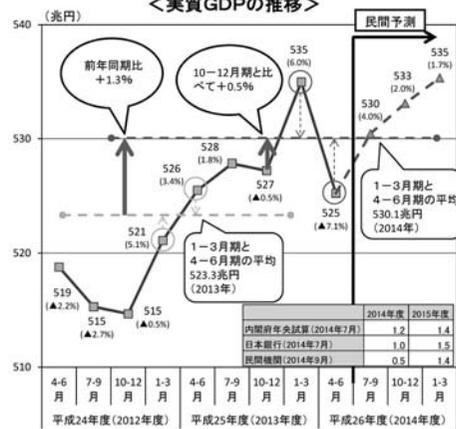
経済状況

- 2014年4-6月期の実質GDP成長率(速報値)は前期比年率▲7.1%となり、2四半期ぶりのマイナス。
- しかし、駆け込み需要と反動減の影響を除くため、1-3月期と4-6月期の実質GDPを平均してみると、①前年同期(2013年1-6月期)はもとより(+1.3%)、②直近の昨年10-12月期の水準も上回っている(+0.5%)。

<4-6月期2次QEの概要>

平成26年 4-6月期	1次QE (8月13日公表)		2次QE (9月8日公表)		民間予測平均
	前期比	寄与度	前期比	寄与度	
実質GDP	▲1.7 【年率▲6.6】	—	▲1.8 【年率▲7.1】	—	▲1.9 【年率▲7.3】
内需	—	(▲2.8)	—	(▲2.9)	(▲2.9)
民間消費	▲5.0 (▲3.1)	—	▲5.1 (▲3.2)	—	▲5.0
民間住宅	▲10.3 (▲0.3)	—	▲10.4 (▲0.3)	—	▲10.3
設備投資	▲2.5 (▲0.4)	—	▲5.1 (▲0.7)	—	▲3.8
民間在庫	—	(1.0)	—	(1.4)	(1.0)
政府消費	0.4 (0.1)	—	0.1 (0.0)	—	0.4
公共投資	▲0.5 (▲0.0)	—	▲0.5 (▲0.0)	—	▲0.4
外需	—	(1.1)	—	(1.1)	(1.1)
輸出	▲0.4 (▲0.1)	—	▲0.5 (▲0.1)	—	▲0.4
輸入	▲5.6 (1.2)	—	▲5.6 (1.2)	—	▲5.6
名目GDP	▲0.1 【年率▲0.4】	—	▲0.2 【年率▲0.7】	—	▲0.2
GDPデフレ率 (前年同期比)	2.0	—	2.0	—	2.0
GDPデフレ率 (前期比)	1.7	—	1.7	—	—

<実質GDPの推移>



(資料⑩)

景気の現状と先行きに係る主な見方

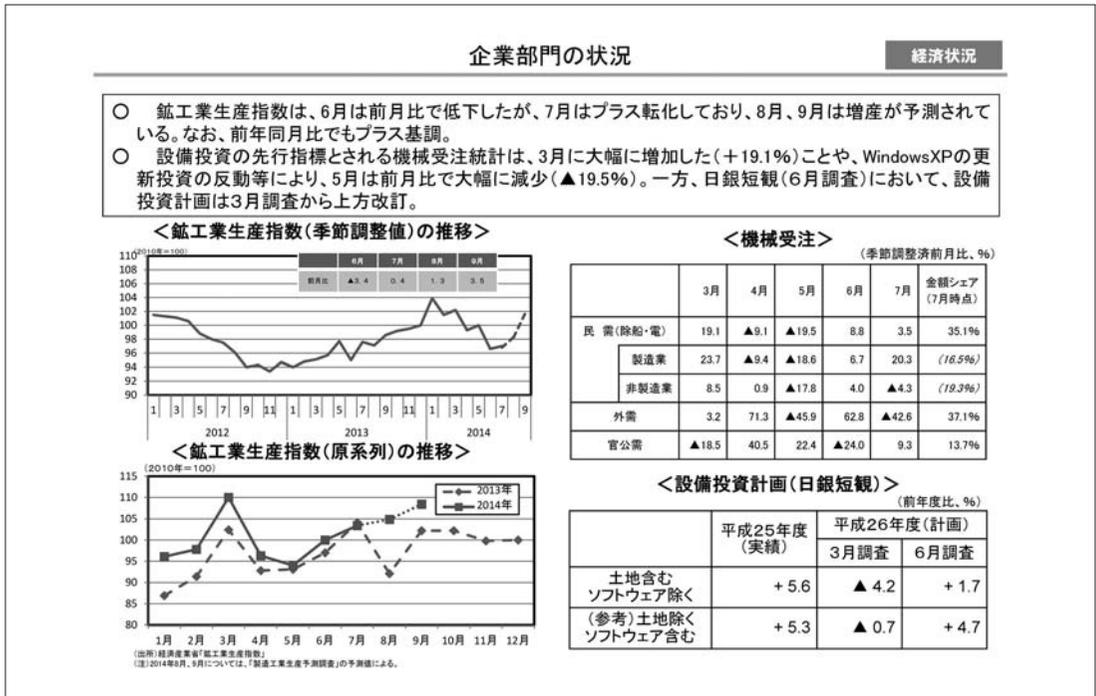
経済状況

民間機関	26年度 実質成長率	27年度 実質成長率	主な見方
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 (26年8月18日) (※26、27年度実質成長率は9月8日の数値。)	0.9%	2.1%	○消費税率上げなどにより景気回復の動きは足踏み状態となったが、景気の後退局面入りは回避の算が大きい。 ○7-9月期は25年度補正予算の景気浮揚効果が顕在化。住宅投資についても住宅支援措置が奏功して底入れの兆し。実質所得の減少は雇用情勢の改善が補うかたちで今後は回復基調の見通し。設備投資も4-6月期の調整局面を経て拡大局面に入る可能性。 ○26年度の実質成長率の見通しを従来の0.9%から0.6%へと引き下げたのは、第一に、4-6月期2次速報で設備投資が大きく下方修正されたことが要因だが、これは1-3月期からの反動による面が大きい。第二に、悪天候が影響して7、8月の民間消費が軟調だったことである。
野村證券 (26年9月8日)	0.6%	1.9%	○消費増税後も日本経済が民間設備投資や輸出によって牽引されて回復基調を辿るという従来からの見方に変更はない。7-9月期における成長率のリバウンドを受けて、15年10月からの消費増税実施を12月上旬に決断する可能性が高い。
みずほ証券リサーチ&コンサルティング (26年8月15日)	0.3%	1.1%	○4-6月期は大幅なマイナス成長。今後は、輸出や民間需要が増加し、公共投資が下支えとなり、回復の動きは維持される見通したが、緩やかなものにとどまる。 ○消費税率引き上げによる物価の上昇によって家計の購買力が低下することが重しとなり、個人消費の回復は期待しづらく、日本経済は牽引役不在の状況が続く。経済を下支えすべく、26年度中に追加対策の策定が表明される可能性。
三菱UFJリサーチ&コンサルティング (26年9月9日)	0.2%	1.1%	○4-6月期2次速報における実質成長率の修正は小幅にとどまったが、設備投資の落ち込みを在庫の増で補う形となっており内容は悪い。一方、7-9月期には前期比年率3.7%とプラス成長に転じると予想され、景気が後退期に入ること回避できる見込み。2015年10月からの消費税率の引き上げを決定する障害にはならない。 ○夏場の天候不順の影響などから個人消費が低迷する場合、積み上がった在庫を急速に調整する動きが強まる場合、さらに海外経済の悪化により輸出が低迷する場合には、景気が下振れるリスクがある。

(参考)

ESPフォーキャスト (26年9月5日)	0.48%	1.38%	—
内閣府「年次試算」 (26年7月22日)	1.2%	1.4%	—

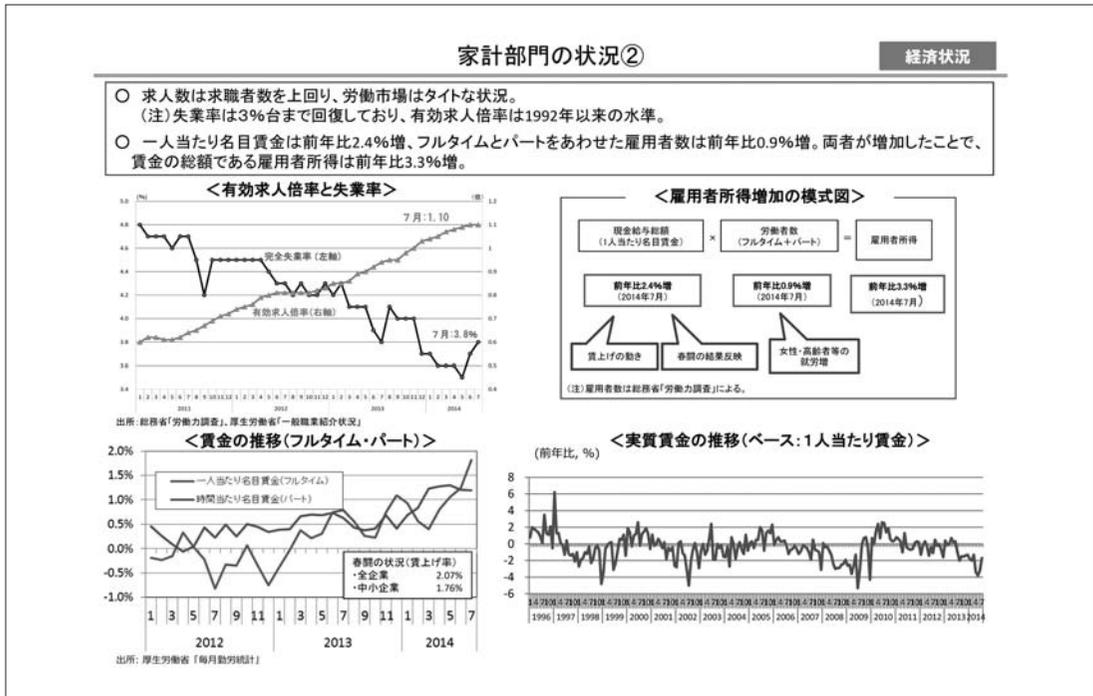
(資料①)



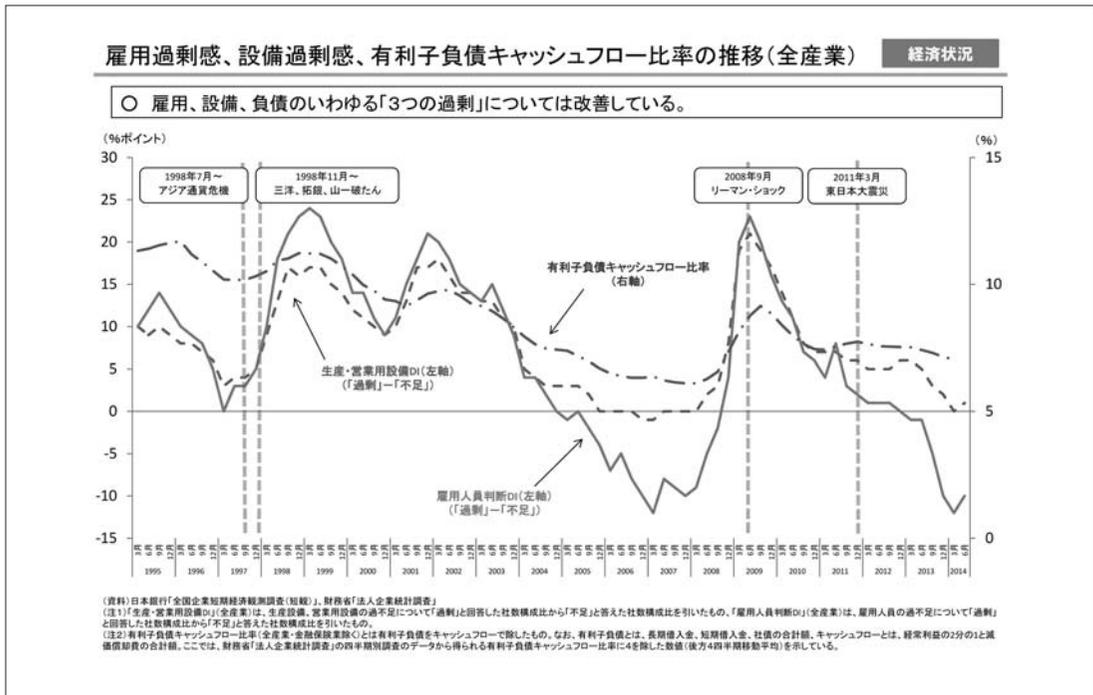
(資料②)



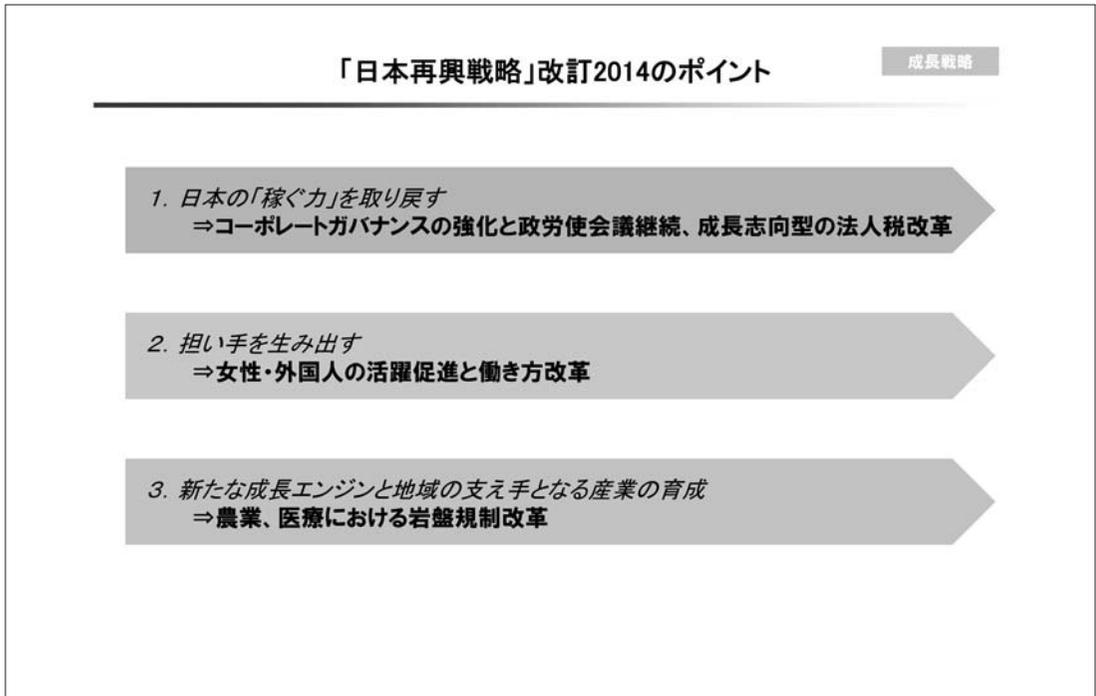
(資料⑬)



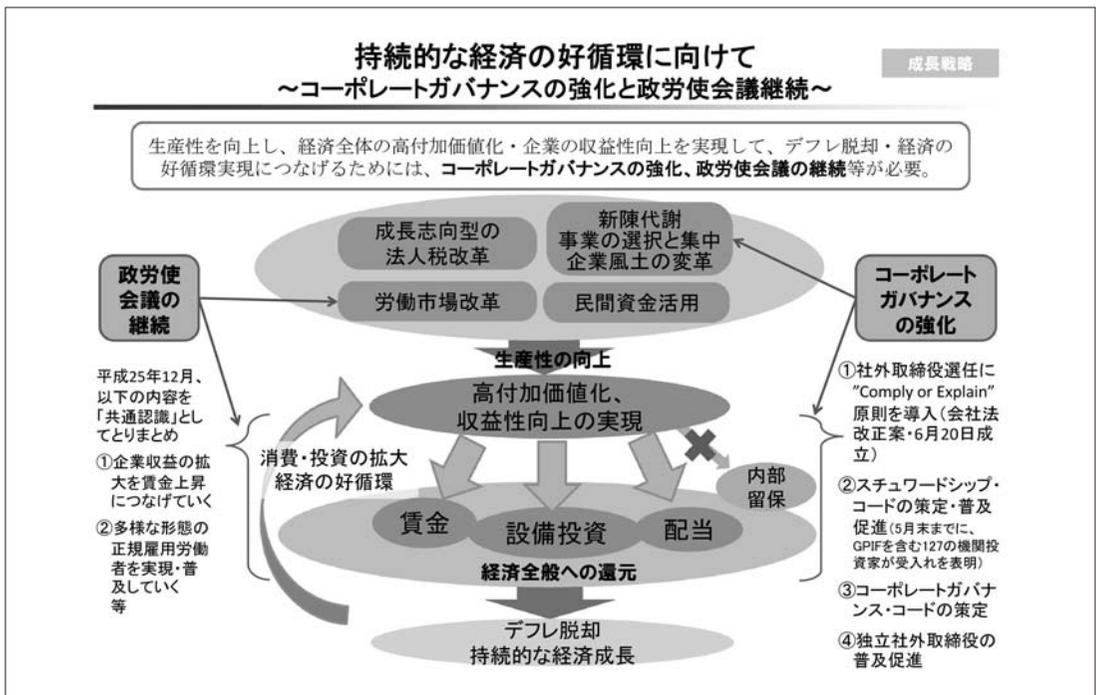
(資料⑭)



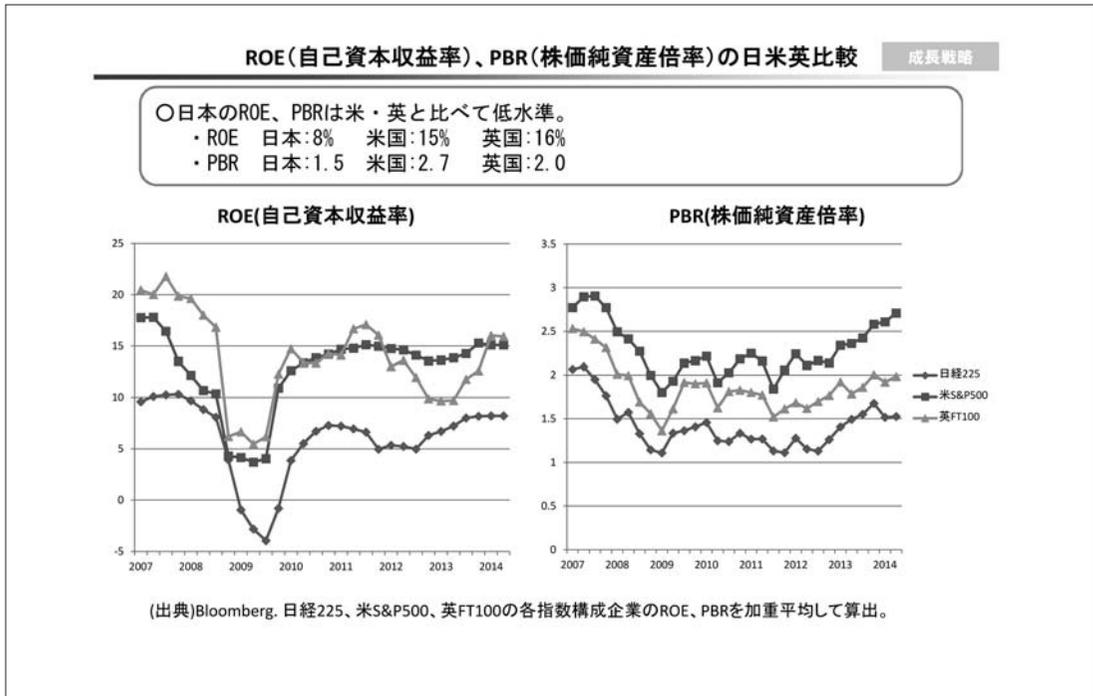
(資料⑮)



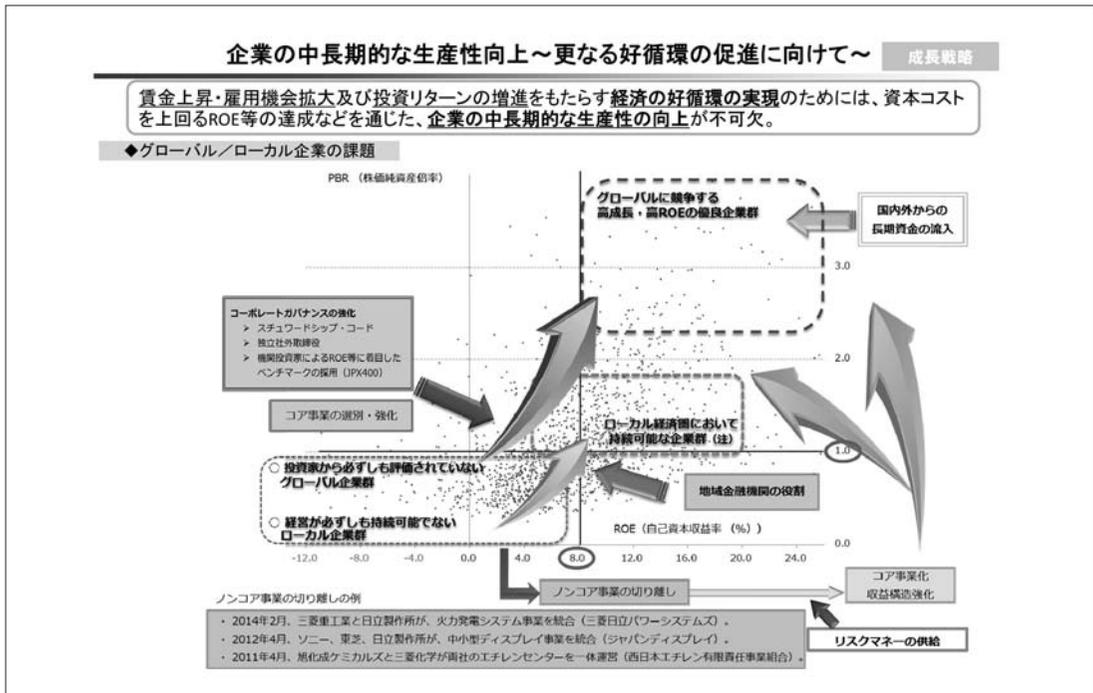
(資料⑯)



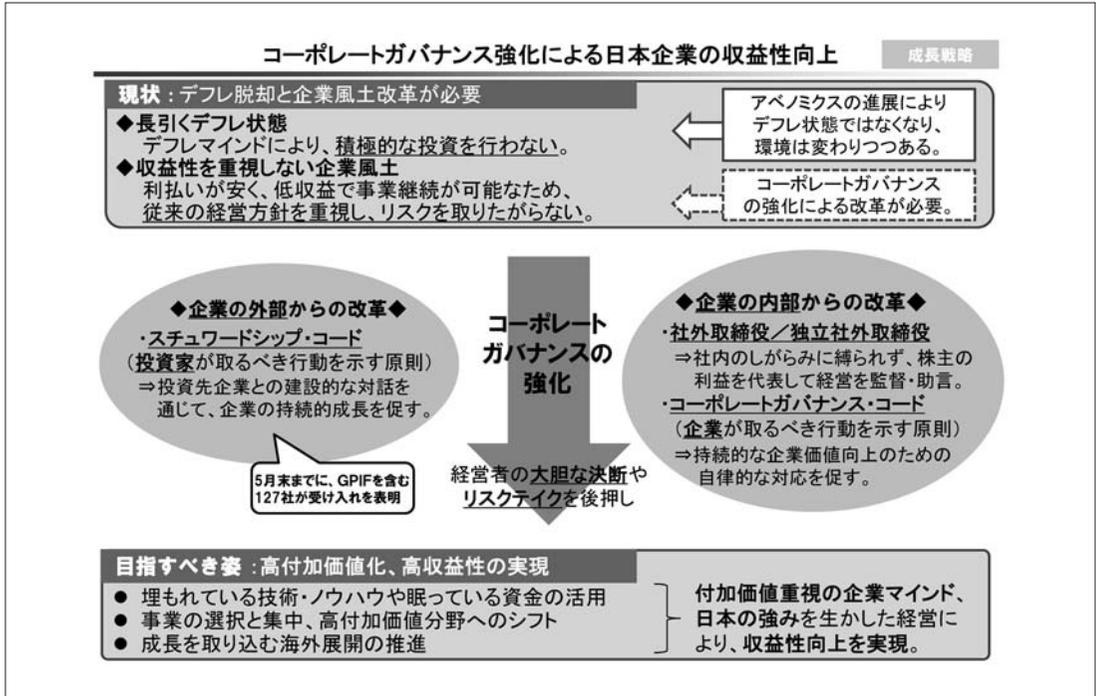
(資料⑰)



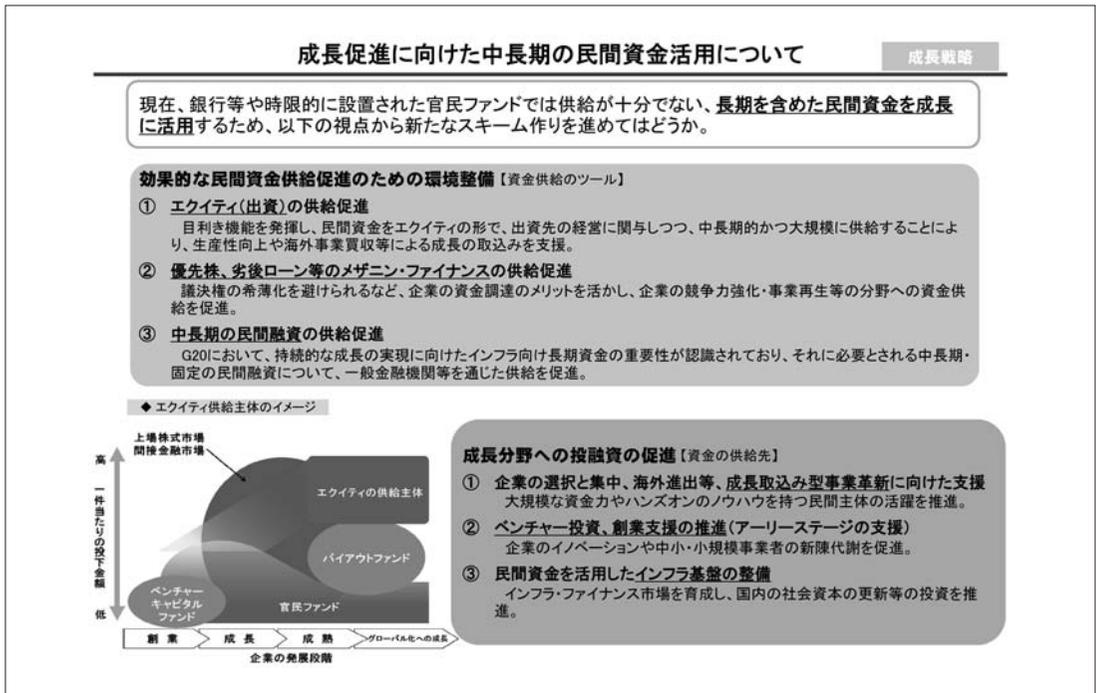
(資料⑱)



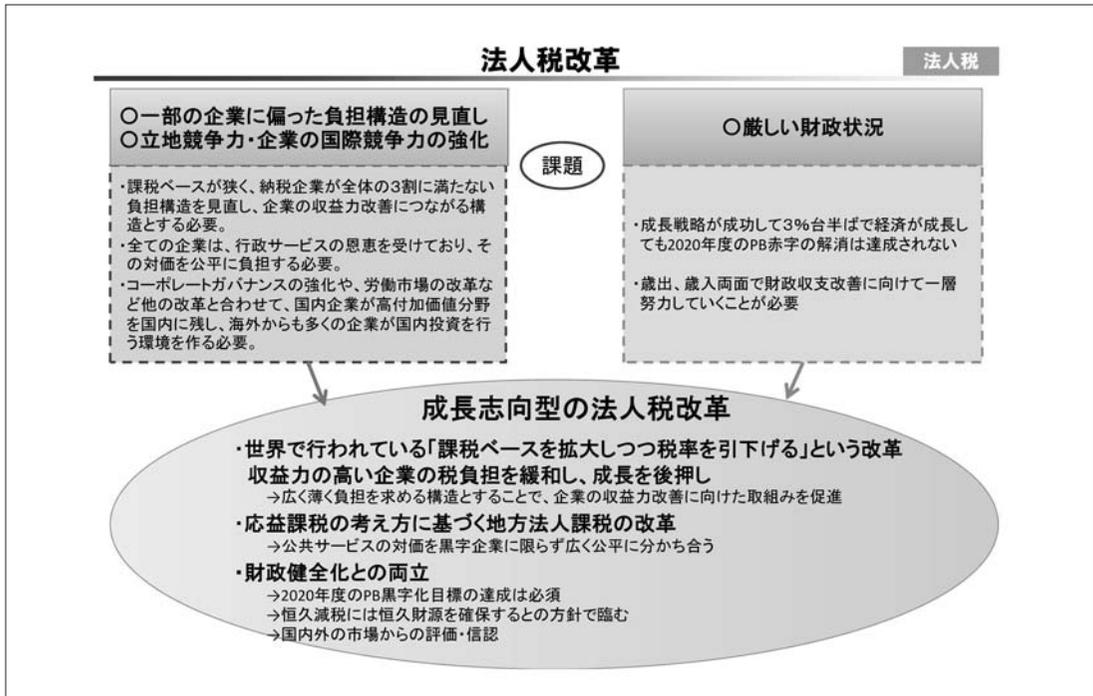
(資料⑱)



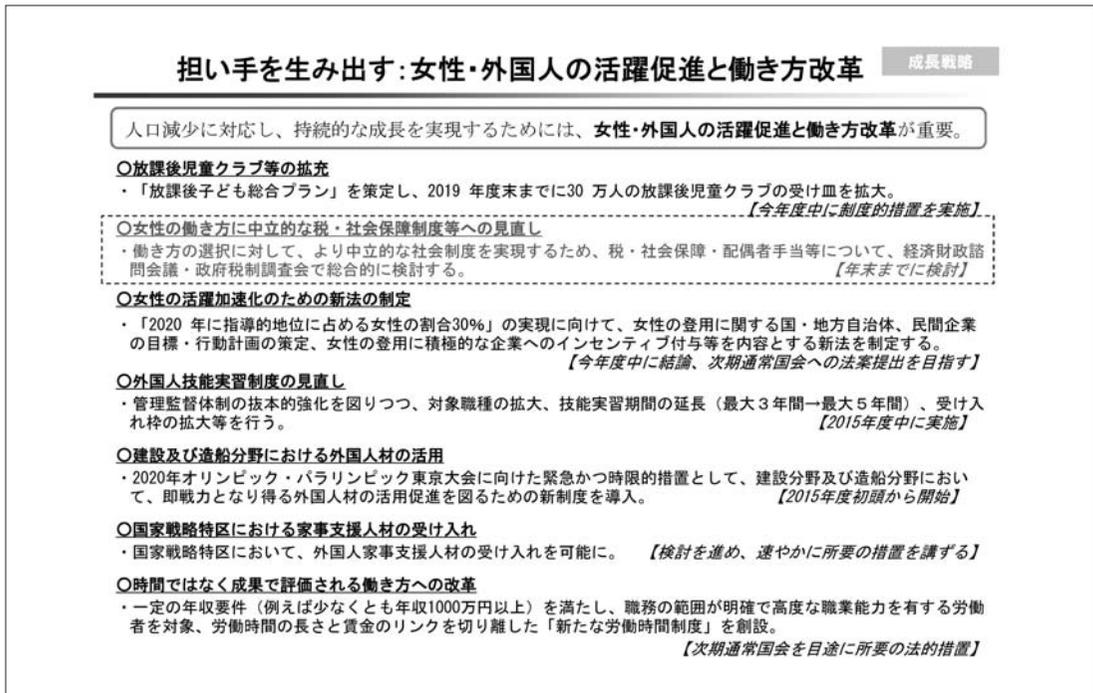
(資料⑳)



(資料⑳)



(資料㉒)



(資料⑳)

新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成

成長戦略

(1) 新生農業の創造 ～守りから攻めへ～

○農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革

・経営マインドを持つ意欲のある農業の担い手が企業の知見も活用して、力強い農業活動を展開し、活躍できる環境を整備していく。そのため、農業委員の選出の方法の見直し、農業生産法人の役員要件・議決権要件の見直し、地域の農協の自立・活性化と農協中央会制度の自律的新制度への移行など一体的な改革を実施。

【次期通常国会に関連法案の提出を目指す】

○米の生産調整の見直し

・農業経営者が自らの経営判断に基づき、作物選択ができるようにするため、2018年産米からを目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう取り組むとともに、その環境整備を進める。

(2) 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供

○医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

・複数の医療法人や社会福祉法人等について一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設。

【2015年中に制度上の措置を目指す】

○保険外併用療養費制度の大幅拡大

・多様な患者ニーズの充足、医療産業の競争力強化、医療保険の持続可能性保持等の要請により適切に対応するため、施策を実施する。

－新たな保険外併用の仕組み（「患者申出療養（仮称）」）の創設

－先進的な医療へのアクセス向上（再生医療、医療機器の評価に特化した専門組織を立ち上げ、先進医療の評価を迅速化・効率化）

－治験に参加できない患者の治験薬へのアクセスを充実させるための仕組み（日本版コンパッションネートユース）の2015年度からの導入。

(資料㉑)

経済財政運営と改革の基本方針2014(抜粋)

平成26年6月24日 閣議決定

財政

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

(略)

少子高齢化の急速な進行、団塊の世代の更なる高齢化、家計貯蓄率の低下や経常収支黒字の縮小が想定される中で、持続可能な財政と社会保障の構築は必要不可欠である。経済再生、財政健全化と持続可能な社会保障の同時達成を目指していく。

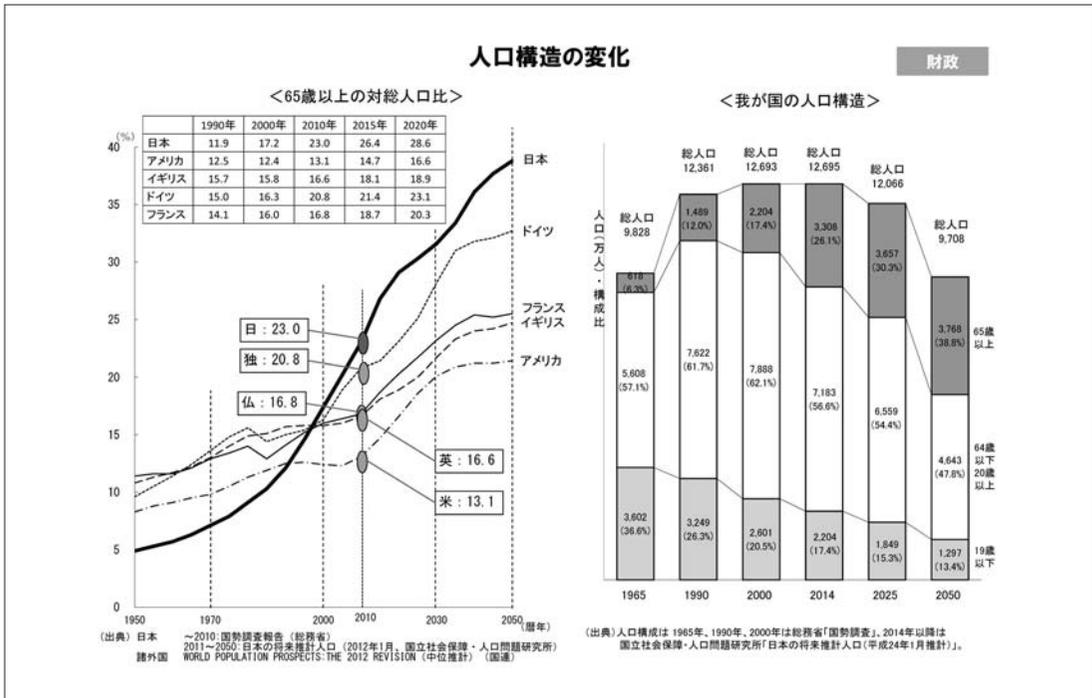
(当面の財政健全化目標に向けて)

(略)

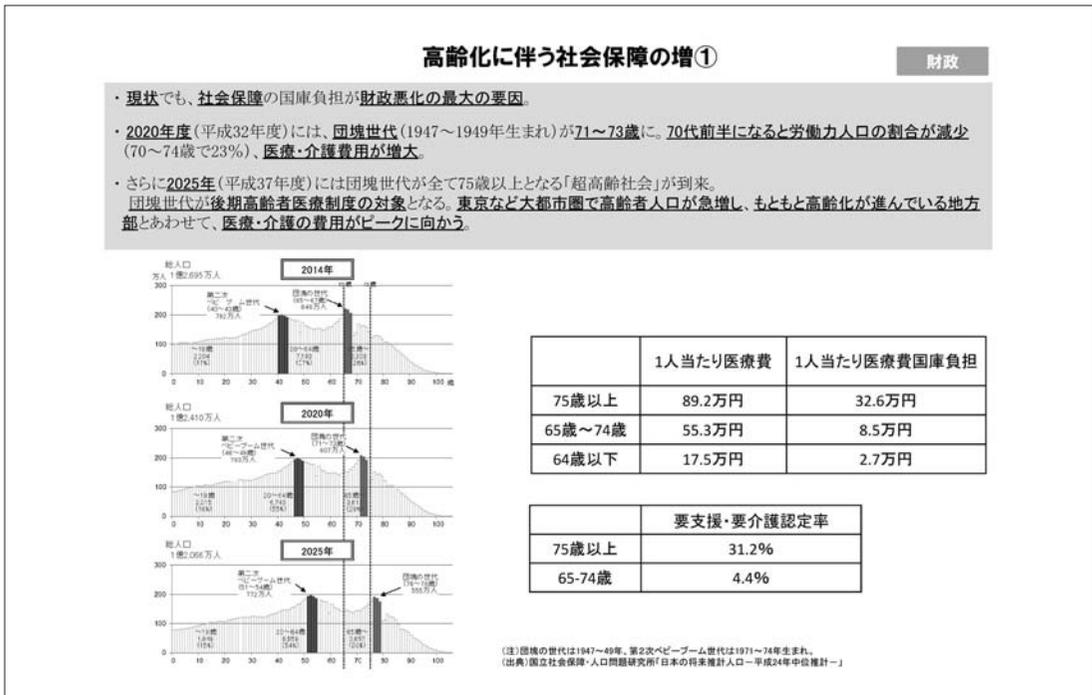
2020年度の基礎的財政収支の黒字化に向けては、2015年度予算編成等を踏まえ、具体的な道筋を早期に明らかにできるよう検討を進める。経済再生の進展を確かなものとしつつ、収支改善が可能となきにはできる限りの改善を図る。

また、人口高齢化等を背景として増大する社会保障については、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な制度の確立に向けて着実に取組を進める。社会保障以外の支出については一層の重点化・効率化を進め、できる限り抑制する。

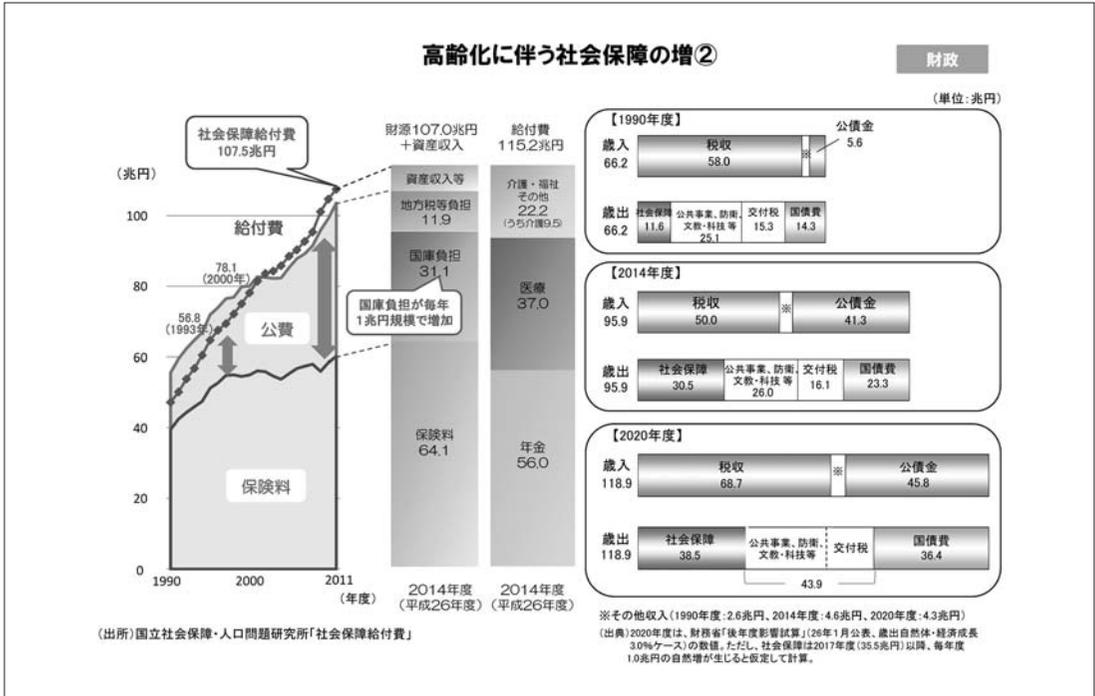
(資料⑳)



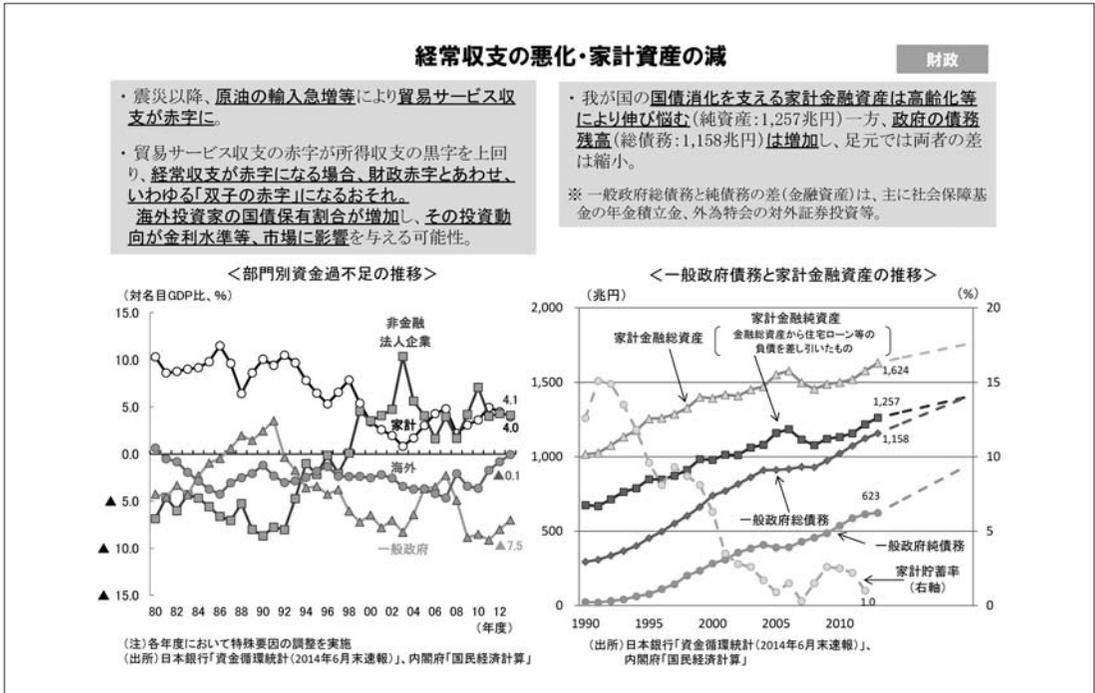
(資料㉑)



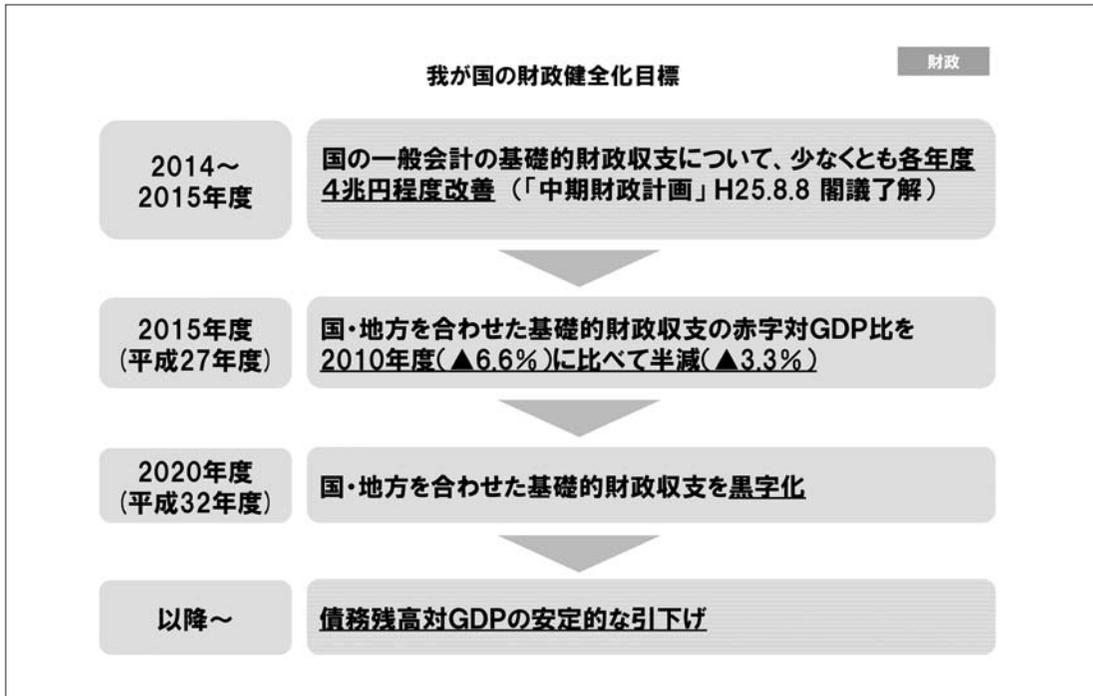
(資料⑳)



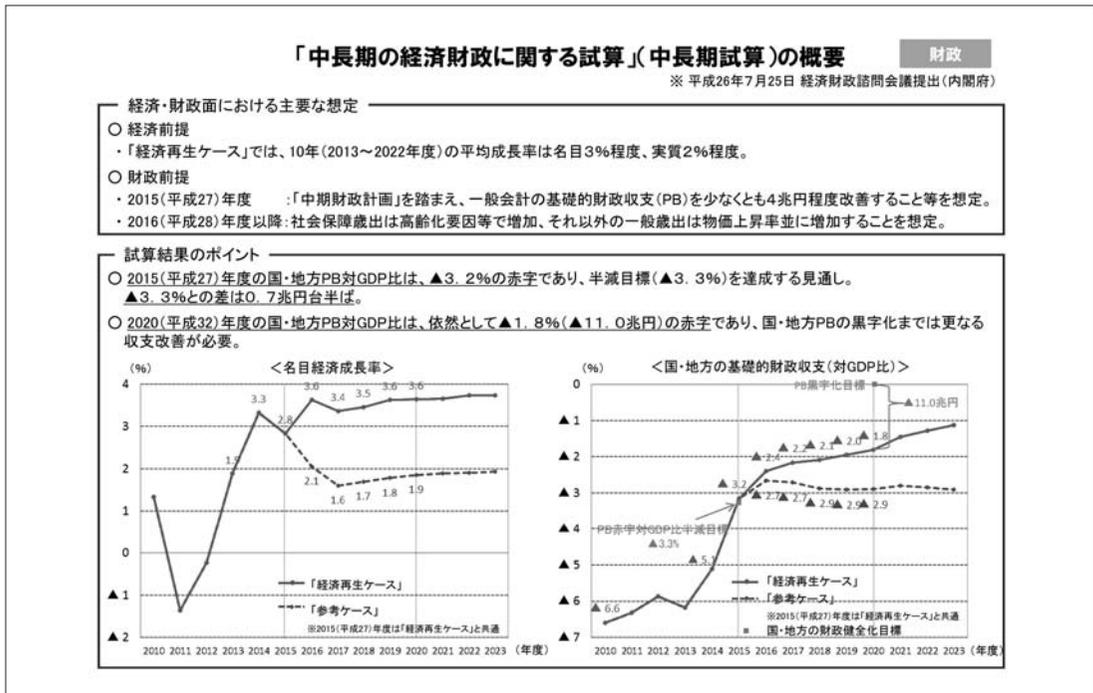
(資料㉑)



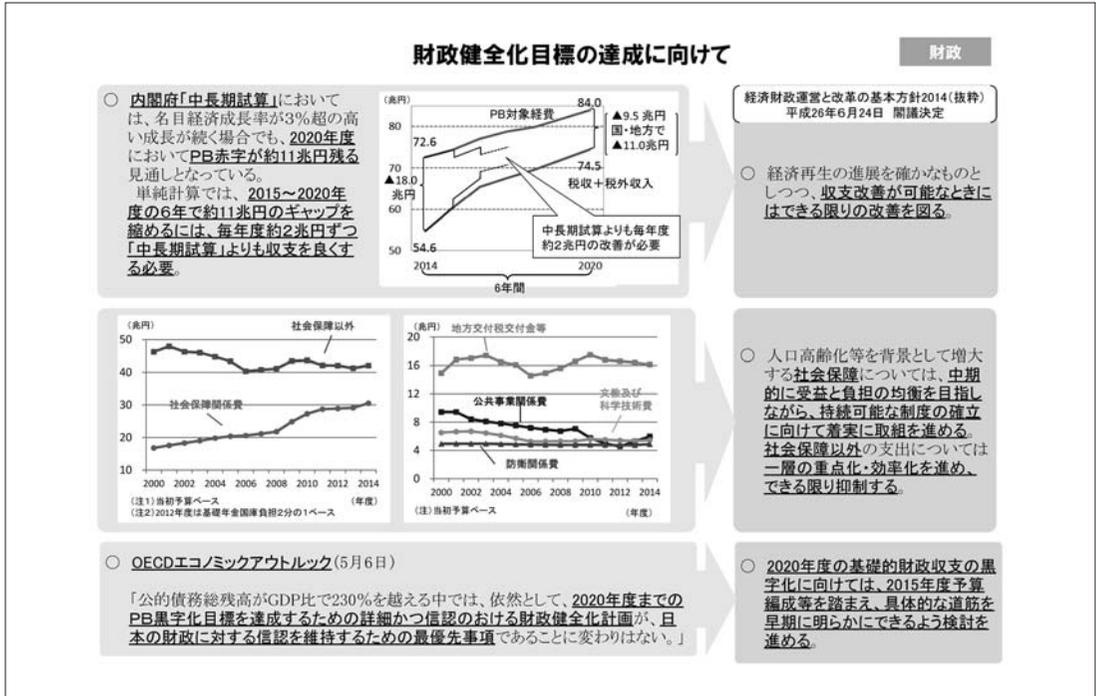
(資料㉑)



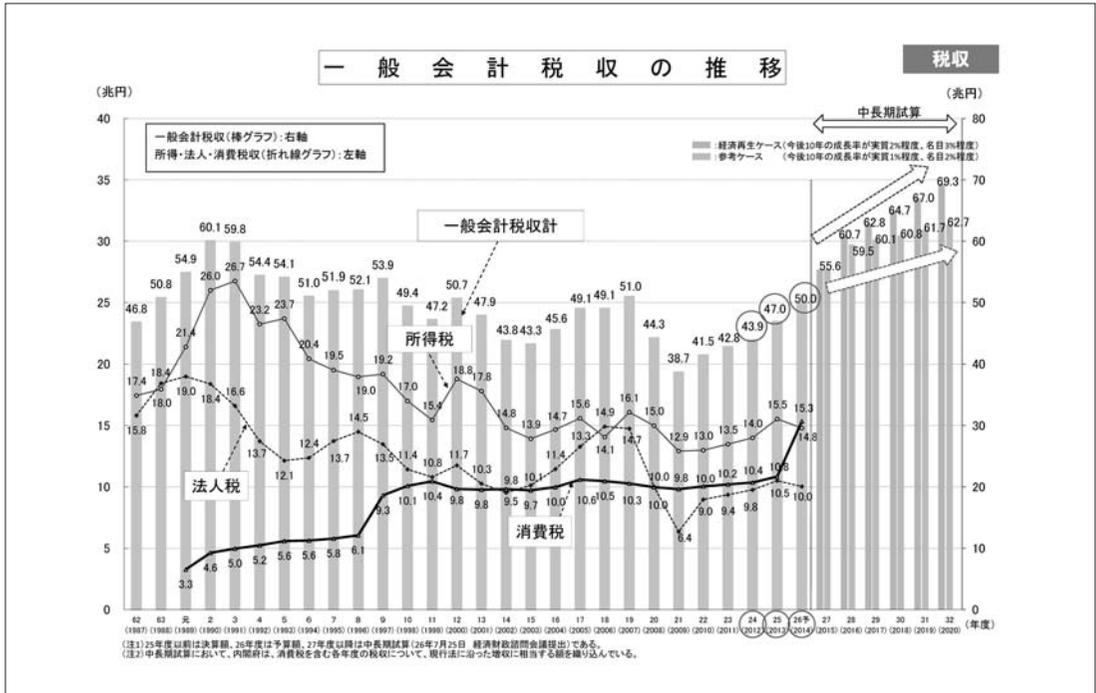
(資料㉒)



(資料③)



(資料③)



(資料③)

税制抜本改革法附則第十八条

消費税

税制抜本改革法(平成24年法律第68号)

附則 (消費税率の引上げに当たっての措置)

第十八条

3 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

経済財政運営と改革の基本方針2014 ~デフレからの好循環拡大へ~ (平成26年6月24日 閣議決定)

第4章 平成27年度予算編成に向けた基本的考え方

1. 経済財政運営の考え方 (2) 中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組

平成27年10月に予定される消費税率の10%への引上げについては、「**税制抜本改革法**」にのっとり、**経済状況等を総合的に勘案して、平成26年中に判断を行う**。経済財政諮問会議では、経済状況等の総合的な勘案に向けて必要な検討を行う。

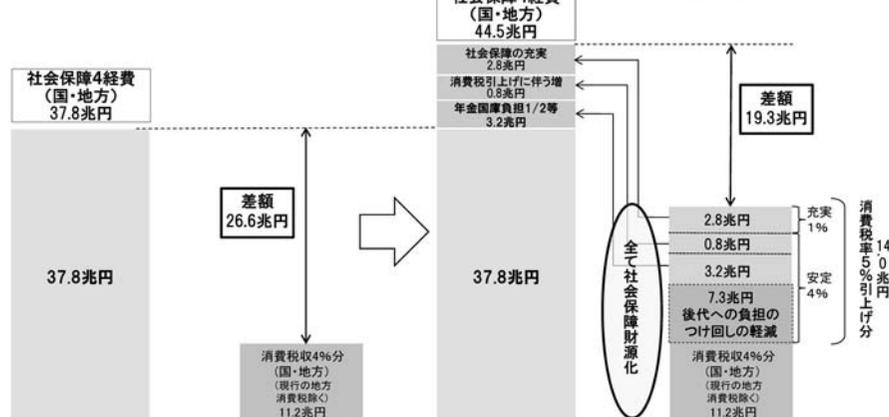
(資料④)

社会保障の安定財源確保

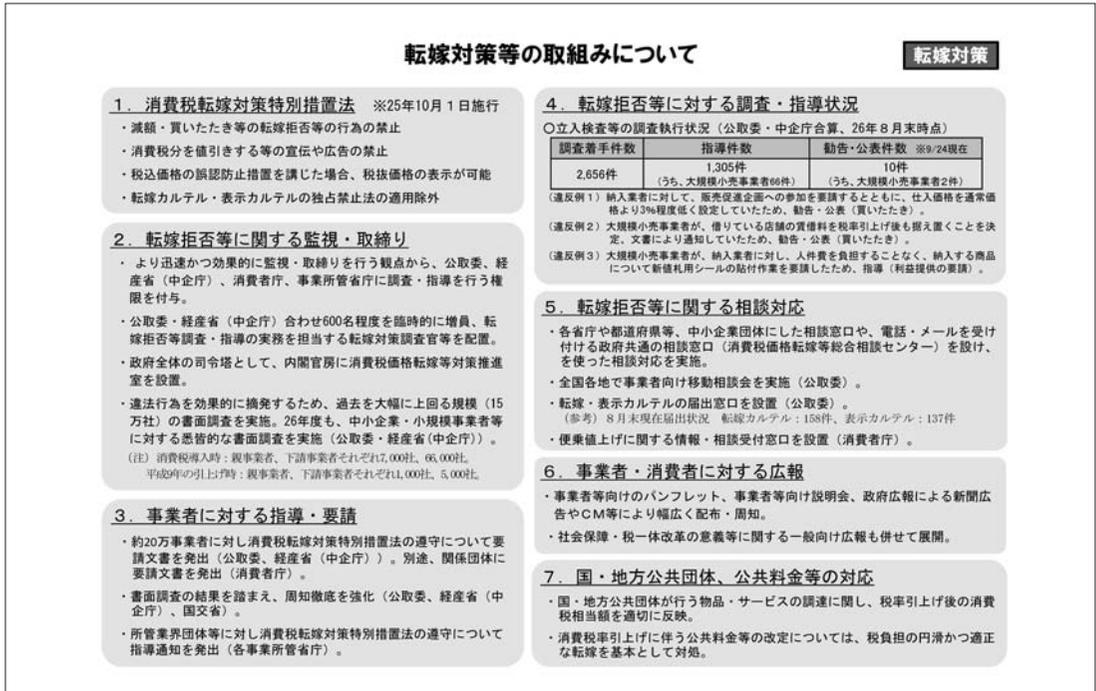
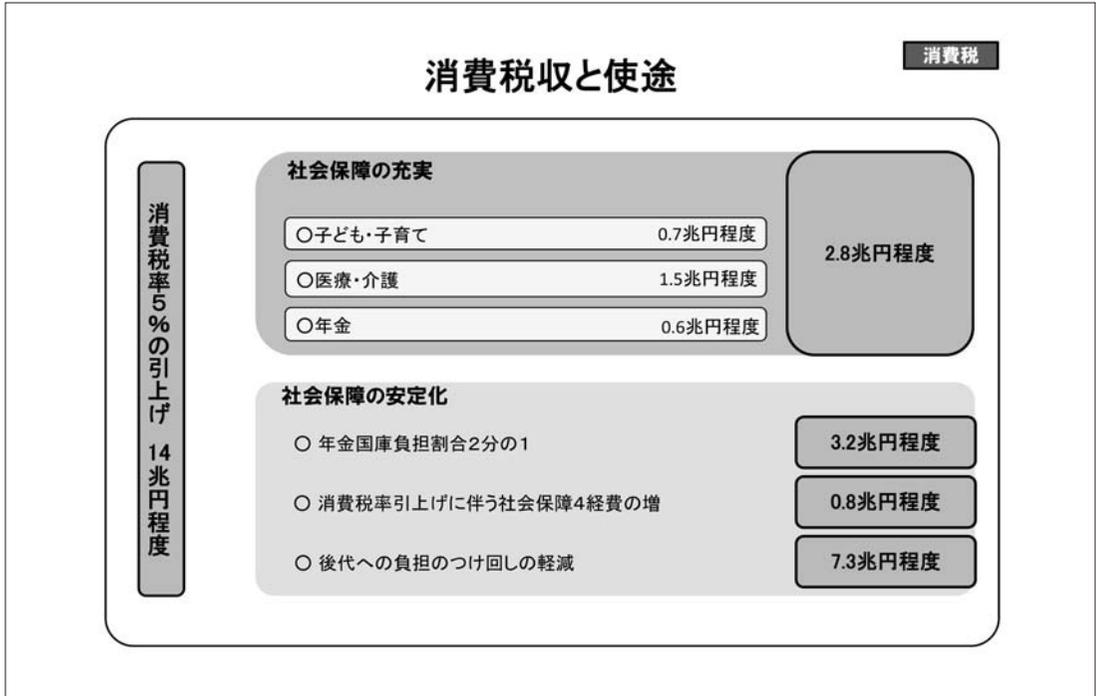
消費税

社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」としている。今般の社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む、消費税収(国・地方、現行の地方消費税収を除く)は、全て社会保障財源化された。

<改革を織り込んでいない姿>



(注1) 社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。
(注2) 計数は、平成26年度予算を基に、税制抜本改革法に沿って消費税率が10%まで引き上げられた場合の平成29年度時点の計数を見込んだもの。
(注3) 上記の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。
(注4) 引上げ分の地方消費税については、地方税法において、社会保障施策に要する経費に充てるとされている。また、引上げ分の地方消費税と消費税に係る交付税法定率分の総額を、地方税法において、社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされている。



(資料⑳)

消費税転嫁に関する各種調査・統計の公表状況							転嫁対策			
							26年9月26日			
○ 消費者物価指数 前年同月比(総務省統計局)										
	3月	4月	5月	6月	7月	8月				
総合(全国)	+1.6%	+3.4% (前月比+2.1%)	+3.7% (前月比+0.4%)	+3.6% (前月比▲0.1%)	+3.4% (前月比±0.0%)	+3.3% (前月比±0.2%)	+3.1%			
生鮮食料品を除く総合(全国)	+1.3%	+3.2% (前月比+2.2%)	+3.4% (前月比+0.4%)	+3.3% (前月比±0.0%)	+3.2% (前月比+0.1%)	+3.0% (前月比±0.0%)	+2.8%			
※ 消費税率の引上げ分がフル転嫁された場合の生鮮食料品を除く総合(5月)は、前年同月比+2.0%と試算(内閣府)										
○ 企業物価指数 前年同月比(日本銀行)										
	3月	4月	5月	6月	7月	8月(速報)				
国内企業物価	+1.7%	+4.2% (前月比+2.9%)	+4.4% (前月比+0.3%)	+4.5% (前月比+0.1%)	+4.3% (前月比+0.4%)	+3.9% (前月比▲0.2%)	+3.7%			
消費税を除く国内企業物価	+1.7%	+1.5% (前月比+0.2%)	+1.5% (前月比+0.1%)	+1.7% (前月比+0.2%)	+1.4% (前月比+0.3%)	+1.1% (前月比▲0.1%)	+1.0%			
○ 物価モニター(消費者庁)										
税抜価格の変動率の全品目平均 「6月」4月調査比 ▲0.8% 「8月」6月調査比 ▲0.6%										
※ 物価モニター2,000人(6月調査までは4,000人)が、指定した25(6月調査までは40)の調査品目について同一店舗同一商品の税抜価格を継続して調査。										
○ 消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査(中小企業庁)										
	4月		5月		6月		7月		8月	
	BtoB	BtoC	BtoB	BtoC	BtoB	BtoC	BtoB	BtoC	BtoB	BtoC
全て転嫁できている	79.0%	69.3%	80.0%	70.1%	82.2%	72.9%	83.4%	74.5%	83.3%	73.8%
一部を転嫁できている	13.1%	19.3%	12.4%	19.2%	10.9%	16.8%	9.4%	14.8%	9.8%	15.7%
全く転嫁できていない	3.8%	5.0%	4.0%	4.8%	3.6%	4.7%	4.0%	5.2%	3.8%	4.7%
その他(経営戦略上転嫁しなかった場合など)	4.1%	6.4%	3.6%	6.0%	3.3%	5.6%	3.2%	5.5%	3.1%	5.8%

(資料㉑)

平成26年度税制改正大綱(抄)		軽減税率
		平成25年12月12日 自由民主党 公明党
第一 平成26年度税制改正の基本的考え方		
2 税制抜本改革の着実な実施		
(4) 軽減税率		
消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。		
このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐり議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。		

(資料③)

軽減税率

消費税の軽減税率に関する検討について

与党税制協議会では、消費税の軽減税率に関して26年度税制改正大綱^(注)に基づいて検討を進めており、本年6月5日、広く国民の意見を聞くため、考え得るパターンを機械的に示した「消費税の軽減税率に関する検討について」の資料を公表。

(注) 平成26年度与党税制改正大綱(平成25年12月12日)
消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の理念に立って必要な詳細を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手段、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

<繰引き例と財源について>
○ 軽減税率を導入する場合の対象品目を仮に飲食料品とする場合の繰引き例として、以下の8種類のパターンを提示。

軽減税率の対象品目	1%あたり 減収額	標準税率と軽減税率の差が 2%である場合の財源の規模	
		社会保障の充実分 及び自然増への影響	減収額の 消費税率換算
① 全ての飲食料品	▲6,600億円	▲1.3億円	0.7%
② 酒類以外の飲食料品	▲6,300億円	▲1.3億円	0.6%
③ 酒類・外食以外の飲食料品	▲4,900億円	▲1.0億円	0.5%
④ 酒類・外食・菓子類以外の飲食料品	▲4,400億円	▲0.9億円	0.4%
⑤ 酒類・外食・菓子類・飲料以外の飲食料品	▲4,000億円	▲0.8億円	0.4%
⑥ 生鮮食品	▲1,800億円	▲0.4億円	0.1%
⑦ 米、みそ、しょうゆ	▲200億円	▲0.05億円	0.02%
⑧ 精米	▲200億円	▲0.04億円	0.02%

※消費税率1%当たりの消費税収は2.7億円(25年度ベース)

<区分経理について>
○ 軽減税率を導入する場合、適正な税額計算のための区分経理の仕組みとして、A~D案を提示。
※A~D案のいずれも、納税義務者の事務負担は増加。

区分経理の方法	区分経理の計算	納付税額の計算	免稅事業者 からの仕入	特 徴
A案：区分経理に対応した請求書保存方式	請求書の軽減率に印を付す	請求書に付された印を参考にしながら帳簿から計算	仕入税額控除可能 (免稅事業者は印をつけた請求書を交付することはできる。その一方で各々の売上品目毎の税率区分の判断事務が免除)	・事業者間取引における免稅事業者の状況は変わらない ・いわゆる差税が拡大する可能性
B案：A案に両手の請求書交付義務等を追加した方式	請求書の各品目毎に適用税率及び税率を記載	請求書に記載した税額により計算	仕入税額控除不可 (免稅事業者は適用税率及び税額を記載した請求書を交付できない)	・いわゆる差税は縮小 ・事業者間取引において免稅事業者が取引を避ける可能性
C案：事業者番号及び請求書番号を付さない税額別記請求書方式	請求書の各品目毎に適用税率及び税率を記載	請求書に記載した税額により計算	仕入税額控除不可 (免稅事業者は適用税率及び税額を記載した請求書を交付できない)	・いわゆる差税は縮小 ・事業者間取引において免稅事業者が取引を避ける可能性
D案：E型インボイス方式	請求書の各品目毎に適用税率及び税率を記載	請求書に記載した税額により計算	仕入税額控除不可 (免稅事業者は適用税率及び税額を記載した請求書を交付できない)	・いわゆる差税は縮小 ・事業者間取引において免稅事業者が取引を避ける可能性

<課題・論点の一例>

①全ての飲食料品
生きた牛やサブプリメントは？



③外食
コンビニの中(イトインスペース)で弁当を食べると？



⑧生鮮食品
刺身は軽減、干物は標準？



①全ての飲食料品
生活必需品ということなら日用品は？



④菓子類
クリームパンやあんまんは？



⑦米、みそ、しょうゆ
酒類米パンや砂糖は？



<その他>
○ 簡易課税について
⇒業種区分が細分化されることにより、複雑な簡易課税制度に。
○ マージン課税制度
⇒区分経理のC案、D案を導入する場合、中品販売業者に対する特別な手当てが必要。

消費税、年金、医療、介護、少子化対策の歳出を一体的なものとするとの社会保障・税一体改革の原点を十分に踏まえながら、軽減税率制度導入のための課題と論点について、広く国民各層における活発な議論を期待。

(資料④)

軽減税率

軽減税率に関するヒアリング団体 (与党税制協議会)

7月8日(火) 11団体
日本経済団体連合会、
日本税理士会連合会、TKC全国政経研究会、
全国間税会総連合会、全国法人会総連合、
全国青色申告会総連合、日本労働組合総連合会、
全国消費者団体連絡会、
全国地域婦人団体連絡協議会、
全国消費生活相談員協会、
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

7月9日(水) 9団体
全国農業協同組合中央会、
全国漁業協同組合連合会、
大日本水産会、全国水産加工業協同組合連合会、
食品産業センター、精糖工業会、
全国米穀販売事業共済協同組合、
酒類業中央団体連絡協議会、
全国中央市場青果卸協会

7月15日(火) 9団体
日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、
日本スーパーマーケット協会、
新日本スーパーマーケット協会、
日本農業法人協会、日本フランチャイズチェーン協会、
日本中古自動車販売協会連合会、
全国質屋組合連合会、
日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合

7月29日(火) 14団体
日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、
日本新聞協会、日本専門新聞協会、
日本書籍出版協会、
日本雑誌協会、日本商工会議所、全国商工会連合会、
全国中小企業団体中央会、
全国商店街振興組合連合会、住宅生産団体連合会、
不動産団体連合会、日本フードサービス協会

8月29日(金) 19団体
四病院団体協議会、
日本新聞販売協会、
日本パン工業会、全日本パン協同組合連合会
全国知事会、全国市長会、全国町村会、
日本生活協同組合連合会、
全国生活衛生同業組合中央会、
日本チェーンドラッグストア協会、
日本芸能実演家団体協議会、
日本保育協会、全国保育協議会、全国私立保育園連盟、
全日本私立幼稚園連合会、全国公立幼稚園長会、
全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、
日本加工食品卸協会

(資料④)

経済財政運営と改革の基本方針2014(抜粋)
平成26年6月24日 閣議決定

法人税

(法人税改革)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、**法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げること**を目指し、**成長志向に重点を置いた法人税改革に着手**する。

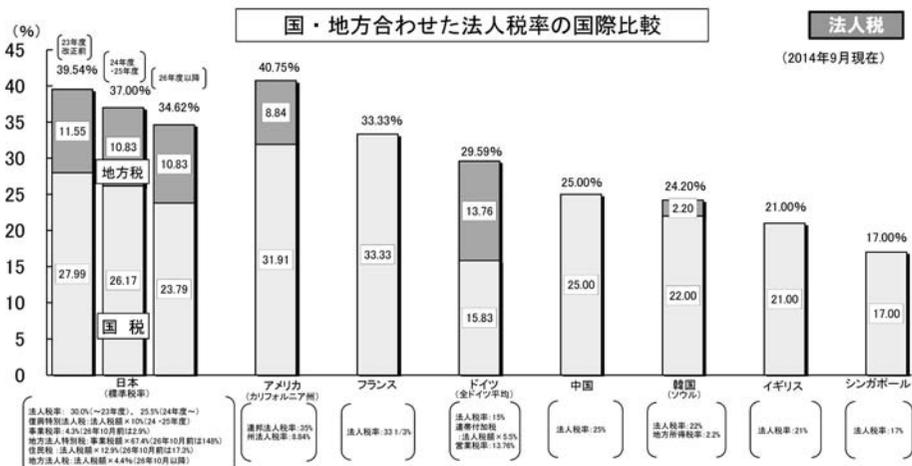
そのため、**数年で法人実効税率を20%台まで引き下げること**を目指す。この引下げは、**来年度から開始**する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあるを含めて、**2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保**をすることとし、**年末に向けて議論を進め、具体案を得る**。

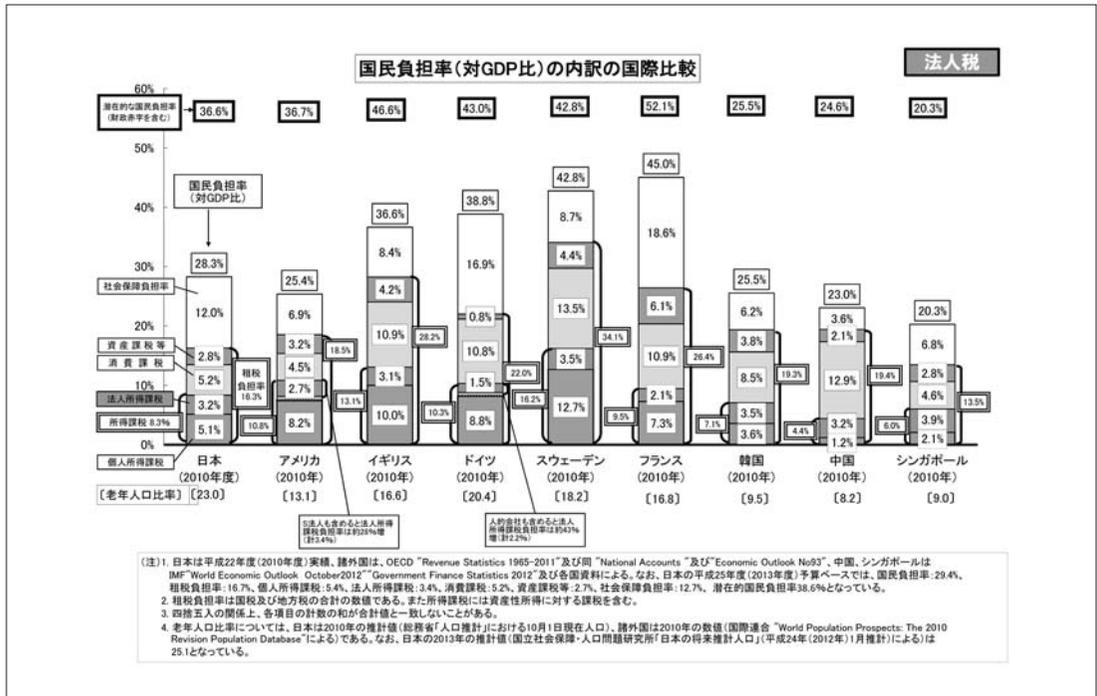
実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

※「第3章 経済再生と財政健全化の好循環」中の「1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的な考え方」より抜粋

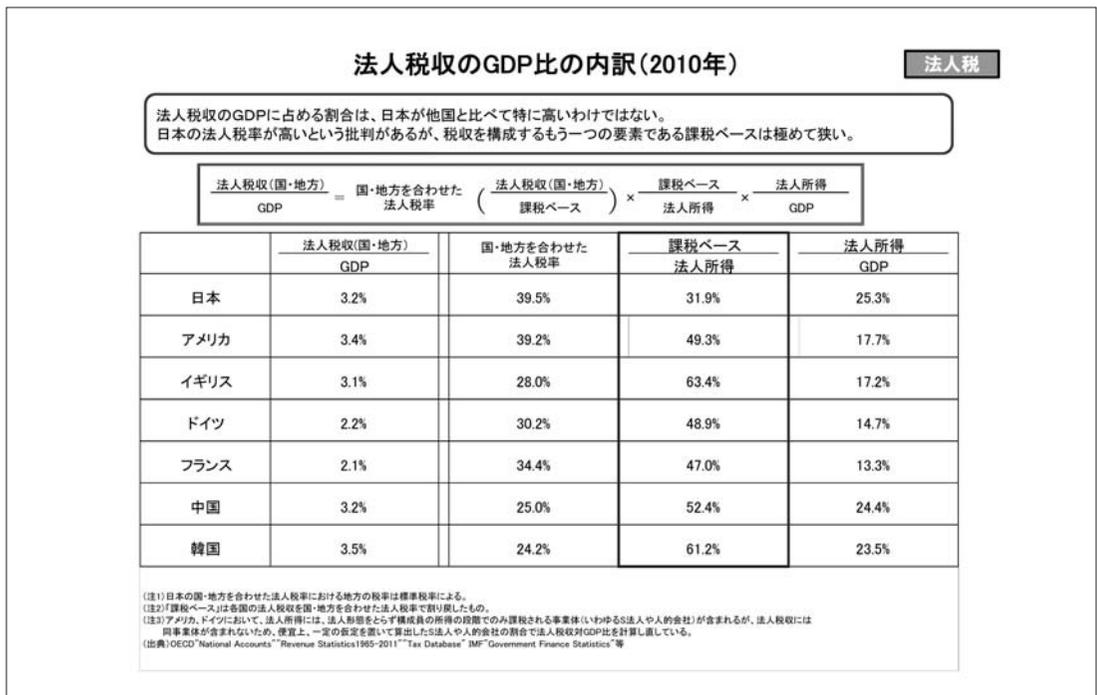
(資料④)



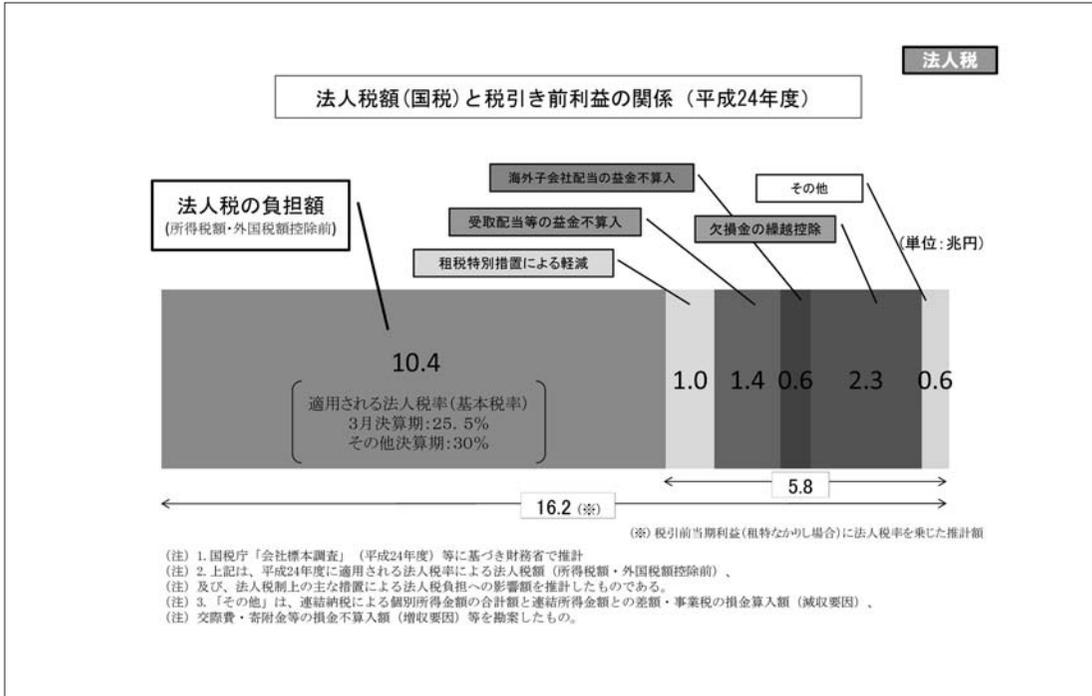
(資料④)



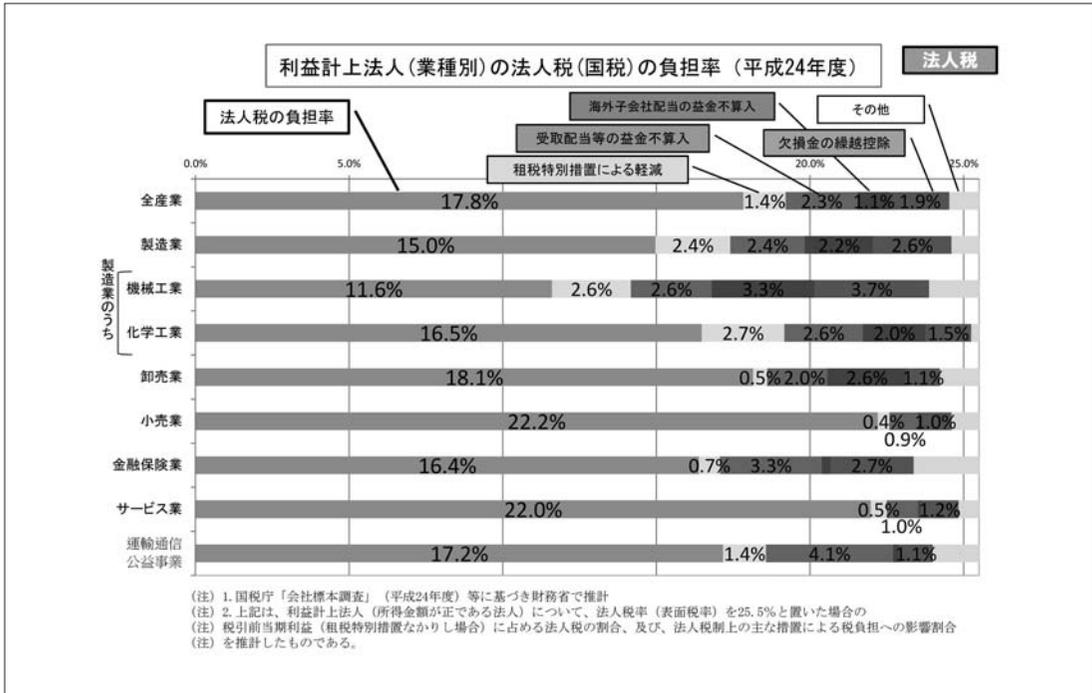
(資料④)



(資料④)



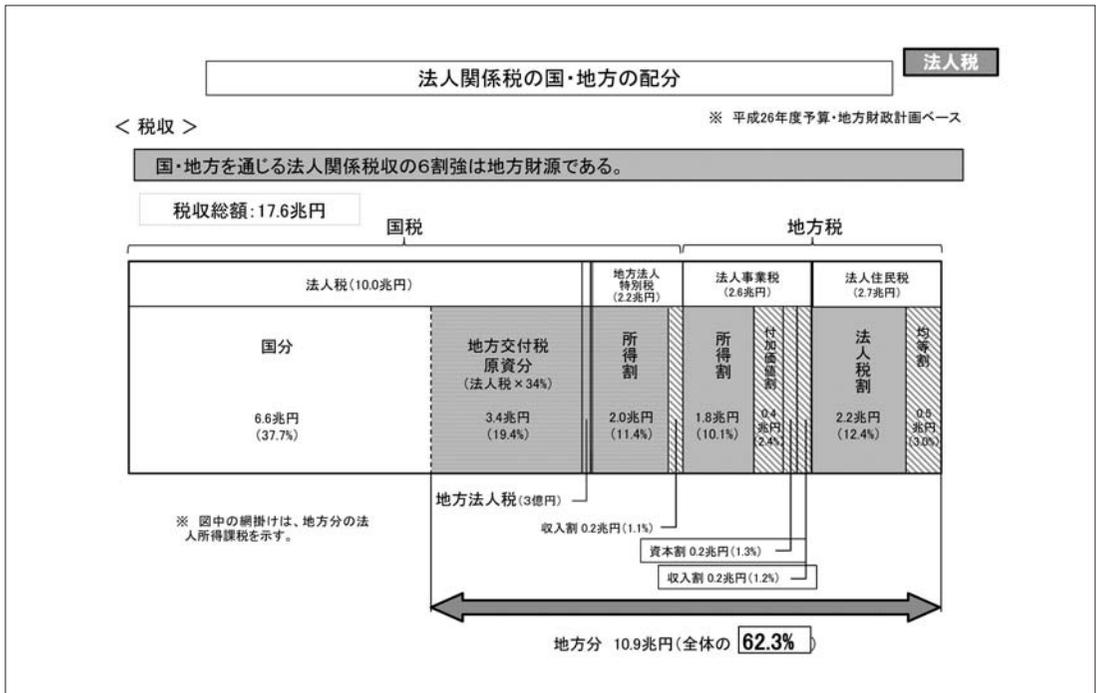
(資料⑤)



(資料④7)



(資料④8)



(資料④)

主要国における法人税率の引下げと課税ベースの拡大措置等について **法人税**

イギリス		主な課税ベースの拡大措置等	
法人税率の引下げ			
1997年度改正 [33⇒31%] 【▲14億ポンド】		・配当に係る還付制度の廃止等	【計67億ポンド】
1999年度改正 [31⇒30%] 【▲7億ポンド】		・外国子会社合算税制の見直し	【計1億ポンド】
2008年度改正 [30⇒28%] 【▲10億ポンド】		・機械設備に係る減価償却率引下げ等	【計17億ポンド】
2011～15年度改正 [28⇒20%] 【▲153億ポンド】		・機械設備に係る減価償却率引下げ(+47億ポンド) ・銀行税の導入・税率の引上げ(+105億ポンド)等	【計175億ポンド】

ドイツ		主な課税ベースの拡大措置等	
法人税率の引下げ			
2001年度改正 [52⇒39%] 【▲103億ユーロ】		・減価償却率の引下げ(+69億ユーロ) ・過少資本税制の強化(+5億ユーロ)等	【計74億ユーロ】
2003年度改正	税率引下げなし	・配当による法人税還付の制限(+10億ユーロ)	【計38億ユーロ】
2004年度改正		・連結納税制度適用の制限(+12億ユーロ) ・欠損金の繰越限度額の設定(+6億ユーロ)等	
2007年に付加価値税率の引上げと所得税の最高税率の引上げにより財政黒字を達成			
2008年度改正 [39⇒30%] 【▲267億ユーロ】		・営業税の損金算入否認(+114億ユーロ) ・支払子の損金算入制限(+11億ユーロ) ・減価償却方法の定額法への一本化(定率法の廃止)(+34億ユーロ)等	【計234億ユーロ】

(注) ドイツの法人税率には、連邦と州の共有税である法人税、連帯付加税(法人税額の5.5%)、市町村税である営業税の税率が含まれる。

フランス		主な課税ベースの拡大措置等	
法人税率の引下げ			
1991年度改正 [37⇒34%] 【▲4億ユーロ】		・法人の有価証券に係るキャピタルゲイン課税の税率引上げ	【計4億ユーロ】
1993年度改正 [34⇒33.3%] 【▲4億ユーロ】		・法人概算課税の税率引上げ ※法人概算課税とは、売上高に応じて一定額を課すもの、法人税を納めず法人に課税する目的で1974年に導入。	【計4億ユーロ】

(資料⑤)

「法人税改革に当たっての基本認識と論点」の概要

法人税

(平成26年6月5日 自由民主党税制調査会、公明党税制調査会)

1. 当面の経済運営に関する認識

- デフレからの脱却を実現する観点から、平成25・26年度改正において、設備投資、研究開発投資、賃上げを促進するため、異次元の対応を行った。まずはこれらの徹底した活用を促進していくことが重要。

2. 法人税の改革

(1) 法人税の改革の検討に当たっての視点

- 平成26年度与党税制改正大綱で、①課税ベースの拡大などによる財源確保を図る必要、②法人実効税率引下げと企業の具体的な行動との関係なども踏まえ、その政策効果の検証を行うことが必要とされている。

(2) 法人税改革の基本認識

(成長につながる法人税の構造改革)

- **より広く課税を行いつつ、稼ぐ力のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた取組みや新たな技術の開発などがより積極的になり、成長につながるような法人税改革を行う必要。このため、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という法人税の構造改革を行う。**

(あるべき国の形を踏まえた改革)

- 税率をアジア諸国並みに引き下げべきとの主張もあるが、負担だけではなく、受益とのバランスを踏まえた検討が必要である。我々に問われている課題は、如何にして現行の優れた制度やインフラを後世に引き継いでいくのかである。こうしたあるべき国の形を踏まえながら検討していく必要。

(応益課税の考え方に基づく地方法人課税の改革)

- **行政サービスの多くは地方公共団体が直接の担い手となっていることを踏まえ、地方法人課税は、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直す必要。**

「法人税改革に当たっての基本認識と論点」の概要（承前）

(平成26年6月5日 自由民主党税制調査会、公明党税制調査会)

法人税

(3) 国内産業の体質強化、海外企業の呼び込み

- エネルギーの安定供給の確保や規制改革、円滑な資金供給などを通じて企業の経営環境や生産性を改善し、また企業にも生産性の向上を目指した経営判断を下すように企業風土を変えていくことなどが求められる。こうした取組みなくして、法人税負担のみを下げて、成長への道筋は見えてこない。
- 企業の収益力の低さを背景に、欠損金の繰越控除制度の効果も相俟って、納税している企業が3割程度にとどまる状況が長らく続いている。「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことで、収益力の高い企業の税負担を緩和し、より広く課税を行うことで、税負担の偏りを是正していく必要。
- 法人税率の引下げは、外国企業の新規参入や国内企業の海外流出の抑制など、立地競争力につながるもの指摘もあるが、企業の立地選択は、儲かる市場の存在が最大の決定要因。市場の成長性を高める政策を同時に進める必要。

(4) 財政健全化との関係

- 2020年度の国・地方を通じたPB黒字化目標達成は必須。その取組みに懸念が持たれば、国内外の市場からの信託を失い、国債金利の急激な上昇を招きかねない。財政健全化を着実に進めることは、異次元金融緩和の前提。
- 財政健全化目標の実現には、財政収支改善に向け一層努力が必要。経済成長に伴う収支増がこの収支改善に極めて大きな役割を果たす。法人税改革に当たっては、恒久的な財源、制度的に担保された安定財源を確保する必要。
- また、法人課税の財源が、消費税率の引上げによって確保されたかのような誤解を生じさせることは絶対に避けなければならない。国民理解を得るため、徹底した課税ベースの拡大や応益課税の強化を行い、税率引下げの財源を確保する必要。また、必要に応じ、他税目での増収策と、それを財源に税率を引き下げることも検討。

3. 改革の展望

- 目下の最重要の政策課題はデフレからの脱却を確実に実現することである。このため、平成25・26年度改正では設備投資、研究開発、賃上げを促進するための政策税制を創設・拡充した。こうした政策対応の効果やデフレ脱却の状況を見ながら、法人税改革を進めていく。
- 法人課税については、少子化・高齢化が進む中で、将来のあるべき国の形を踏まえつつ、経済のグローバル化や産業構造の変化に対応した成長につながる構造に改革していく必要がある。このため、世界で行われている「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」という法人税の構造改革を行う。
- わが国が持続可能な成長を遂げるため、経済の活性化とともに、財政の健全化の両立を実現していく。法人税改革は、2020年度のPB黒字化目標との整合性を確保するため、恒久減税には恒久財源を確保するとの方針で臨む。
- こうした考え方の下、恒久財源の確保を含めて、年末に向けて議論を進め、法人税改革の具体案を得る。

法人税の改革について

(平成26年6月27日政府税制調査会)

法人税

1. 法人税改革の趣旨

- 今回の改革の主な目的は次の2つ。
 - ・ 第1は、立地競争力を高めるとともに、我が国企業の競争力を強化するために税率を引き下げること。
 - ・ 第2は、法人税の負担構造を改革すること。すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げることで、法人課税を「広く薄く」負担を求める構造にし、利益を上げている企業の再投資余力を増大させ、また収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくこと。
- 地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱。応益課税の観点から、企業間で広く薄く負担を担う構造にすることが必要。外形標準課税について、一段の見直しが必要。
- 法人税改革に当たっての重要な課題は、財政再建との両立。
法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。法人税の枠内で税収中立を図るのではなく、法人税改革に関連し、他の税目の見直しも必要。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則。

2. 具体的改革事項

(1) 租税特別措置の見直し

- ゼロベースで見直し。
- 研究開発税制のうち総額型は、税率引下げに対応して大胆に縮減し、研究開発投資の増加インセンティブになる仕組みに転換。
- 平成25・26年度改正で講じた設備投資や賃上げ等を促す税制は、政策効果やデフレ脱却の状況を見つつ、集中投資期間との整合性を踏まえて検討。
- 減価償却制度の見直し
 - 節税効果の観点から減価償却方法の選択が行われているおそれ。初期の減価償却限度額が大きくなる定率法は所得操作の可能性を大きくする。
 - 定率法を廃止し、定額法に一本化するべき。その際、集中投資期間との整合性を踏まえて検討する必要。

(2) 欠損金の繰越控除制度の見直し

- 現行の欠損金控除制度（控除期間：9年、控除限度：所得の8割）は、企業行動に影響を与えることがある。
- 法人税負担の平準化を図る観点から見直しを行う。中小企業への配慮が必要。

(3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

- 資産運用目的の保有株式の配当は、他の運用手段

- との選択が歪められぬよう、適切に課税する必要。
- 本制度の対象とすべき配当等の範囲などについて、諸外国の事例や会社法を参考にしつつ、見直す。

(5) 地方税の損金算入の見直し

- 事業税や固定資産税等が損金算入されることで、地方の超過課税や免税措置が国税及び国税と連動する住民税や事業税の課税ベースを変動させる。
- 地方独自の措置が国や他の地域に影響することを考慮すれば、地方税の損金不算入化が考えられる。

法人税の改革について（承前）
(平成26年6月27日政府税制調査会)

法人税

(6) 中小法人課税の見直し

- 中小法人の範囲について、企業規模を見る上で資本金基準が妥当か見直しが必要。
- 同じ所得金額には、同じ税率を適用すべき。法人税法による軽減税率（19%）を厳しく見直す必要。リーマンショック後に設けられた時限的な軽減税率（15%）は役割を終えている。
- 個人事業主か法人形態かの選択に税制が歪みを与えるべきではなく、「法人成り」の実態を踏まえ、給与所得控除など個人所得課税を含む検討が必要。
- 個人と法人の税率格差の拡大は、法人に内部留保して個人の課税を繰り延べる誘因。同族会社の留保金課税について、中小法人への適用を検討する必要。

(7) 公益法人課税等の見直し

- 公益法人等の成り立ちなどを踏まえながら、公益法人等や収益事業の範囲を見直すべき。特に民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）は、その取扱いの見直しが必要。
- 公益目的事業への所得の活用を促すため、収益事業には軽減税率とみなし寄附金制度が適用されるが、過度な対応であり、見直しが必要。金融資産収益の課税のあり方についても見直しを行うべき。

(8) 地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に）

- 法人事業税における外形標準課税について、付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべき。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべき。
- 法人住民税均等割についても、増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべき。

3. 法人税の改革と併せて検討すべき事項

(1) BEPSプロジェクトを踏まえた国際課税の見直し

- 外国子会社配当益金不算入制度は、外国で損金に算入されている配当を本制度の対象外とすべき。
- BEPSプロジェクトにおける移転価格税制や外国子会社合算税制に係る議論を踏まえ、見直しを進める必要。

(2) その他の対応

(a) 資本所得課税、(b) 給与所得控除、(c) 住民税や固定資産税、(d) その他

法人税改革

法人税

○一部の企業に偏った負担構造の見直し
○立地競争力・企業の国際競争力の強化

- ・課税ベースが狭く、納税企業が全体の3割に満たない負担構造を見直し、企業の収益力改善につながる構造とする必要。
- ・全ての企業は、行政サービスの恩恵を受けており、その対価を公平に負担する必要。
- ・コーポレートガバナンスの強化や、労働市場の改革など他の改革と合わせて、国内企業が高付加価値分野を国内に残し、海外からも多くの企業が国内投資を行う環境を作る必要。

課題

○厳しい財政状況

- ・成長戦略が成功して3%台半ばで経済が成長しても2020年度のPB赤字の解消は達成されない
- ・歳出、歳入両面で財政収支改善に向けて一層努力していくことが必要

成長志向型の法人税改革

- ・世界で行われている「課税ベースを拡大しつつ税率を引下げる」という改革
収益力の高い企業の税負担を緩和し、成長を後押し
→広く薄く負担を求める構造とすることで、企業の収益力改善に向けた取組みを促進
- ・応益課税の考え方に基づく地方法人課税の改革
→公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分かち合う
- ・財政健全化との両立
→2020年度のPB黒字化目標の達成は必須
→恒久減税には恒久財源を確保するとの方針で臨む
→国内外の市場からの評価・信認

i) 女性の活躍推進

①働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し

日本再興戦略では、「女性の活躍推進」の項目において、「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」こととし、税制面では、本年3月以降、政府税制調査会において、女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討を行ってきた。

働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するためには、幅広く総合的な取組が不可欠である。このため、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討する。

・税制について

税制面では、自民党・日本経済再生本部の提言や政府税制調査会におけるこれまでの議論を踏まえ、女性の働き方に対してより中立的な制度とする方策について、経済財政諮問会議と連携しつつ、引き続き政府税制調査会において幅広く検討を進める。

・社会保障制度について

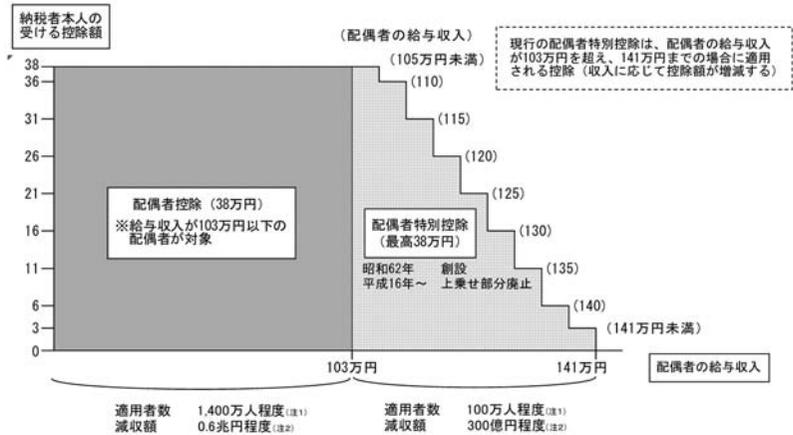
社会保障制度については、（中略）、経済財政諮問会議における議論を踏まえつつ、社会保障制度の持続可能性を高める観点や、女性の生き方・働き方に対してより中立的な制度の構築という視点を明示的に踏まえた上で、被用者保険の適用拡大や給付・負担の在り方等を含む包括的な検討を着実に進める。

・配偶者手当の見直しについて

配偶者を持つ従業員に対し、手当を支給する事例も見られ、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議において人事院等に情報提供等の協力を要請しながら議論を深め、配偶者に対する民間及び公務員の手当の在り方について検討を進める。

※「日本産業再興プラン」のうち、「2-2 女性の活躍促進／若者・高齢者等の活躍促進／外国人材の活用」中の「3）新たに講ずべき具体的措置」より抜粋

配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み



⇒ かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、配偶者の給与収入が増えても、世帯でみれば「手取りの逆転現象」（いわゆる「壁」）が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

(注1) 配偶者控除（老人控除対象配偶者を含む。）及び配偶者特別控除の適用者数は、平成26年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含む
(注2) 平成26年度予算ベースによる。

女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理	女性の働き方
平成26年6月11日 政府税制調査会	
1. これまでの議論の整理	
<p>○ 安倍政権の成長戦略である日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）では、「女性の活躍推進」の項目において、「働き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」とされている。政府税制調査会においては、本年3月の経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議における麻生財務大臣の「この問題については所得税の根幹に関わることであり、中長期的な視点から、幅広く政府税制調査会で議論していく」とのご発言、安倍総理大臣の「女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている現在の税・社会保障制度の見直し及び働き方に中立的な制度について検討を行ってほしい」とのご指示を受け、議論を開始した。</p> <p>○ 女性の働き方の選択に関しては、他の制度が大きな影響を与えており、税制のみで解決を図ることは困難であるが、<u>税制の在り方としては、働き方の選択に対してより中立的な税制を構築していくべきとの議論が多くなされた。</u>また、<u>個人々人を納税者とする個人単位課税を基本とし、各種控除により個人々人の事情に配慮する現行個人所得課税の基本的な仕組みは、将来の構造変化に対しても有効と考えられるとの意見が多くあった。</u></p> <p>○ その上で、税制における見直しの方向性として、以下の意見が示された。</p> <p>① <u>女性の様々なライフステージにおいて中立的かつ公平な税制を目指すべき、</u></p> <p>② <u>制度的な対応が行われたものの「心理的な壁」が残っており、結果として配偶者の就労を抑制する効果をもたらさうる現行の配偶者控除の仕組みは見直すべき。</u></p> <p>他方、</p> <p>③ <u>家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から一定の斟酌を残すことも必要、との意見もあった。</u></p>	

女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理（前前）	女性の働き方
<p>○ 具体的な検討にあたっては、<u>専業主婦世帯、共働き世帯といった世帯類型に関わらず、夫婦2人で受けられる控除の合計額が同額となるような控除の仕組みについて、その考え方を整理しながら検討していかうか</u>といった意見があった。なお、見直しに当たっては、負担の変動や実施のタイミング、実務面の執行可能性等に留意すべきとの意見があった。</p> <p>他方、各控除は密接に関係しており、<u>個人所得課税の課税ベースや控除の在り方（注）等について、中長期的な観点から、幅広く議論を深める必要があるとの意見があった。</u>また、検討に当たっては地域別や所得階層別の控除の適用実態を把握すべきとの意見があった。</p> <p>（注）例えば、扶養控除をはじめとした人的控除、給与所得控除、公的年金等控除の在り方等についての指摘があった。</p> <p>更に、就労をできる限り阻害しない、働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するには、<u>税制のみで問題解決を図ることは困難であり、社会保険制度や企業の賃金（手当）制度の問題への対応や保育所整備などの仕事と子育て等の両立支援、就労促進策、更には企業による多様な柔軟な働き方の提供等を含めた総合的な政策パッケージによる取組が不可欠であるとの意見が多くあった。</u></p>	
2. 政府税制調査会における今後の議論の進め方	
<p>○ 当税制調査会としては、<u>女性の働き方の選択に対して中立的な社会制度を構築していくためには、税制にとどまらず社会保険制度や企業の賃金制度等における課題に対しても合わせて検討が進められることが必要と考える。</u>その中で、<u>税制としてどのような対応が考えられるか、これまでの議論を踏まえ、引き続き幅広く検討を進める。</u></p> <p>○ 更に、個人所得課税について、<u>経済社会の構造変化や厳しい財政事情等も踏まえ、所得再分配機能や財源調達機能といった、基幹税としての役割を適切に発揮させるため、課税ベースや控除の在り方等についても、中長期的な観点から、幅広く議論を行っていく。</u></p>	

国際課税

税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)について

<BEPSとは>

- BEPS(税源浸食と利益移転: Base Erosion and Profit Shifting)とは、国際的な取引について各国の税制や租税条約の隙間や抜け穴を利用して、税負担を軽減させる、租税回避スキームを指す。
- 近年、BEPSにより不当に税負担を軽減しているグローバル企業に対して強い批判が集まっている。

<BEPSに係る取組みの経緯>

- 2012年6月より、OECD租税委員会(議長: 浅川・財務省国際局長)において、BEPSへの対応策の検討を開始。
- 2013年7月、OECD租税委員会は「BEPS行動計画」を公表。同行動計画は、G20サミット(2013年9月5～6日、サンクトペテルブルク)に提出され、全面的に支持された。
- OECDは、2014年9月～2015年12月の間に、国際的に協調してBEPSに有効に対処していくための対応策を勧告する予定。2014年9月には第一弾の報告書が公表された。

<BEPSの問題点(「BEPS行動計画」2013)>

多国籍企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減

政府	個人	企業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 納税者の不公平感の高まりによる、税制に対する信頼の低下。 ○ 税収の減少等による財政の悪化。 ○ 発展途上国で、経済成長を促進する公共投資に必要な財源が不足する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国境を容易に越えられない納税者がより大きな割合の税負担を強いられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ BEPSを利用した節税を行っていない企業やBEPSを利用できない国内企業(中小企業)の競争条件が不利になり、公平な競争が脅される。

<2014年9月公表の報告書の主な項目>

- ・ 電子経済における課税上の課題への対応(行動1)
- ・ ハイブリッド・ミスマッチへの対応(行動2)
- ・ 条約濫用の防止(行動6) 等

国際課税

金融口座情報の自動的交換に関する国際基準

- 2008年のスイスUBS事件等を受け、海外の金融機関を利用して課税を逃れている者に対して批判が高まり、これに対抗するため、税務当局間の情報交換を強化する必要性について議論が活発化。
- OECDは、G8やG20の首脳・財相レベルの強い支持を受け、国際的な脱税及び租税回避に対処するため、各国税務当局が、自国の金融機関から非居住者の口座情報の報告を受け、税務当局間で定期的に交換するための国際基準を策定し、本年7月に公表。

[日本から外国への情報提供のイメージ]

[外国から日本への情報提供のイメージ]

我が国の租税条約ネットワークの拡充

国際課税

- 租税条約は、二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するもの。
- 経済交流の深度、相手国の投資先としての将来性、外交政策上の配慮等を踏まえ、租税条約ネットワークを拡充することが重要。

現在の我が国の租税条約ネットワーク《63 国・地域》



(注1) 適用国・地域数は、平成26年9月現在。
(注2) 二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約（いわゆる租税条約）に限る。
(注3) 現在、我が国とアラブ首長国連邦との間の租税条約が署名済み。

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

I. 総論：地方税財政の現状と課題

(資料①) 地方税収と地方財政の財源不足の状況	37
(資料②) 我が国の一般会計における歳出・歳入の状況	37
(資料③) 地方財政の財源不足の状況	38
(資料④) 我が国の国家財政と地方財政の現状	38
(資料⑤) 公債残高の累増	39
(資料⑥) 地方財政の借入金残高の状況	39
(資料⑦) 国及び地方の長期債務残高	40
(資料⑧) 国と地方の役割分担	40
(資料⑨) 一般政府支出の対 GDP の国際比較 (2012)	41
(資料⑩) 地方財政計画 (通常収支分) の歳出の分析	41
(資料⑪) 主な社会保障制度の財源負担のイメージ	42
(資料⑫) 社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計	42
(資料⑬) 国税・地方税の税収内訳 (平成26年度予算・地方財政計画額)	43
(資料⑭) 主要税目 (地方税) の税収の推移	43
(資料⑮) 地方税収の推移	44
(資料⑯) 人口一人当たりの税収額の指数 (平成24年度決算額)	44
(資料⑰) 地方公務員数の状況	45
(資料⑱) 地方公務員給与の状況	45
(資料⑲) 市町村合併の効果	46
(資料⑳) 当面の財政健全化に向けた取組等について - 中期財政計画 - (平成25年8月8日閣議了解) の概要	46
(資料㉑) G20サンクトペテルブルク・サミット (平成25年9月5～6日) 首脳宣言等	47
(資料㉒) 国・地方の基礎的財政収支と名目成長率	47
(資料㉓) 税制抜本改革の目的	48
(資料㉔) 消費税5%引上げによる社会保障制度の安定財源確保	48
(資料㉕) 消費税 (国・地方) の引上げに伴う対応について	49
(資料㉖) 消費税・地方消費税に関する地方団体の意見	49

II. 各論：平成27年度税制改正に向けた主な課題

(資料㉗) 平成27年度税制改正に向けた主な課題	50
(資料㉘) 国・地方合わせた法人税率の国際比較	50
(資料㉙) 法人課税の概要 (平成26年度改正ベース)	51
(資料㉚) 法人関係税の国・地方の配分	51
(資料㉛) 「経済財政運営と改革の基本方針2014」法人実効税率関係部分	52

(資料32)	地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（抄）（平成25年11月）	52
(資料33)	法人税改革に当たっての基本認識と論点（抄） （平成26年6月5日自民党税制調査会、公明党税制調査会）	53
(資料34)	法人税の改革について（平成26年6月27日政府税制調査会）（概要）	53
(資料35)	「法人税の改革について」（平成26年6月27日政府税制調査会）（抄）	54
(資料36)	外形標準課税導入と法人実効税率	54
(資料37)	外形標準課税対象法人における所得割・付加価値割・資本割の税収推移	55
(資料38)	中小法人（資本金1億円以下の法人）の取扱い	55
(資料39)	付加価値額と報酬給与額の関係	56
(資料40)	雇用安定控除について	56
(資料41)	経済団体の意見①	57
(資料42)	経済団体の意見②	57
(資料43)	連合「第3次税制改正基本大綱」ダイジェスト（抄） （日本労働組合総連合会2011年7月）	58
(資料44)	地方法人課税の見直しに関する地方団体からの意見	58
(資料45)	地方法人課税の偏在是正	59
(資料46)	平成26年度税制改正における車体課税の見直し（概要）	59
(資料47)	消費税10%段階における車体課税の課題	60
(資料48)	車体課税見直しのスケジュール	60
(資料49)	自動車税におけるグリーン化の方向等	61
(資料50)	評価替えに伴う負担調整措置等について	61
(資料51)	固定資産税評価額の状況	62
(資料52)	固定資産税の償却資産課税について	62
(資料53)	固定資産税の償却資産課税に係る地方団体からの要望等	63
(資料54)	アメリカ進出日系企業の立地先について	63
(資料55)	都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）について	64
(資料56)	「ふるさと寄附金制度」（「ふるさと納税」）の拡充	64
(資料57)	地方の地球温暖化対策に関する財源確保の経緯	65
(資料58)	地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例（上乘せ）	65
(資料59)	軽油引取税の課税免除措置について	66
(資料60)	ゴルフ場利用税に関する地方団体の意見（抜粋）	66
(資料61)	東京都のゴルファーの他県ゴルフ場の利用回数について（推計）	67

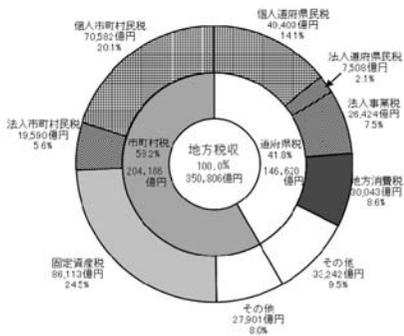
(資料①)



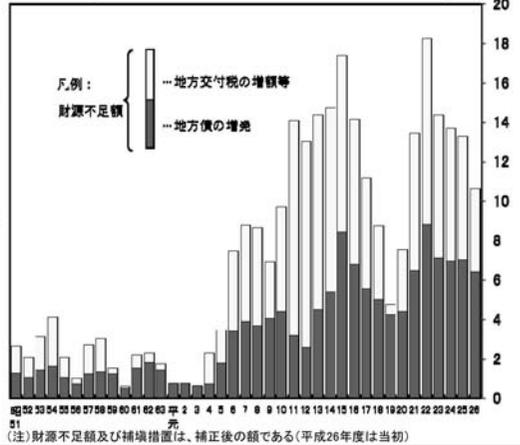
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方財政は、地方税収(35.1兆円)の約3割に相当する巨額の財源不足(10.6兆円)が生じる、極めて厳しい状況にある。
- 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込

地方税収の構成(平成26年度地方財政計画額)



地方財政の財源不足の推移 (兆円)

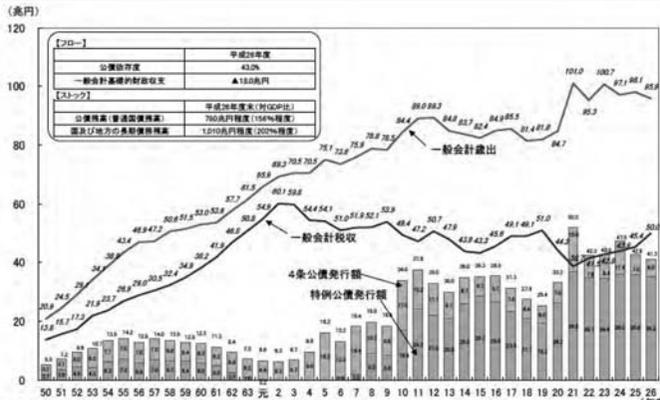


(資料②)



我が国の一般会計における歳出・歳入の状況

我が国財政は歳出が歳入(税収及びその他収入)を上回る状況が続いている。特に、平成20年度以降、景気悪化に伴う税収の減少等により歳出と歳入の差額が拡大し、平成21年度以降は公債発行額が税収を上回る年が多くなっているが、平成25年度以降は当初予算ベースで見て税収が公債金を上回っている。



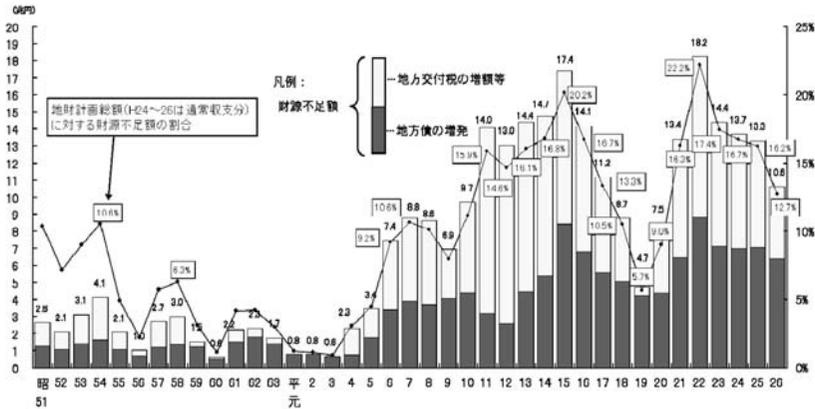
(注1) 平成24年度までは決算、平成25年度は補正後予算案、平成26年度は政府案による。
 (注2) 公債発行額は、平成25年度は政府案(歳入増進)による増額、平成26年度は政府案による増額(歳入増進)による増額、平成26年度は政府案による増額(歳入増進)による増額、平成26年度は政府案による増額(歳入増進)による増額。
 (注3) 一般会計基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、「税収+その他収入-基礎的財政収支対象経費」として算出に計算したものであり、GNAベースの中央官庁の基礎的財政収支とは異なる。

(資料③)



地方財政の財源不足の状況

平成26年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するとともに、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ったが、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、10.6兆円の財源不足となり、地方財政計画の約12.7%に達する見込みとなっている。



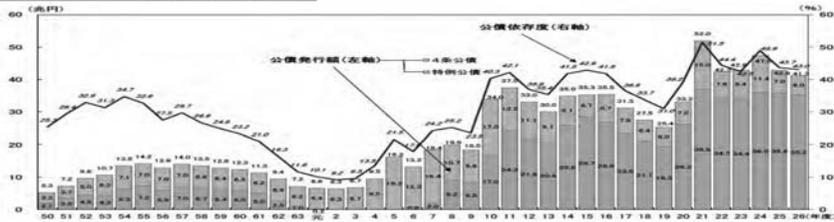
(資料④)



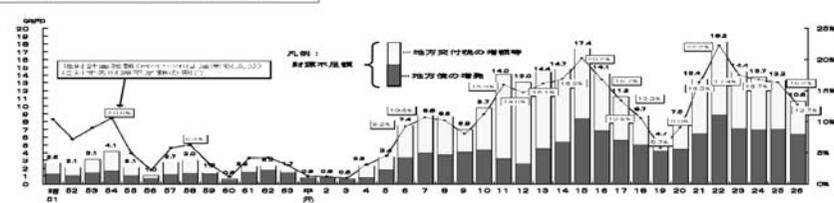
我が国の国家財政と地方財政の現状

地方財政は、国の財政政策の影響を大きく受けるほか、税収構造も類似しているため、国の公債依存度と地方の財源不足は、ほぼ、同じ傾向をたどっている。

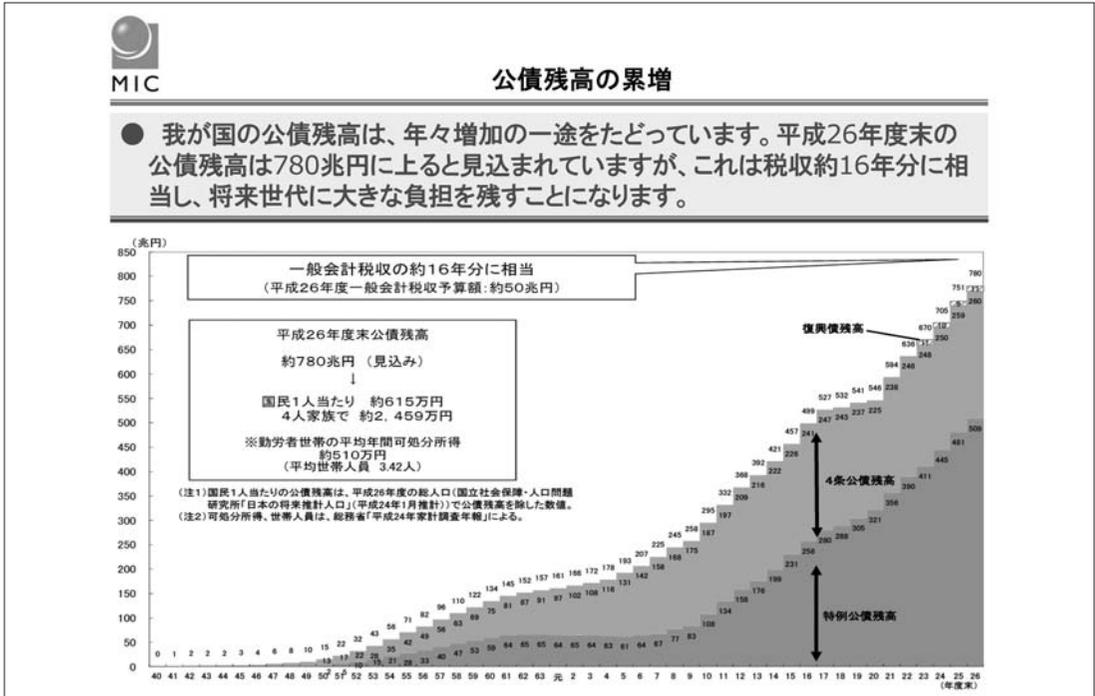
公債発行額、公債依存度の推移



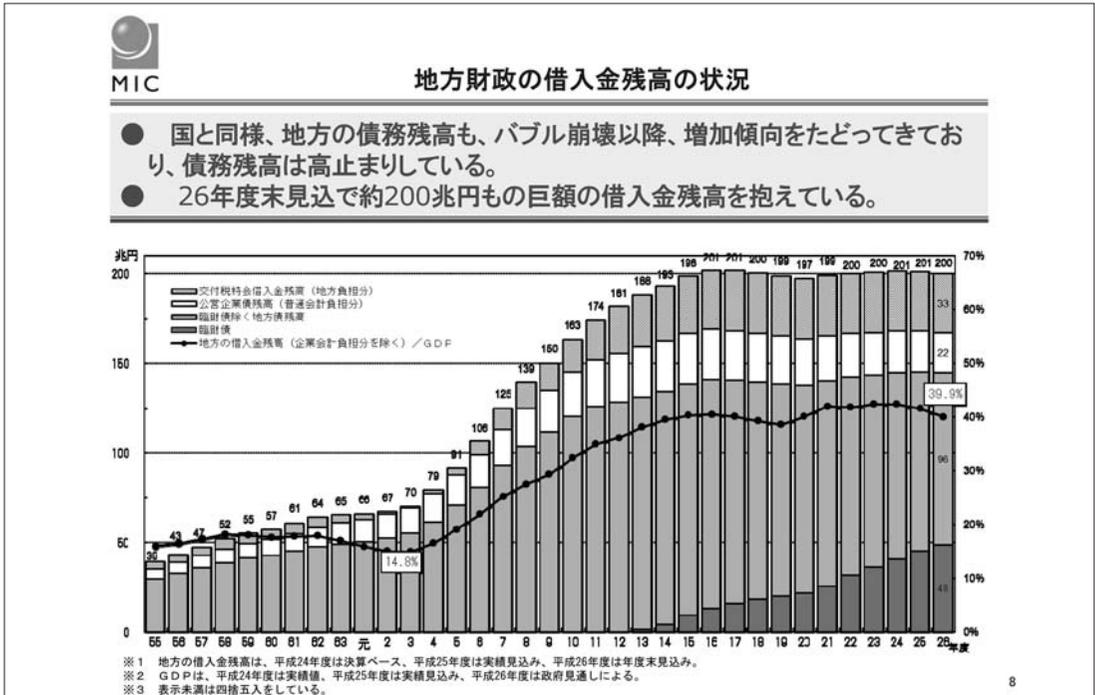
地方財政の財源不足の推移



(資料⑤)



(資料⑥)



(資料⑦)



国及び地方の長期債務残高

- 利払・償還財源が主として税財源により賄われる国・地方の長期債務を集計したもの。また、「債務残高対GDP比」は、経済規模に対する国・地方の債務の大きさを計る指標。
- PBが均衡している状態では、「金利 = 成長率」の場合、債務残高対GDP比は一定となる(金利 > 成長率の場合、債務残高対GDP比は増加、金利 < 成長率 ⇒ 債務残高対GDP比は減少)

(単位:兆円程度)

	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成21年度末 (2009年度末) <実績>	平成22年度末 (2010年度末) <実績>	平成23年度末 (2011年度末) <実績>	平成24年度末 (2012年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績見込>	平成26年度末 (2014年度末) <予算>
国	390 (387)	493 (484)	573 (568)	621 (613)	662 (645)	694 (685)	731 (720)	779 (751)	811 (786)
普通国債 残高	295 (293)	457 (448)	546 (541)	594 (586)	636 (619)	670 (660)	705 (694)	751 (723)	780 (755)
対GDP比	58% (57%)	91% (89%)	112% (110%)	125% (124%)	133% (129%)	141% (139%)	149% (147%)	155% (149%)	156% (151%)
地方	163	198	197	199	200	200	201	201	200
対GDP比	32%	40%	40%	42%	42%	42%	43%	41%	40%
国・地方 合計	553 (550)	692 (683)	770 (765)	820 (812)	862 (845)	895 (885)	932 (921)	980 (952)	1,010 (985)
対GDP比	108% (108%)	138% (136%)	157% (156%)	173% (171%)	179% (176%)	189% (187%)	197% (195%)	202% (197%)	202% (197%)

(資料⑧)

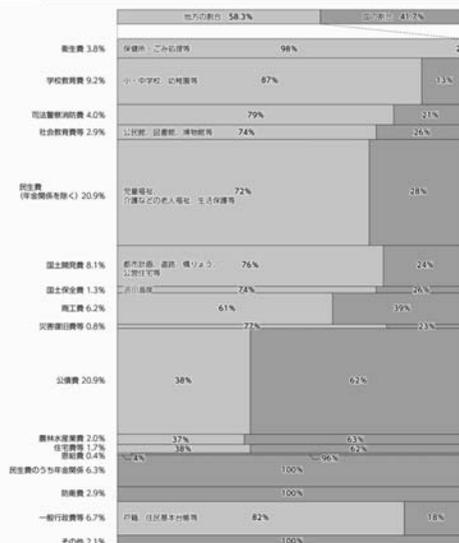


国と地方の役割分担

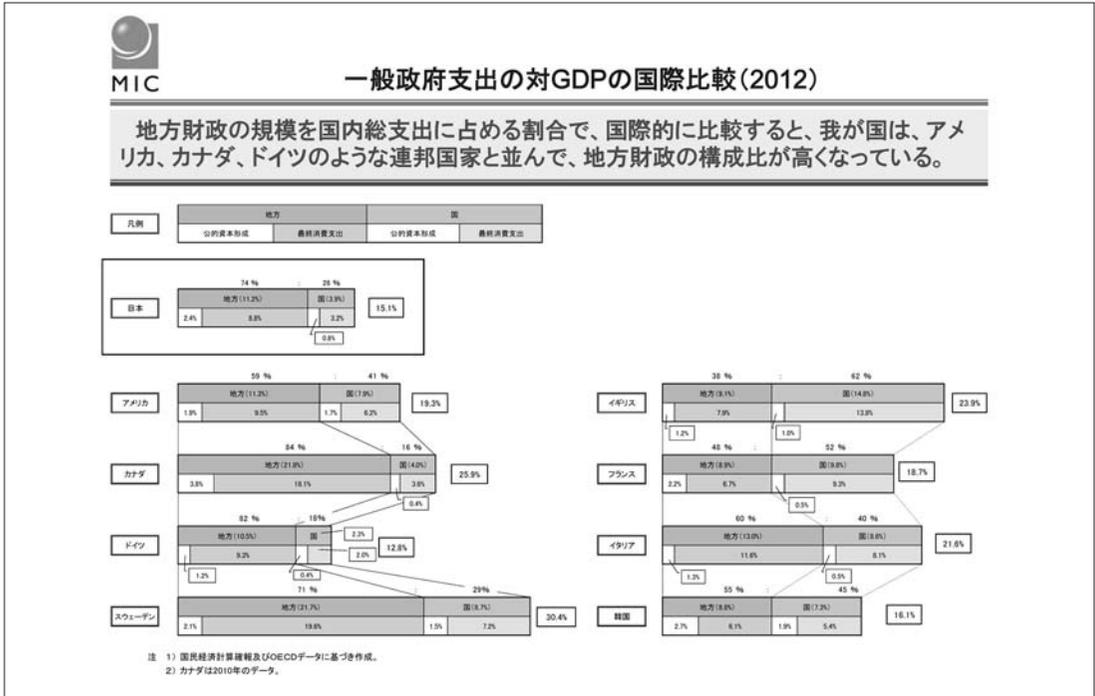
平成24年度の歳出純計額の目的別歳出額を国と地方に分けて見ると、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生98%、学校教育87%、司法警察消防79%、社会教育74%など、日常生活に関係の深い分野である。

一方、国は年金、防衛をもっぱら担っている。

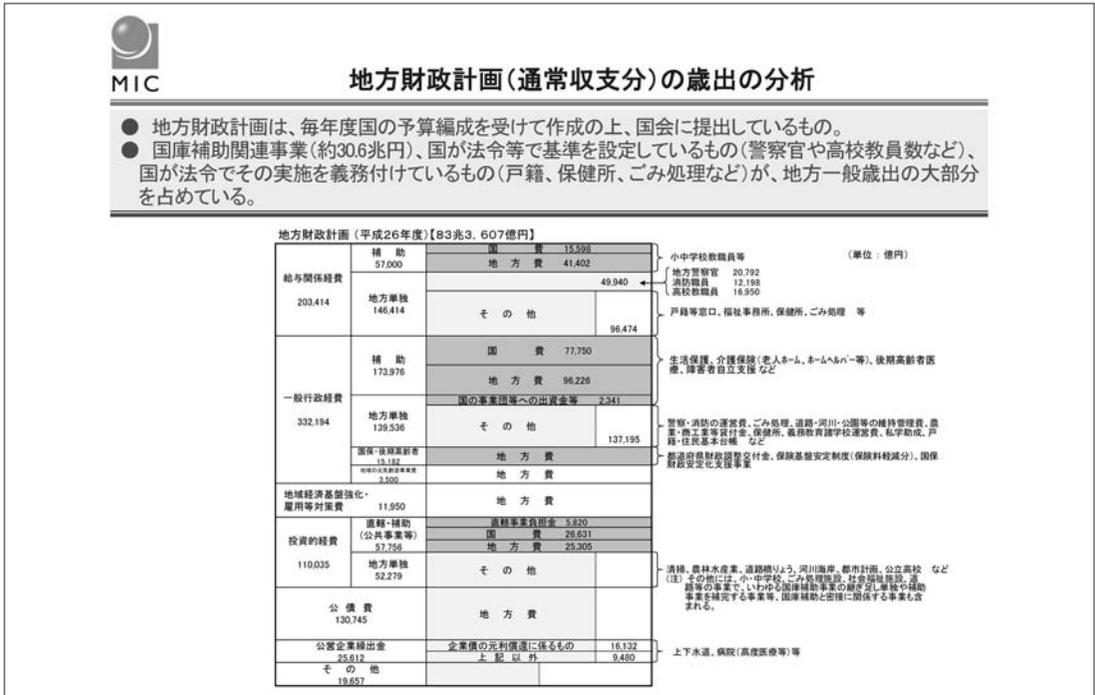
第2図 国・地方を通じた純計歳出規模(目的別)



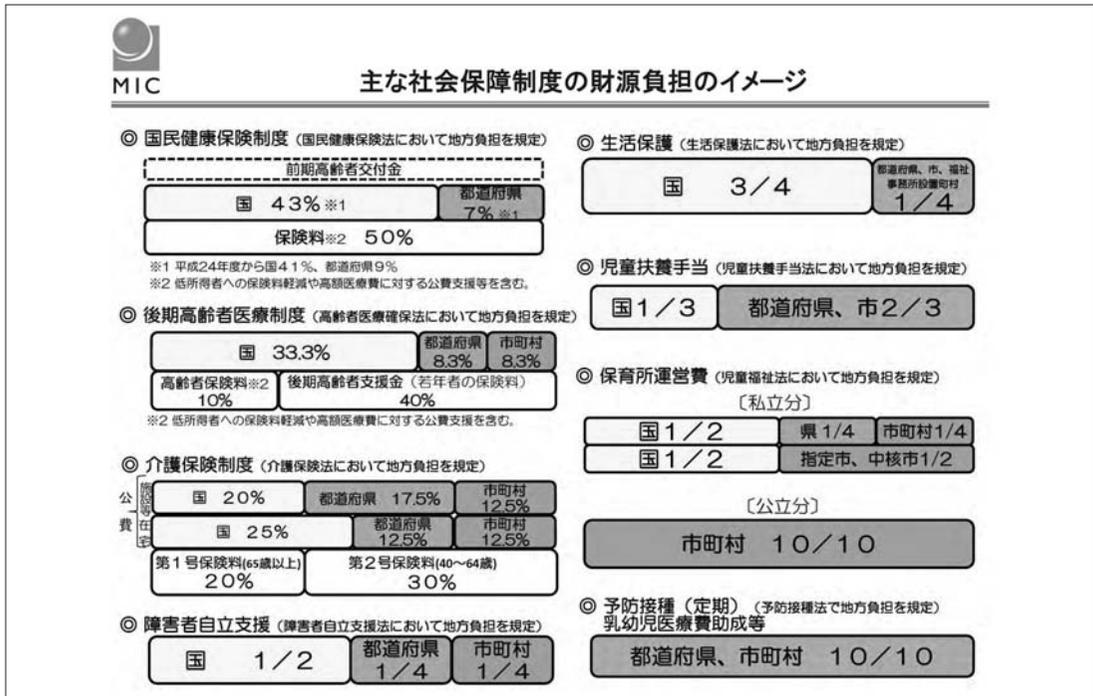
(資料⑨)



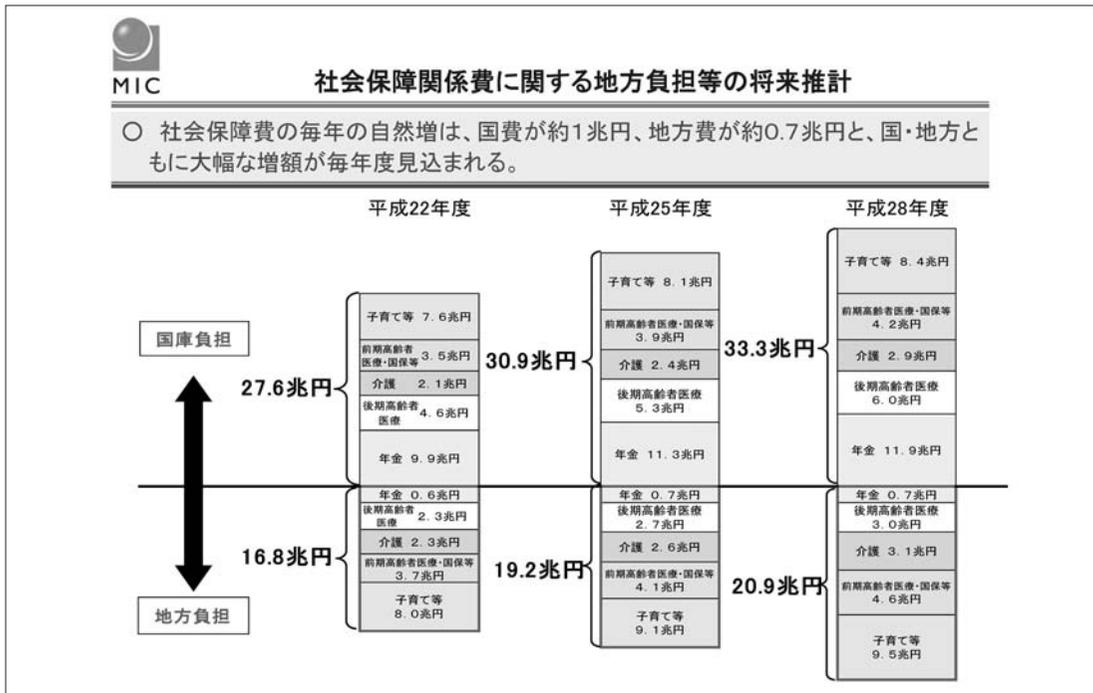
(資料⑩)



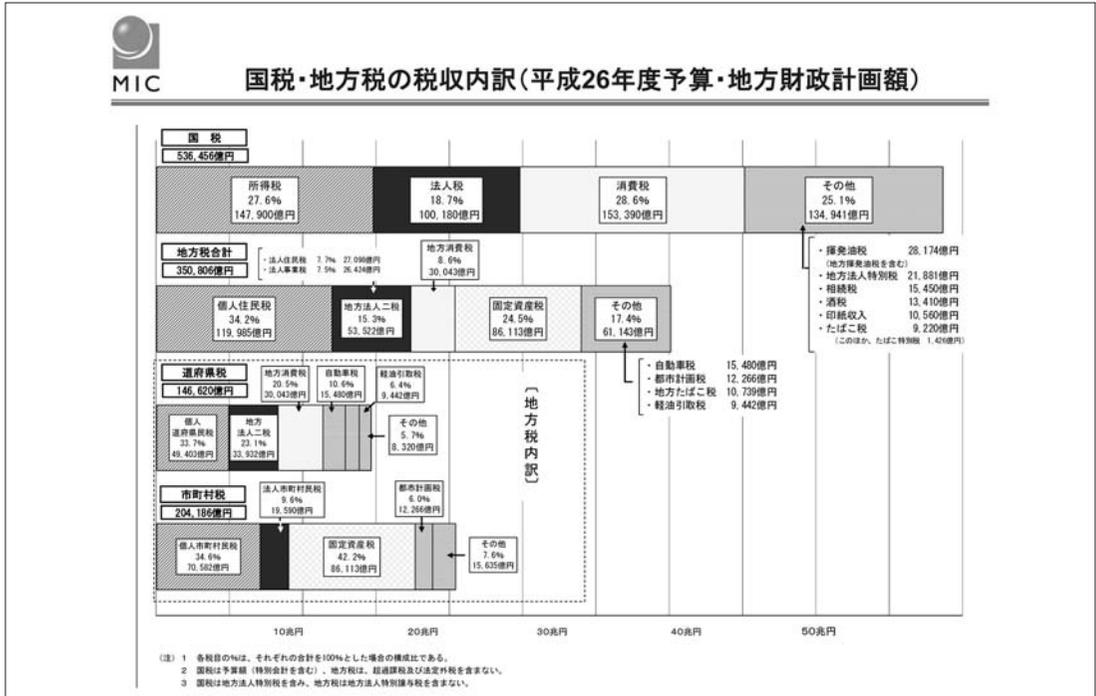
(資料①)



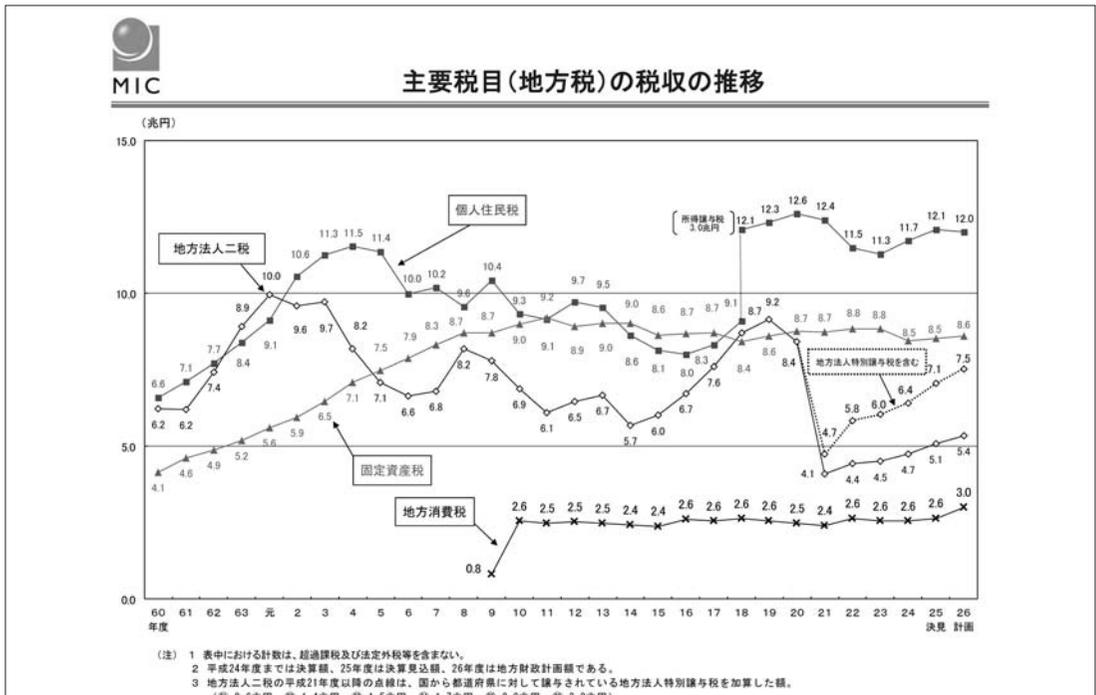
(資料②)



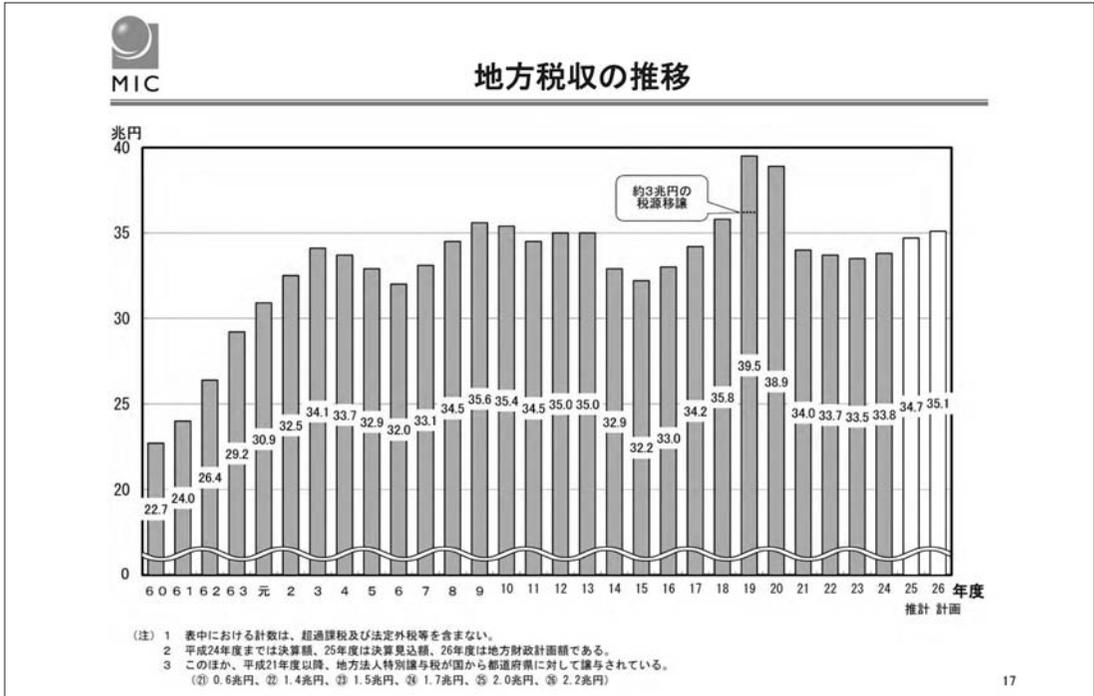
(資料⑬)



(資料⑭)

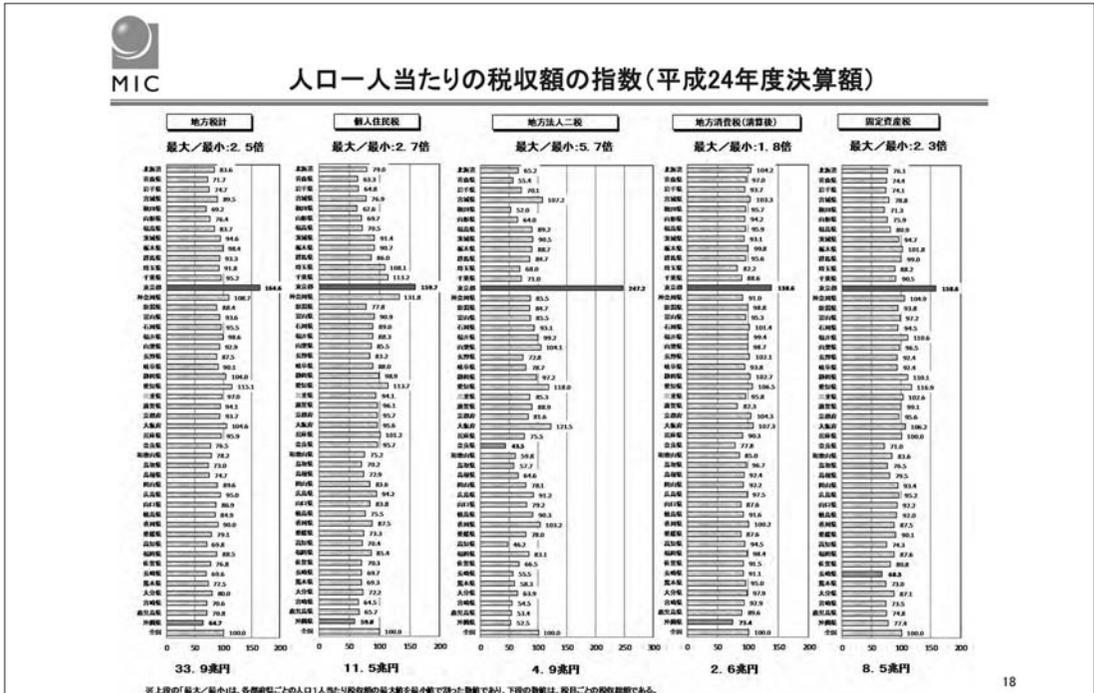


(資料⑬)



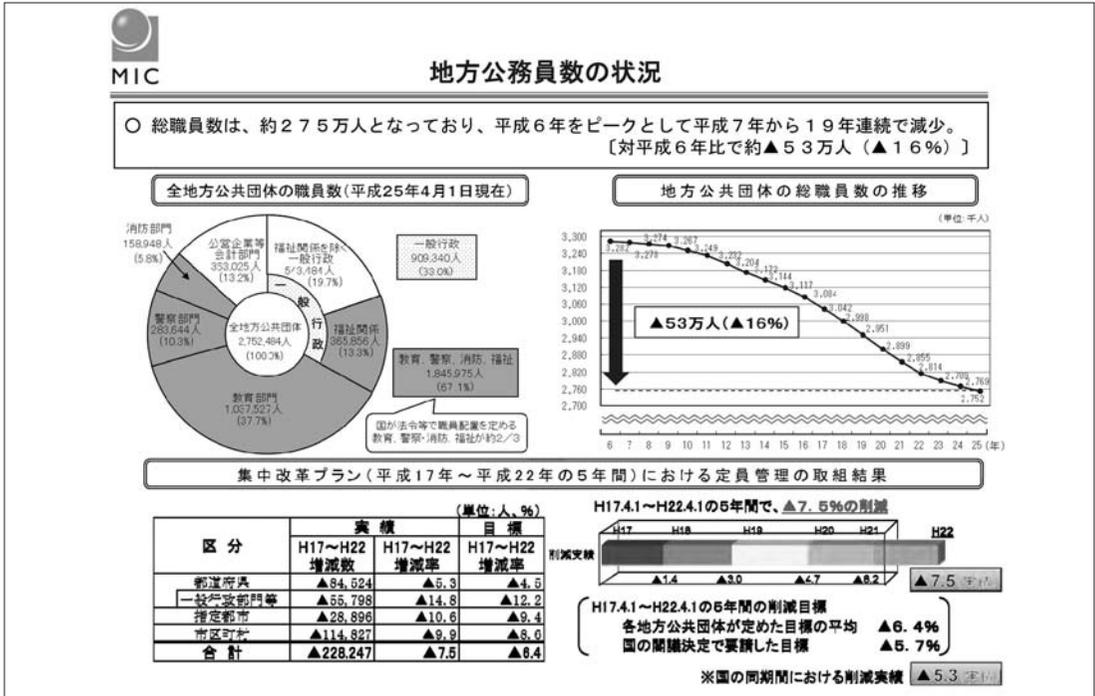
17

(資料⑭)

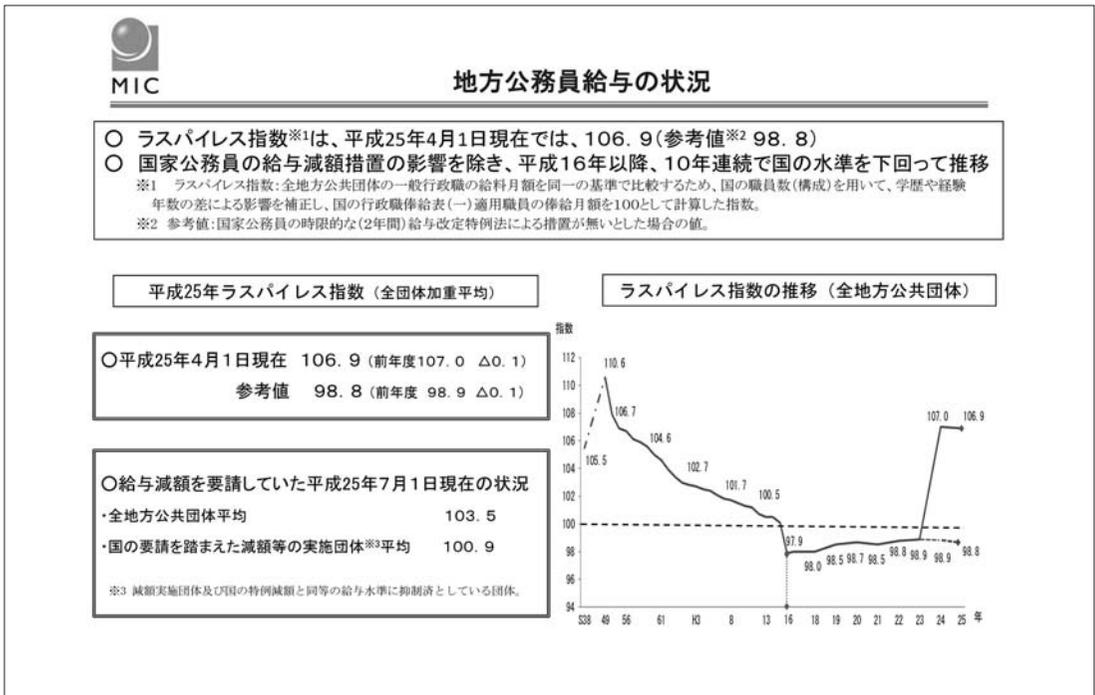


18

(資料⑰)



(資料⑱)





市町村合併の効果

平成の大合併において、市町村数は、約半分(46%減)となっているが、これに伴って、市町村の特別職は、激減している。

区分	平成11年	平成20年		平成22年	
		平成20年	減少率 平成11年ー平成20年	平成22年	減少率 平成11年ー平成22年
市町村数	3,229	1,788	▲44.6	1,727	▲46.5
首長	3,229	1,788	▲44.6	1,727	▲46.5
副市町村長(助役)	3,528	2,084	▲40.9	1,994	▲43.5
収入役	3,138	183	▲94.2	7	▲99.8
三役計	9,895	4,055	▲59.0	3,728	▲62.3
議会議員	58,626	34,259	▲41.6	32,267	▲45.0
選挙管理委員	12,917	7,155	▲44.6	6,884	▲46.7
教育委員	15,849	8,788	▲44.6	6,955	▲56.1
監査委員	6,757	3,914	▲42.1	3,793	▲43.9
農業委員	60,400	37,124	▲38.5	35,440	▲41.3
固定資産評価審査委員	10,432	6,160	▲41.0	6,042	▲42.1

※1 各数値は4月1日現在の数値であり、特別区分は含まれない。

※2 特別職は地方公務員給与実態調査に基づく定数である。

※3 議会議員は各年12月31日現在の状況(特別区を除く)であり、欠員を除く実数である(総務省選挙部調査により)。



当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画— (平成25年8月8日閣議了解)の概要

I. 基本認識

- 今後10年間(2013年度から2022年度)の平均で、名目GDP3%程度、実質GDP2%程度の成長を目指す。民需主導の持続的成長と財政健全化の好循環を目指していく。

II. 財政健全化に向けた目標

- 国・地方の基礎的財政収支(以下、PB)について、①2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、②2020年度までに黒字化、③その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

III. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

1 基本的な取組

- 国・地方のPB赤字の大宗を占める国の一般会計のPB赤字について改善を図る必要。
- 国の一般会計PBについて、少なくとも平成26・27年度の各年度4兆円程度改善、26年度予算においては▲19兆円程度、27年度予算においては▲15兆円程度とし、これをもって、半減目標を達成。
- 新規国債発行額については、平成26年度、平成27年度において、それぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力。
- 地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳入の取組と基調を合わせつつ、地方の一般財源の総額については、平成26年度、平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

2 歳出面・歳入面の取組

- 社会保障:人口高齢化等による増勢がある中で、極力全体の水準を抑制。年金マクロ経済スライド発動の前提となる特例水準の解消、後発医薬品の使用促進に具体的進捗がみられるよう取り組む。
- 社会資本整備:投資効果の高い事業への重点化を図るなど、選択と集中を徹底。
- 地方財政:経済再生にあわせリーマン後の危機対応モードから平時モードへの切替を進めていく必要。

IV. 平成32年度(2020年度)の目標達成に向けて

- 平成27年度(2015年度)までの取組と同様に、一般会計上のPBを改善し、黒字化させる。
- 各年度の予算において、歳出面では、無駄の排除などでPB対象経費を極力抑制し、経済成長によりGDPを増大させることで、PB対象経費の対GDP比を減速させていく。歳入面では、経済成長を通じて税収の対GDP比の伸長を図る。さらに、増大する社会保障は、制度改革を含めた歳出・歳入両面の取組によって財源を確保することを検討。

(資料①)



G20サントペテルブルク・サミット(平成25年9月5～6日)首脳宣言等

【G20サントペテルブルク・サミット首脳宣言】

- 財政の持続可能性を確保しつつ、より強固な回復を実現すること。我々は、本日、強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するための我々の戦略を示すサントペテルブルク行動計画に合意した。
Achieving a stronger recovery while ensuring fiscal sustainability. We have today agreed the St Petersburg Action Plan, which sets out our strategies to achieve strong, sustainable and balanced growth.

【サントペテルブルク行動計画 財政の持続可能性の向上】

- 全ての先進国は、期待をより安定させるため、信頼に足る各国個別の中期的な財政戦略を策定した。これらの戦略は、各国の状況を反映しており、債務対GDP比を持続可能な道筋に乗せつつ、経済成長と雇用創出を支えるため、短期的な経済状況を勘案し、機動的に実施される。

All advanced economies have developed credible and country-specific medium term fiscal strategies to better anchor expectations. These strategies reflect individual country circumstances and will be implemented flexibly to take into account near term economic conditions, so as to support economic growth and job creation, while putting debt as a share of GDP on a sustainable path.

【サントペテルブルク行動計画 財政テンプレート日本 b.債務対GDP比の目標】

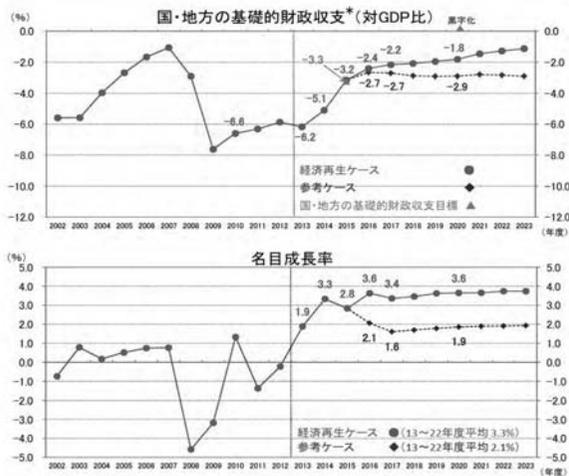
- 国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

The Government aims to halve the primary deficit of the national and local governments to GDP ratio by FY2015 from the ratio in FY2010 and to achieve a primary surplus by FY2020, and thereafter the Government will seek to steadily reduce the public debt-to-GDP ratio.

(資料②)



国・地方の基礎的財政収支と名目成長率



「中長期の経済財政に関する試算」(中長期試算)平成26年7月25日経済財政諮問会議提出資料(内閣府)

- ※ 2013年「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)」における目標は、国・地方の基礎的財政収支赤字を2015年度までに対GDP比で2010年度比半減、2020年度までに黒字化。
- ※ 税制抜本改革法附則、2013年「骨太の方針」において「実現を目指す」とされている成長率は、名目3%程度、実質2%程度



税制抜本改革の目的

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(国税)第1条

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、**社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを旨とする観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行う**ため、消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(地方税)理由

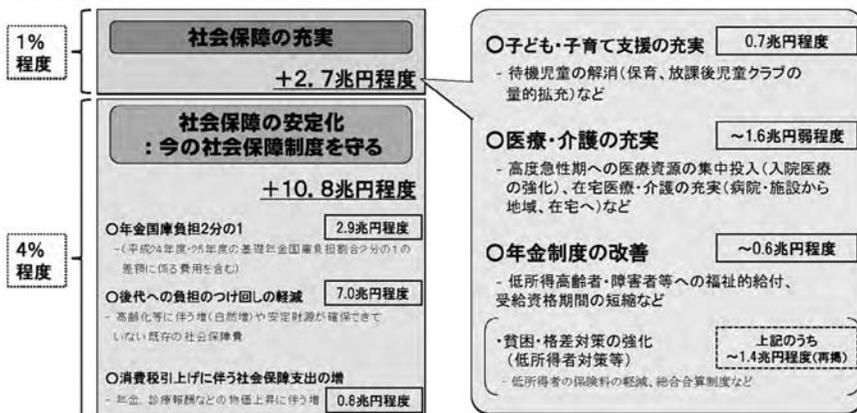
世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することに直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、**地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを旨とする観点から、地方消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行う**とともに、消費税に係る地方交付税の率を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



消費税5%引上げによる社会保障制度の安定財源確保

- 消費税率(国・地方)を、2014年4月より8%へ、2015年10月より10%へ段階的に引上げ
- 消費税収の使い道は、国分については現在高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)となっているが、今後は、**社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)**に拡大
- 消費税の用途の明確化(消費税収の社会保障財源化)
- 消費税収は、全て国民に還元し、官の肥大化には使わない

(注) 現行分の地方消費税を除く。また、現行の基本的給付も変更しないことを前提とする。



(資料㉔)



消費税(国・地方)の引上げに伴う対応について

区分	適用日	～平成26年3月31日	平成26年4月1日～	平成27年10月1日～
地方消費税率 ※消費税率換算		1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
消費税率		4%	6.3%	7.8%
うち交付税分 (法定率)		1.18% (29.5%)	1.40% (22.3%)	H27.4.1～ 1.47% (20.8%) H28.4.1～ 1.52% (19.5%)
合計		5%	8%	10%
地方分合計		2.18%	3.10%	3.72%

- 衆・本会議(平成26年1月29日)における総理大臣答弁
消費税率の10%への引上げの時期については、税制抜本改革法において、27年10月とされています。この引上げについては、法律に則って、経済状況等を総合的に勘案しながら、本年中に適切に判断したいと考えております。
- 税制抜本改革法(平成24年法律第68号)附則第18条第3項
この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前2項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

(資料㉕)



消費税・地方消費税に関する地方団体の意見

○ 全国知事会：「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（平成26年7月）

厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえれば、国民生活や地方経済の実態について勘案した上で、税率10%へのさらなる引上げを行うことが必要であり、そのためには今後も着実に国・地方を通じて経済状況を好転させなければならない。

…

軽減税率の導入については、検討を要する課題が多岐に渡るため、その導入時期については慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、地方消費税や地方交付税原資が減少することから、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、地方税財源を確保する方策を同時に講ずるべきである。

○ 全国市長会「平成27年度都市税制改正に関する意見」（平成26年9月）

消費税率(国・地方)の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源確保する観点から平成27年10月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

また、消費税の軽減率制度導入については、対象品目選定の公平性、困難性等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障財源に影響を与えることのないよう適切に対処すること。

○ 全国町村会「平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望」（平成26年7月）

消費税10%時における軽減率制度の導入については、対象品目選定の公平性及び困難性、国・地方の社会保障財源確保の重要性などに鑑み、極めて慎重に検討すること。

(資料27)



平成27年度税制改正に向けた主な課題

- 法人実効税率の引下げへの対応(法人事業税の外形標準課税の拡充)
 - ・ 法人事業税の付加価値割の拡大、資本割の付加価値割への振替等。

- 地方法人課税の偏在是正
 - ・ 消費税率(国・地方)10%段階における偏在是正措置(法人住民税法人税割の交付税原資化、地方法人特別税・譲与税制度のあり方)。

- 車体課税
 - ・ 消費税率(国・地方)10%段階における自動車税の環境性能割の導入、自動車税のグリーン化特例の見直し、軽自動車税の軽課の検討等。

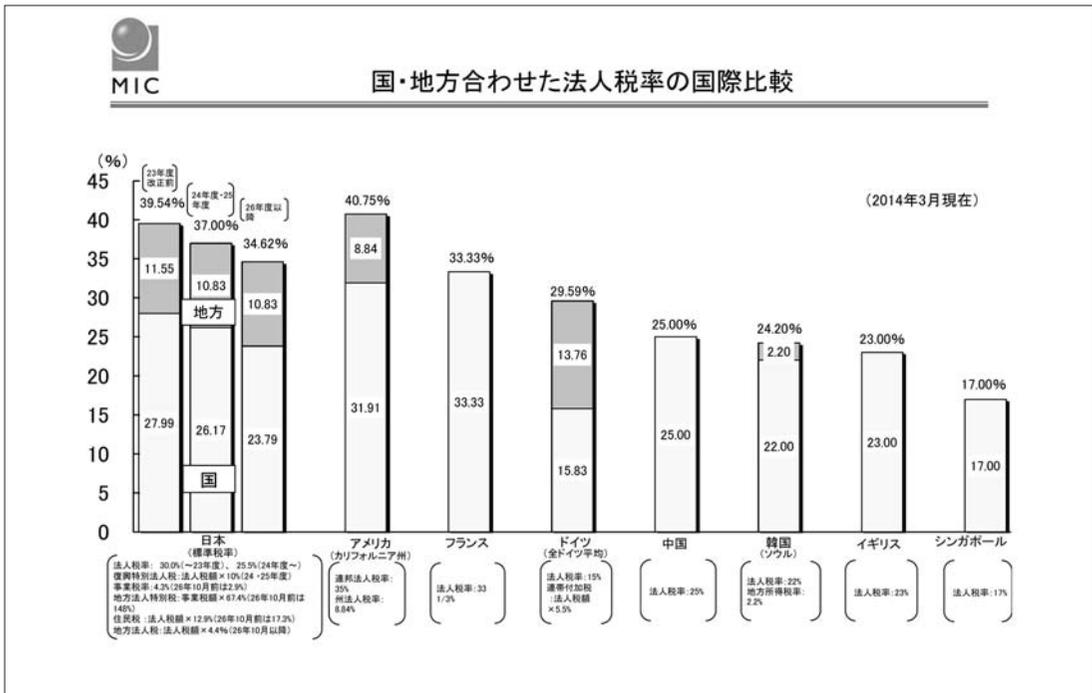
- 固定資産税(27年度評価替え、償却資産課税)
 - ・ 評価替えに伴う負担調整措置等の見直し、市町村の基幹税である固定資産税の償却資産課税の堅持、東日本大震災被災区域の評価替えの実施。

- ふるさと納税の拡充

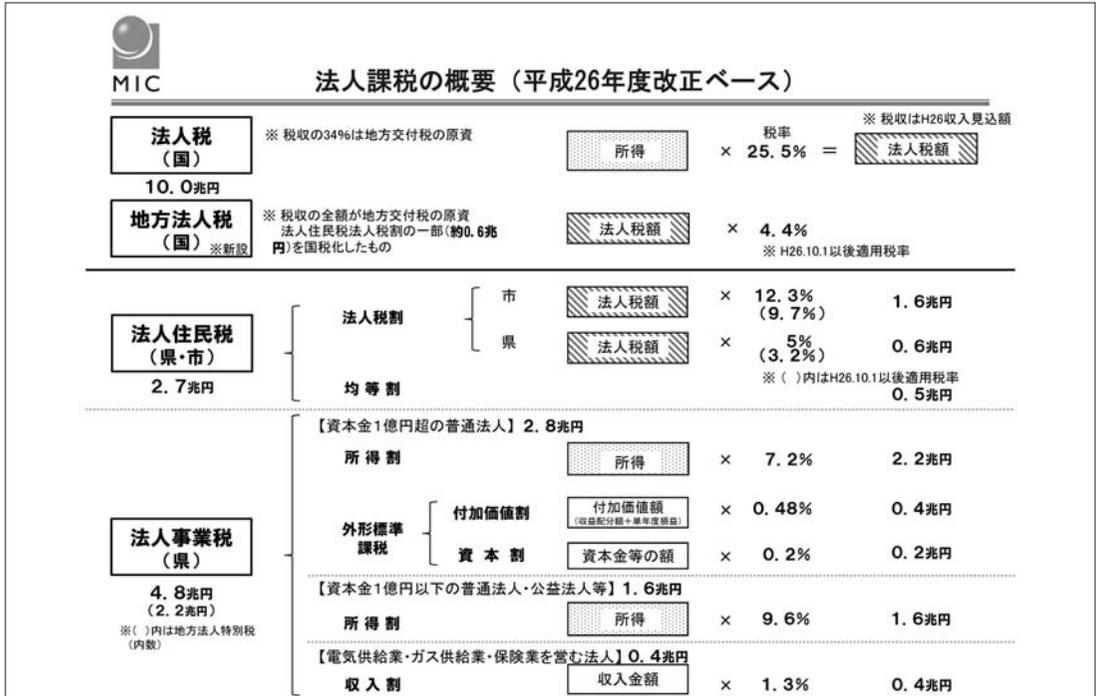
- その他
 - ・ 地球温暖化対策に関する地方財源の確保
 - ・ 軽油引取税に係る課税免除措置の見直し
 - ・ ゴルフ場利用税の堅持 等

※ 消費税率(国・地方)10%への引上げ判断、軽減税率制度の検討

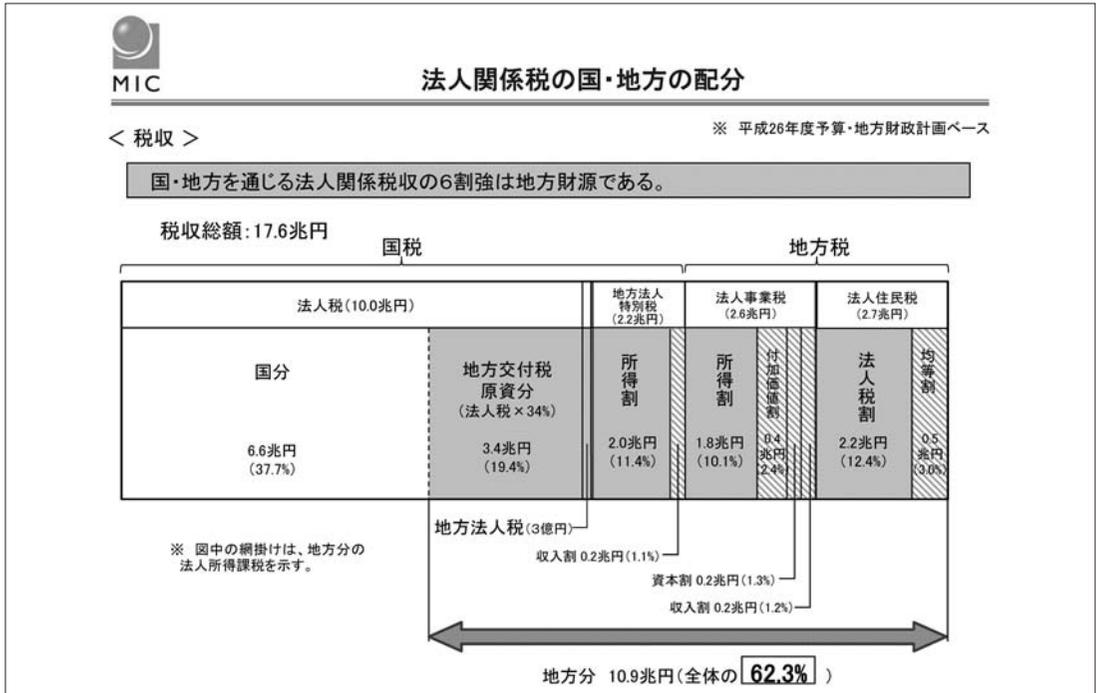
(資料28)



(資料㉔)



(資料㉕)



(資料㉑)



「経済財政運営と改革の基本方針2014」法人実効税率関係部分

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

(資料㉒)



MIC 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（抄）（平成25年11月）

※地方財政審議会に設置（座長：神野直彦 東京大学名誉教授）

- 法人もその事業活動において、地方団体の行政サービスから受益している以上、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることは適当であり、地方法人課税そのものは引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
 - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
 - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充（付加価値割の充実等）を目指すべき。
- 外形標準課税への移行は、法人実効税率を引き下げる効果。一方で、赤字法人等についても受益に応じた税負担を求めることとなる等について懸念の声もある。その際、既に付加価値割が導入されている資本金1億円超の法人について所得割を付加価値割に切り替えていくことと、資本金1億円以下の法人に付加価値割を導入していくことのどちらを優先的に進めていくかについても、十分に検討する必要。
- 法人実効税率の議論は、経済界の要望が、法人実効税率の引下げを地方法人特別税・譲与税の単純廃止で実現すべきとしているように、正に地方法人課税のあり方の論議と直結する議論であることはいうまでもない。ただ、現下の厳しい地方財政の状況に鑑みれば、単なる法人の負担軽減にとどまるような地方法人課税の見直しを行う余地はない。



法人税改革に当たっての基本認識と論点(抄) (平成26年6月5日自民党税制調査会、公明党税制調査会)

【法人税改革の基本的認識 成長につながる法人税の構造改革】

- より広く課税を行いつつ、稼ぐ力のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた取組み、新たな技術の開発や新産業などへの挑戦がより積極的になり、それが成長につながるような法人税改革を行う必要がある。
- このためには、欧米各国が行ってきた「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という法人税の構造改革を行うことが求められる。

【応益課税の考え方に基づく地方法人課税の改革】

- 国・地方の法人税率の3分の1が地方法人課税のものである。このため、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な要素を占める。
- インフラ整備や治安、社会保障など、行政サービスの多くは地方公共団体が直接の担い手となっていることに鑑みれば、地方法人課税については、応益課税の考え方が重要である。このため平成15年度には法人事業税に付加価値割等の外形標準課税を導入したところであるが、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、今後も、公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分ち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直していく必要がある。
- また、平成26年度与党税制改正大綱においては、地方法人課税について、税源偏在の是正や、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずることとしており、今回の見直しにおいてはこれと整合性をとりながら進めていく必要がある。

【財政健全化との関係】

- 2020年度の国・地方を通じたプライマリーバランス黒字化目標は必ず達成しなければならない。これは国際会議の場で発信されてきた公約であり、その実現に向けた取組みに懸念が持たれれば、国内外の市場からの信認を失い、国債金利の急激な上昇を招きかねない。
- 交付税原資を含めれば、国・地方を通じた法人課税による税収の6割強が地方財源であり、この財源を使い地方団体によって国民に対する多くの行政サービスが行われていることも踏まえる必要がある。このため、法人課税の改革に当たっては、国・地方を通じ、恒久的な財源、制度的に担保された安定財源を確保する必要がある。



法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)(概要)

1 法人税改革の趣旨

- 今回の改革の主な目的は次の2つ。
 - ・ 第1は、立地競争力を高めるとともに、我が国企業の競争力を強化するために税率を引き下げること。
 - ・ 第2は、法人税の負担構造を改革すること。すなわち、課税ベースを拡大し、税率を引き下げることで、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にし、利益を上げて企業の再投資余力を増大させ、また収益力改善に向けた企業の取組みを後押しするという成長志向の構造に変革していくこと。
- 地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱。応益課税の観点から、企業間で広く薄く負担を担う構造にすることが必要。外形標準課税について、一段の見直しが必要。
- 法人税改革に当たっての重要な課題は、財政再建との両立。
法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。法人税の枠内で税収中立を図るのではなく、法人税改革に関連し、他の税目の見直しも必要。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則。

2 具体的改革事項

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 租税特別措置の見直し (2) 欠損金の繰越控除制度の見直し (3) 受取配当等の益金不算入制度の見直し (4) 減価償却制度の見直し (5) 地方税の損金算入の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業税や固定資産税等が損金算入されることで、地方の超過課税や免税措置が国税及び国税と連動する住民税や事業税の課税ベースを変動させる。 ○ 地方独自の措置が国や他の地域に影響することを考慮 | <ul style="list-style-type: none"> すれば、地方税の損金不算入化が考えられる。 (6) 中小法人課税の見直し (7) 公益法人課税等の見直し (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に) <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人事業税における外形標準課税について、付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべき。その際は、創業者や中小法人への配慮などを検討すべき。 ○ 法人住民税均等割についても、増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべき |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 法人税改革と併せて検討すべき事項

- (1) BEPSプロジェクトを踏まえた国際課税の見直し
- (2) その他の対応
 - (a) 資本所得課税、(b) 給与所得課税、(c) 住民税や固定資産税、(d) その他

(資料35)



「法人税の改革について」(平成26年6月27日政府税制調査会) (抄)

外形標準課税について、平成19年の政府税制調査会では次のように答申されている。「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである」(『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』)

この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

また、外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。

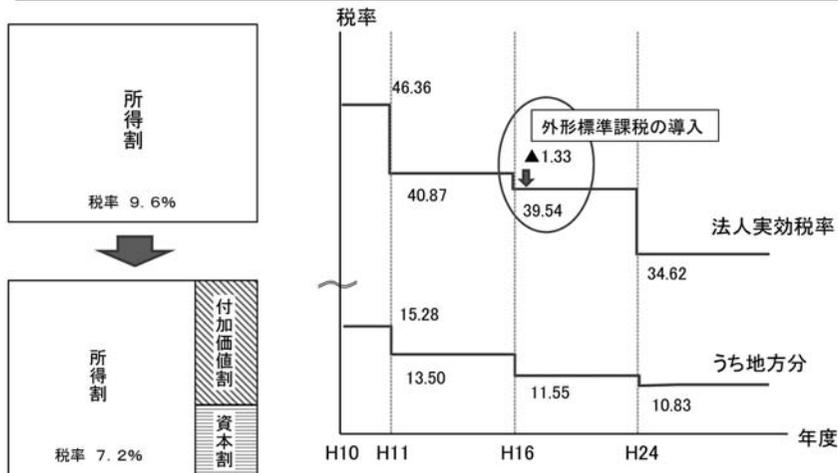
このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

(資料36)



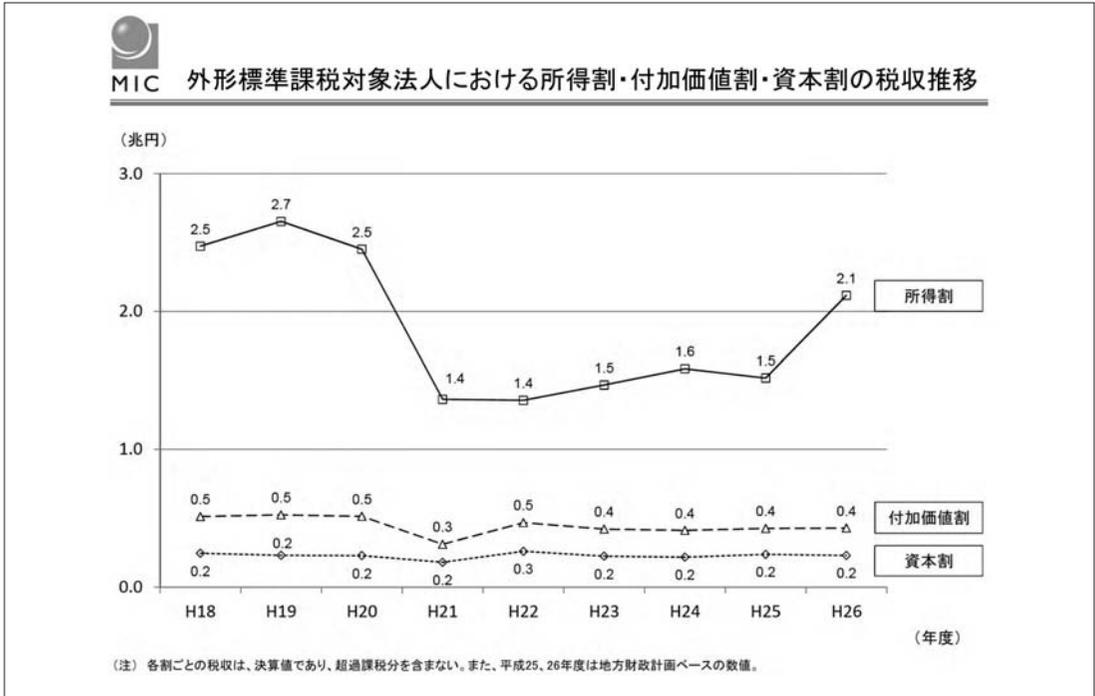
外形標準課税導入と法人実効税率

平成16年4月から資本金1億円超の法人を対象として、法人事業税所得割の1/4に外形標準課税を導入したことにより、国・地方を通じた法人実効税率は1.33%低下 ※標準税率ベース



東京都ベースでは、外形標準課税の導入により1.36%低下した。

(資料⑦)



(資料⑧)

MIC 中小法人(資本金1億円以下の法人)の取扱い

「法人税の改革について」(平成26年6月 政府税調)

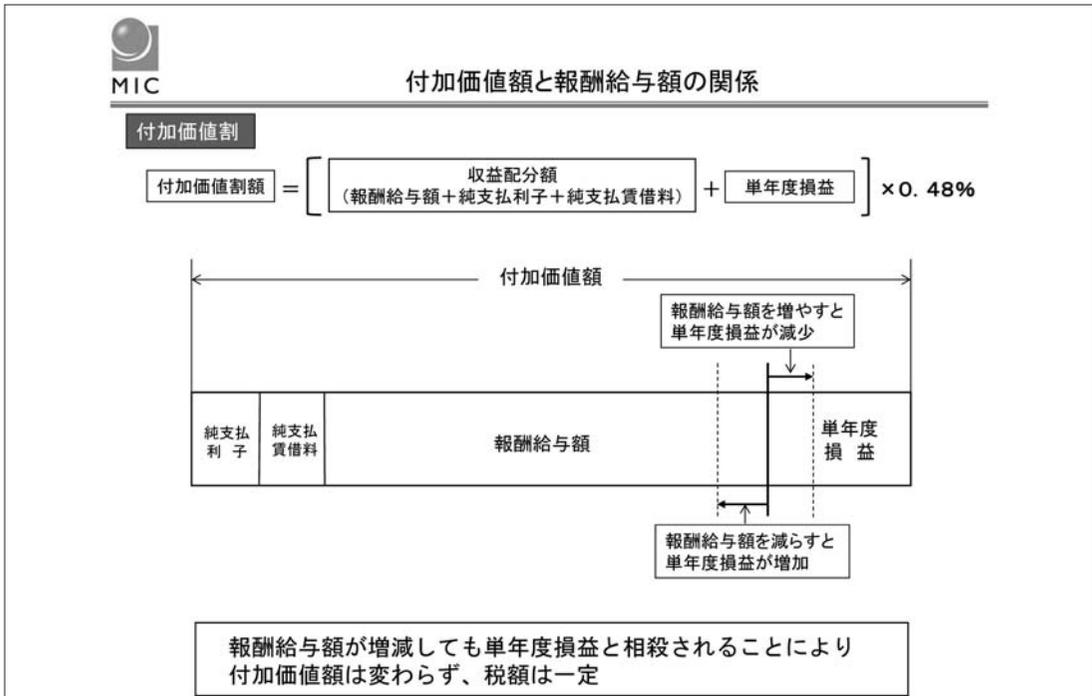
…(略)…事業活動をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。
 …(略)…外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見も多く出された。
 このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業者社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

「法人税改革に当たっての基本認識と論点」(平成26年6月 自民党税制調査会、公明党税制調査会)

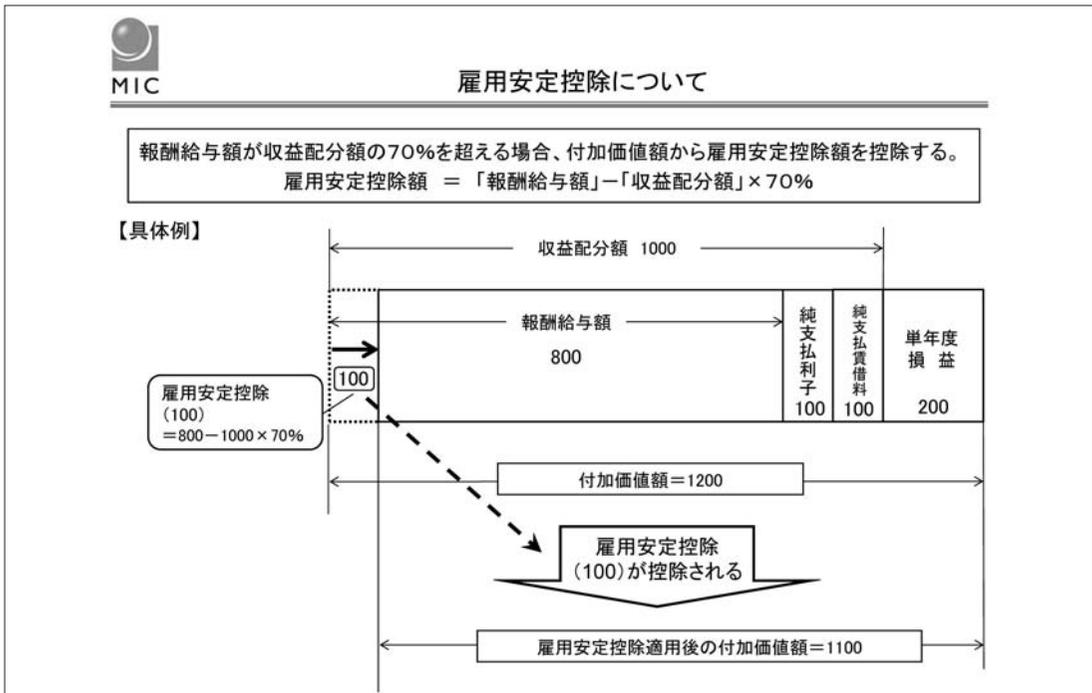
…(略)…地方法人課税については、応益課税の考え方が重要である。このため平成15年度には法人事業税に付加価値割等の外形標準課税を導入したところであるが、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、今後も公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分ち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直ししていく必要がある。

	【改正前】			【平成26年度改正後】		
	法人等課税			法人等課税		
【外形対象法人】 (資本金1億円超の普通法人) 2.4万社(全法人の1.0%)	付加価値割 0.4兆円	所得割 0.7兆円	地方法人特別税 0.9兆円	付加価値割 0.4兆円	所得割 1.0兆円	地方法人特別税 0.6兆円
※ 税收及び法人数は、平成24年度実績	資本割 0.2兆円			資本割 0.2兆円		
【中小法人等】 (資本金1億円以下の普通法人等) 242.9万社(全法人の98.9%)		事業税所得割 0.8兆円	地方法人特別税 0.6兆円		事業税所得割 1.0兆円	地方法人特別税 0.4兆円
【収入金額課税法人】 (電気・ガス供給業、保険業) 0.2万社(全法人の0.1%)		事業税収入割 0.2兆円	地方法人特別税 0.1兆円		事業税収入割 0.2兆円	地方法人特別税 0.1兆円

(資料③)



(資料④)



MIC

経済団体の意見①

平成27年度税制改正に関する提言(日本経済団体連合会平成26年9月10日)

1. 法人課税の抜本改革

法人実効税率の引き下げ

- ・ 骨太の方針を評価。企業の国際競争力を強化するとともに、日本の立地競争力を高め、対日直接投資を促進し、経済活性化を図るため、法人実効税率を2015年度に2%以上引き下げ、3年を目標に20%台とする。将来的にはOECD諸国の平均、また競合するアジア諸国並みの25%へと引き下げる
- ・ 利益を生み出す企業に対する実質的な税負担軽減を着実に実行

地方法人課税の改革

- ・ 国・地方全体の税体系の見直し。地方法人所得課税は国税の法人税に統合し、交付税等により適切に配分するとともに、段階的に税率を引き下げ
- ・ 外形標準課税の安易な拡大はすべきでない。賃金が課税標準の相当部分を占め、雇用の維持・創出、所得拡大の方向に逆行
- ・ 償却資産にかかる固定資産税は廃止も含め抜本的見直し、少なくとも新規取得した機械装置については免除

租税特別措置

- ・ わが国の将来を支えるために必要なもの、国際的イコールフットディングを実現するために不可欠なものは、維持・拡充や本則化・恒久化。役割を終えたものは廃止。

研究開発税制

- ・ 研究開発は科学技術イノベーション立国たるわが国が、世界経済をリードし続けるための生命線
- ・ 総額型は研究開発活動を継続的に行う重要なインセンティブ
- ・ 期限を迎える税額控除限度額の引き上げ措置(20%→30%)
- ・ 研究開発費の範囲を含め、現行制度を維持・拡充

欠損金の繰越控除制度

- ・ 国際的イコールフットディングの観点から、繰越期間を延長
- ・ 当期控除額の範囲(所得の80%)についても少なくとも現行制度を維持

受取配当益金不算入制度

- ・ そもそも配当課税は二重課税。国際的イコールフットディングおよび事業再編の円滑化の観点から、少なくとも現行制度を維持
- ・ 持株比率が低いことをもって課税を強化すれば、特定業界に負担が集中。証券市場への悪影響も懸念
- ・ 25%より高い比率に課税を及ぼせば、事業再編を阻害

減価償却制度

- ・ 定率法の廃止は新規設備投資を抑制するおそれ
- ・ 国際的イコールフットディングの観点から、定率法を維持

資源、エネルギー、国際海運、災害復興・防災等の税制の維持・拡充

MIC

経済団体の意見②

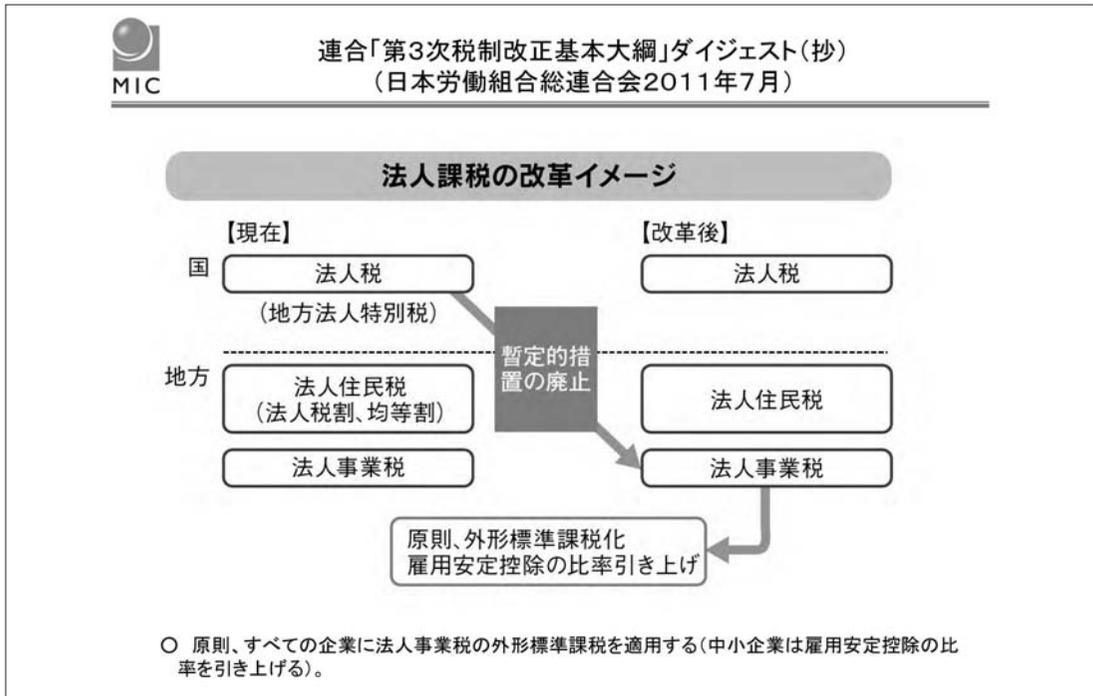
中小企業の成長を後押しする法人税制改革を(平成26年5月28日) (日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会)

1. 中小企業の軽減税率、小規模法人特例の創設を含む法人実効税率の引き下げを
2. 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対
 - ◆ 代替財源の議論にあがっている法人事業税の外形標準課税は、従業員給与に課税するためアベノミクスの賃上げ政策に逆行する。
 - ◆ 地域の雇用を支え、労働分配率が8割にも達する中小企業への適用拡大は、赤字法人175万社が増税とその影響が甚大であり断固反対する。
3. 欠損金繰越控除をはじめ中小企業税制の縮減反対

成長を促す法人課税と財政健全化の実現を(平成26年4月9日経済同友会)

- (1) 成長戦略の柱の一つとして法人実効税率を25%へと引き下げる
- (2) 税体系全体の改革の中で安定的な代替財源を確保し財政健全化を進める
- (3) 産業の新陳代謝と生産性向上の誘因になる法人課税及び関連制度体系へ移行する

そこで、延命型の各種優遇措置や支援政策を新陳代謝促進型に見直すことに加え、外形標準課税の課税ベース(対象法人範囲)拡大など応益課税を強化することで、生産性(≒収益力)の高低で実質的な税負担率の差が生まれないようにすることが適当である。これは法人実効税率引き下げ分に対する代替財源の一部になると同時に、中長期的には企業収益力と税負担の偏りを是正し、法人税収の安定化を促す効果も期待できる。



地方法人課税の見直しに関する地方団体からの意見

○ **全国知事会「法人実効税率の見直しに関する提案」(平成26年5月)**

国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、法人関係税に係る政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。

代替措置の検討に当たっては、租税特別措置の見直しをはじめ課税ベースを拡大することにより、可能な限り「法人課税の中での税収中立」を優先すべきである。

法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模、すなわち事業活動価値等に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つものである。

また、外形標準課税は、努力をして成果を上げてきた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出による経済の活性化が期待できることから、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)が目指す方向性と軌を一にするものであり、拡大していく方向で検討すべきである。

○ **全国市長会「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」(平成26年5月)**

政府税制調査会等において、法人実効税率のあり方の検討が行われているところであるが、国・地方を通じた法人関係税収が、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで貴重な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げる場合は、必ず代替財源を確保すること。

○ **全国町村会「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」(平成26年5月)**

法人実効税率のあり方の検討に当たっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大など、あくまで法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。



地方法人課税の偏在是正

平成26年度与党税制改正大綱

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

1 法人住民税法人税割の交付税原資化（交付税特別会計に直入）

(1) 住民税の縮小		[消費税8%段階]	[消費税10%段階]
(都道府県分)	5.0% →	3.2%	
(市町村分)	12.3% →	9.7%	
		(▲ 4.4%)	
(2) 地方法人税の創設・拡充		4.4%	

2 偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上

※「平成26年度地方財政計画の概要」に記載

3 地方法人特別税・譲与税制度の見直し

		[消費税8%段階]	[消費税10%段階]
地方法人特別税	4.3% →	2.9%	※規模を2/3に縮小
法人事業税所得割	2.9% →	4.3%	
付加価値割	0.48% →	0.48%	
資本割	0.2% →	0.2%	



平成26年度税制改正における車体課税の見直し(概要)

◎ 自動車取得税の見直し

- 自動車取得税の税率（一定税率）を以下のとおり引下げ（平成26年4月1日以降）。

自家用自動車（軽自動車を除く）	5%（改正前）	→	3%（改正後）
営業用自動車・軽自動車	3%（改正前）	→	2%（改正後）
- いわゆる「エコカー減税」について、環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充（75%→80%、50%→60%）。
- 自動車取得税は消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に廃止。

◎ 自動車税の見直し

- 自動車税におけるグリーン化特例の見直し（平成27年度・平成28年度分）
 - ・ 軽課について対象を重点化した上で強化し、重課について新車新規登録から13年（※）を経過した自動車の重課割合を標準税率の概ね15%（改正前 概ね10%）とする。 ※ハイゼン車については11年
- 自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税を、自動車税の取得時の課税として、消費税率10%引上げ時から実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。
 - ・ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等についても検討。
 - ・ 税率は、省エネ法の燃費基準値の達成度に応じ0~3%の間で変動する仕組み。
 - ・ 税収規模は、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保。

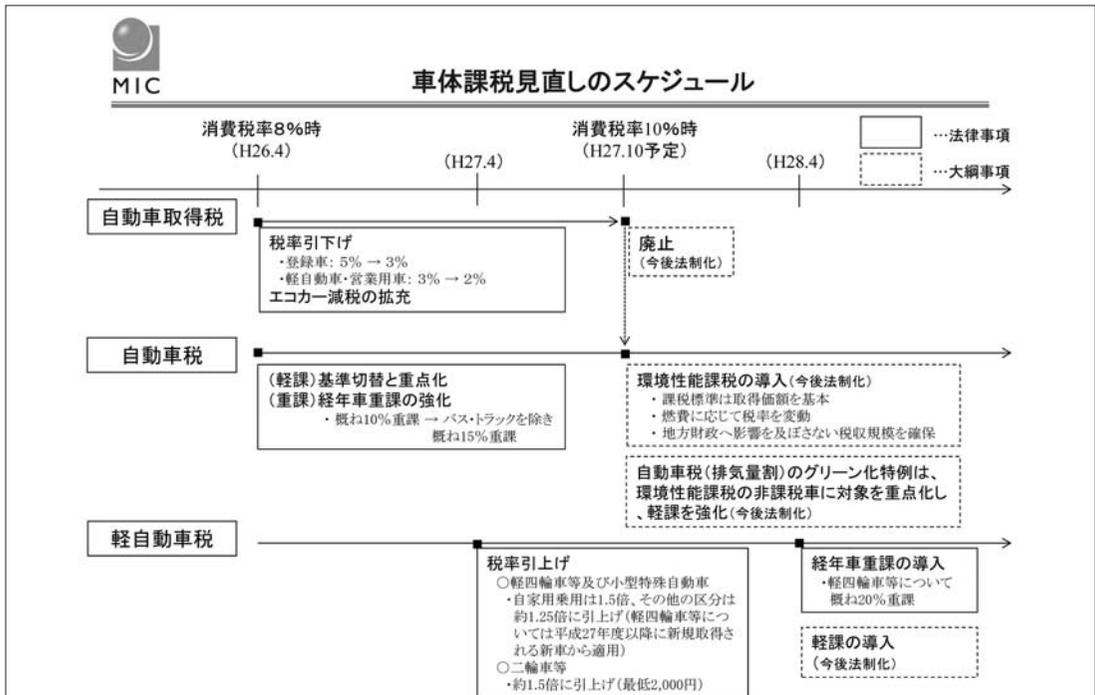
◎ 軽自動車税の見直し

- 軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引上げ（平成27年度分から）。
 - ※ 軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用。

(例) 四輪の自家用乗用車	7,200円（改正前）	→	10,800円（改正後）
四輪の自家用貨物車	4,000円（改正前）	→	5,000円（改正後）
- グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%の重課を導入（平成28年度分から）。
- 原付及び二輪車の標準税率を約1.5倍（最低2,000円）に引上げ（平成27年度分から）。

(例) 原付（50cc以下）	1,000円（改正前）	→	2,000円（改正後）
軽二輪（125cc超～250cc以下）	2,400円（改正前）	→	3,600円（改正後）

MIC		消費税10%段階における車体課税の課題		
平成26年度与党税制改正大綱				
①自動車取得税の廃止等及び自動車税における環境性能割の導入	○自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時に廃止			
		～平成26.3	平成26.4～	消費税率10%引上げ時
	自家用自動車	5%	3%	廃止
	営業用自動車・軽自動車	3%	2%	廃止
※ 平成27年4月以降のエコカー減税の取扱い				
	○自動車取得税の廃止と併せて、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施(税率0～3%)			
②自動車税(排気量割)におけるグリーン化特例(※)の見直し ※燃費性能が良い車の自動車税の2年目の減免	○対象を重点化した上で、対象車は軽課を強化			
③軽自動車税における軽課の検討	○グリーン化を進める観点から検討			
・自動車重量税については、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化				
〔参考 平成25年12月11日 自由民主党税制調査会長・公明党税制調査会長〕 現在、道路運送車両法上登録制度や検査制度がないために税制上、新規車両と既存車両の区別や経過年数による政策的課税ができない原付や軽二輪等について、これらを把握し、軽自動車(四輪)のような課税を可能とする方法について、行政コスト、納税者の負担等も勘案し、検討を行う。				



(資料④)



自動車税におけるグリーン化の方向等

平成26年度与党税制改正大綱(平成25年12月12日)より抜粋

- 消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。
 - イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。
 - ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。
 - ハ 自動車税(排気量割)のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。
 - ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。
- 軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。

(資料⑤)



評価替えに伴う負担調整措置等について

- 固定資産税においては、土地・家屋について、3年に1回、「評価替え」を行い、価格の変化を反映(前回評価替えは平成24年度)。
 - 評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて検討を行い、必要な措置を講じてきており、今年の税制改正で平成27年度以降の負担調整措置等のあり方を検討することが必要。
- ※ 都市計画税及び不動産取得税においても所要の措置を検討する必要。

現行の固定資産税における負担調整措置等の主な内容

1 商業地等に係る負担調整措置

- ① 税負担の上昇幅の抑制: 税負担増は、本来の税額の5%を上限
- ② 課税標準額の上限額の設定: 課税標準額を評価額の70%に引き下げ
- ③ 据置特例: 前年度課税標準額の水準が評価額×60～70%の土地について、課税標準額を前年度と同額に据置き

2 住宅用地特例及び住宅用地に係る負担調整措置

- ① 税負担の上昇幅の抑制: 税負担増は、本来の税額の5%を上限
- ② 住宅用地特例: 課税標準額を評価額の1/6、1/3に引き下げ

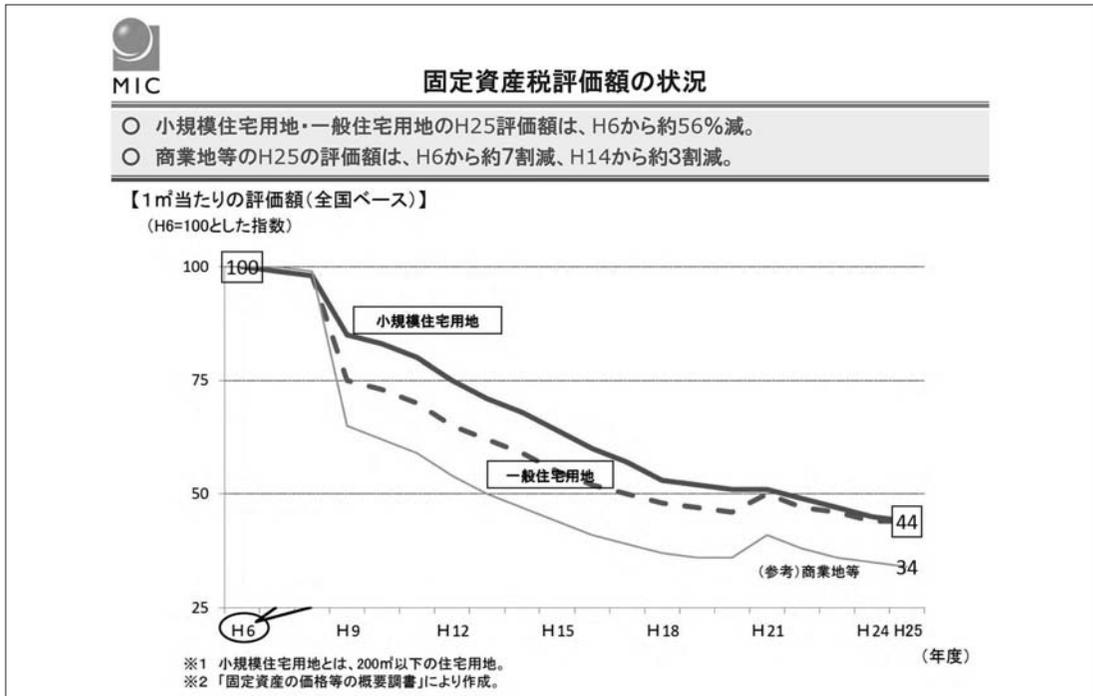
区分	土地の利用状況と面積区分	本則課税標準額 (1/6又は1/3に引き下げ)	【参考】平成5年度以前
小規模住宅用地	200㎡以下の部分	価格×1/6 <1/3>	価格×1/4 <->
	200㎡を超える部分 (家屋の床面積の10倍まで)	価格×1/3 <2/3>	価格×1/2 <->
一般住宅用地			

3 一般農地に係る負担調整措置

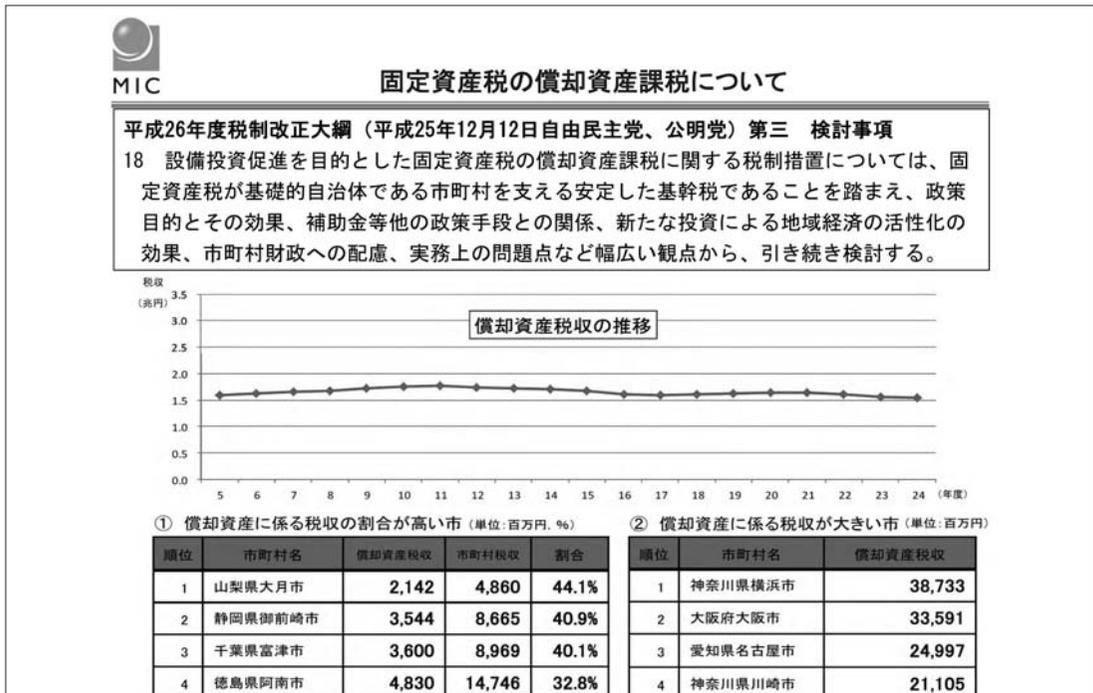
- ① 税負担の上昇幅の抑制: 税負担増は、前年度の課税標準額に一定の率を乗じた額を上限(宅地に比べて緩やかな負担調整方法)

4 不動産取得税における住宅及び土地に係る標準税率を3%とする特別措置(本則: 4%)

(資料⑤)



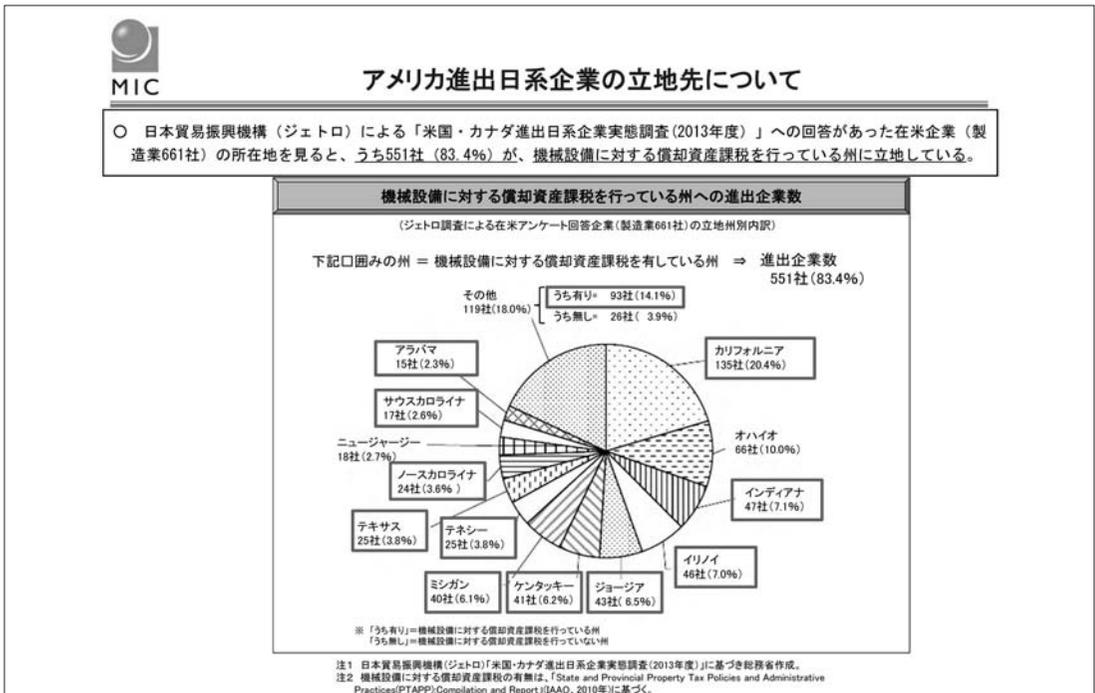
(資料⑥)



(資料⑤)



(資料⑥)





都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について

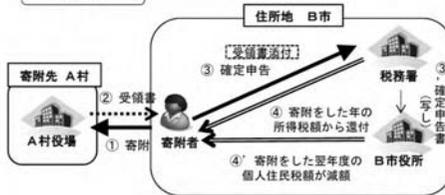
制度の概要

- 都道府県・市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要。
- 自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となる。

手続き



導入からの推移

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
合計	94万人	985億円	312億円



「ふるさと寄附金制度」「ふるさと納税」の拡充

経済財政運営と改革の基本方針2014(抜粋)(平成26年6月24日閣議決定)
(元気な地方を創るための取組の推進)

「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続の簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。

4. 寄附者との関係づくり

今回の調査結果において、寄附者との関係づくりのための取組として、「お礼状・感謝状等の送付」との回答が約9割、「広報誌・パンフレット等の送付」との回答が都道府県で約7割、市区町村で約5割、「特産品等の送付」との回答が約5割あり、各都道府県、市区町村においては、その実情に応じて創意工夫を行っているものと考えられます。ただし、特産品等の送付については「問題はあるが、地方の良識に任せるべき」と回答した団体も、都道府県で約3割、市区町村で約2割あることを踏まえ、適切に良識をもって対応してください。

※ 平成25年9月13日付事務連絡

※ 総務省自治税務局市町村税課より各都道府県税務担当課・市町村担当課宛てに発出

MIC

地方の地球温暖化対策に関する財源確保の経緯

○ 京都議定書の発効を見込み、平成17年度税制改正において、環境省が環境税(地球温暖化対策税)の創設を要望(以後継続して要望)。

○ 「全国森林環境・水源税創設促進連盟」が「全国森林環境・水源税」を提唱。
○ 全国町村会が「石油石炭税の上乗せ税収の一部譲与」を要望。

↓

【平成23年度～平成24年度】

○ 石油石炭税(国税)に「地球温暖化対策のための税率の上乗せ」を創設。
※ 地方の要望はあったが、税収の使途はCO2排出抑制対策に限定され、森林吸収源対策及びCO2排出抑制対策を含む地方財源の確保は検討事項にとどまる。

【平成25年度税制改正大綱】

○ 「早急に総合的な検討を行う」と検討事項に記述。

【平成26年度税制改正大綱】

○ 「新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う」と検討事項に記述。

【自民党「森林吸収源対策に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討PT」】
(平成26年3月13日設置、同年6月3日中間とりまとめ)

○ 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進めること。

【経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)(抄)(平成26年6月24日)】

○ 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進める。

MIC

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例(上乗せ)

○ 課税主体：国
○ 納税義務者：原油等採取する者及び原油等を保税地域から引き取る者
※「原油等」とは、原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭をいう。
○ 税収の使途：エネルギー起源CO2排出抑制対策

税率(段階的引上げ)

	原油・石油製品 [1㎏当たり]	ガス状炭化水素 [1t当たり]	石炭 [1t当たり]
24年度(1981年度)	250円	260円	220円
26年度	500円	520円	440円
28年度	760円	780円	670円

上乗せ分

760円	780円	670円
------	------	------

本則分

2,040円	1,080円	700円
--------	--------	------

税収

税収 [上乗せ分]
約390億円
約1,700億円
約2,600億円

租税特別措置法(昭和32年法律第26号)(抄)

(地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例)

第90条の3の2 地球温暖化対策を推進する観点から、(略)石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。(以下略)

エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)における地方公共団体向け補助事業

	平成26年度当初予算額	地方負担額
経済産業省所管分	66.0億円	30.5億円
環境省所管分	98.0億円	27.3億円
計	164.0億円	57.8億円

(資料⑤)



軽油引取税の課税免除措置について

○平成20年度以前

道路特定財源として軽油引取税が創設された昭和31年より、道路の使用に直接関係がなく、政策的配慮の観点から免税が適当と認められる用途について課税免除。

○平成21年税制改正

道路特定財源の一般財源化

○平成24年税制改正

特例利用率が極めて低く、かつ、1件当たりの免税額が経営規模に比して僅少なものの(6用途[※])を廃止。その他は3年間延長した上で、課税免除措置廃止による国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討。

※ 6用途：電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業(陶器、陶管)、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業
改正影響額：12.3億円(平成23年度実績額)

○平成27年度税制改正における考え方

道路の使用に直接関係を有していないこと等から認められていた課税免除措置は、一般財源化に伴いその根拠を失っていることから、ゼロベースで見直すことが必要。

【課税免除措置の内訳】

○ 船舶(漁船を除く)	243.3億円	(※うち自衛隊、海上保安庁 127.5億円)
○ 公用・公共用航路標識等	4.7億円	
○ 鉄軌道	83.4億円	
○ 農林水産業	237.5億円	
○ その他産業(探掘事業、倉庫業、発電所等)	374.9億円	

計

943.8億円

※平成24年度課税状況調より

(資料⑥)



ゴルフ場利用税に関する地方団体の意見(抜粋)

○ 全国知事会：平成25年度税財政等に関する提案(平成24年10月)

【各論】

I 地方税制度(個別税目)の見直し等

10 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路や上下水道、廃棄物処理等の地方団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、ゴルフ場所在地における財政需要を賄う重要な財源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、堅持すること。

○ 全国市長会「平成27年度都市税制改正に関する意見」(平成26年9月)

8. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

○ 全国町村会「平成27年度政府予算編成及び施策に関する要望」(平成26年7月)

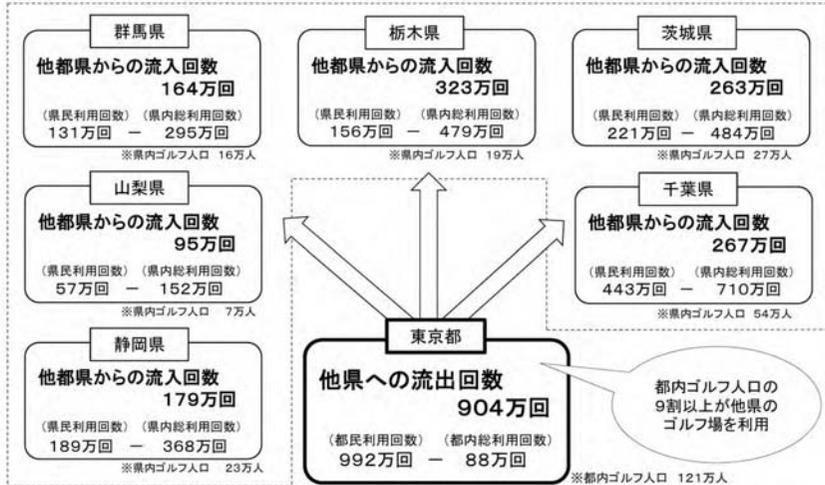
8. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(資料⑥)



東京都のゴルファーの他県ゴルフ場の利用回数について（推計）



(注) ・ 「県内(都内)ゴルフ人口」は、ゴルフ場又は練習場を利用した人数であり、「平成23年社会生活基本調査」における「スポーツの種類別行動者数」による。
・ 「県民(都民)利用回数」は、県内(都内)ゴルフ人口に、上記の群馬、神奈川県及び埼玉県における平均ゴルフ場利用回数(3,189万回/390万人/年8.2回)を乗じて推計。
・ 「県内(都内)総利用回数」は、「ゴルフ場利用税の課税状況等からみたゴルフ場の数・利用者数等」(一社日本ゴルフ場協会)における各都道府県別の「延利用者数」より。
・ 神奈川県及び埼玉県においても、県民利用回数が県内総利用回数を超過し、他都県へ流出している(神奈川県:284万回、埼玉県:112万回)が、上記の図においては、その傾向が顕著な東京都の例を示す。

國際課稅關係資料

財務省主稅局參事官室

目 次

(国際課税資料1)	国際課税原則の帰属主義への見直しのポイント	71
(国際課税資料2)	対比表(総合主義・帰属主義)	71
(国際課税資料3)	総合主義と帰属主義の違い	72
(国際課税資料4)	総合主義(全所得主義)と帰属主義の課税方式の違い(所得の種類別)	72
(国際課税資料5)	外国法人の国内支店に対する課税の新しい考え方(OECD承認アプローチ)	73
(国際課税資料6)	総合主義から帰属主義への移行の意義 (二重課税又は二重非課税のリスクの緩和)	73
(国際課税資料7)	内国法人に対する外国税額控除	74
(国際課税資料8)	移転価格税制における第三者介在取引の対象範囲の見直し	74
(国際課税資料9)	税源浸食と利益移転(BEPS)行動計画	75
(国際課税資料10)	BEPSプロジェクトの歩み	75
(国際課税資料11)	BEPSの問題点	76
(国際課税資料12)	OECD租税委員会 BEPS 行動計画(概要)①	76
(国際課税資料13)	OECD租税委員会 BEPS 行動計画(概要)②	77
(国際課税資料14)	OECD租税委員会 BEPS 行動計画(概要)③	77
(国際課税資料15)	行動1 電子経済の課税上の課題への対処(No.1)	78
(国際課税資料16)	行動1 電子経済の課税上の課題への対処(No.2)	78
(国際課税資料17)	ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化	79
(国際課税資料18)	ハイブリッド金融商品(支払者側で損金算入、受領者側で益金 不算入となる配当のケース)	79
(国際課税資料19)	行動5 有害税制への対抗	80
(国際課税資料20)	事前確認の内容に係る情報の自発的交換義務付けのフレーム ワーク(イメージ)	80
(国際課税資料21)	行動6 条約の濫用防止(No.1)	81
(国際課税資料22)	行動6 条約の濫用防止(No.2)	81
(国際課税資料23)	行動8 無形資産に係る移転価格ルールの策定(No.1)	82
(国際課税資料24)	行動8 無形資産に係る移転価格ルールの策定(No.2)	82
(国際課税資料25)	行動13 移転価格関連の文書化の再検討	83
(国際課税資料26)	行動13 移転価格税制の文書化に関するルールの策定	83
(国際課税資料27)	行動15 多国間協定の開発(No.1)	84
(国際課税資料28)	行動15 多国間協定の開発(No.2)	84
(国際課税資料29)	非居住者に係る自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯	85
(国際課税資料30)	共通報告基準による自動的情報交換のイメージ(日本⇒外国)	85
(国際課税資料31)	共通報告基準による自動的情報交換のイメージ(外国⇒日本)	86
(国際課税資料32)	共通報告基準の概要	86

(国際課税資料33) G20サミット首脳宣言 (仮訳抜粋)	
(2013年9月5-6日於：サンクトペテルブルグ).....	87
(国際課税資料34) G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明 (仮訳抜粋)	
(2014年2月22-23日於：シドニー).....	87

(国際課税資料1)

国際課税原則の帰属主義への見直しのポイント

外国法人等に対する課税

- 総合主義から帰属主義への移行
外国法人及び非居住者（外国法人等）に対する課税原則について、従来のいわゆる「総合主義」を改め、OECDモデル租税条約新7条の考え方（Authorised OECD Approach：AOA）に基づき「帰属主義」に則した国内法の規定に改正された。
- 恒久的施設（P E）帰属所得の位置づけ
外国法人等についてはその国内源泉所得に対して課税するという現行の基本的な考え方を維持しつつ、外国法人等が我が国に有するP Eに帰属する所得（P E帰属所得）を、国内源泉所得の一つとして位置づける。
- P E帰属所得の算定
 - ① P E帰属所得
P E帰属所得については、AOAに基づき、そのP Eが本店等から分離・独立した企業であると擬制した場合に得られる所得とする。
 - ② 内部取引
P E帰属所得の算定においては、AOAに基づき、P Eと本店等との間の内部取引について、（移転価格税制と同様に）独立企業間価格による取引が行われたものと擬制して、内部取引損益を認識する。
 - ③ P Eへの資本の配賦・P Eの支払子利子控除制限
P Eが本店等から分離・独立した企業であると擬制した場合に必要とされる程度の資本をP Eに配賦する。また、P Eが支払った負債利子総額（内部利子を含む。）のうち、そのP Eに配賦された資本に対応する部分について、損金に算入することを制限する。
- 外国法人等のP Eのための外国税額控除制度が創設された。

内国法人等に対する課税

- 内国法人及び居住者（内国法人等）の国外P Eに関する外国税額控除
内国法人等の外国税額控除について、国外P Eに帰属する所得（国外P E帰属所得）を国外源泉所得として定義するとともに、国外P E帰属所得の算定に当たっては、外国法人等のP E帰属所得と同様に内部取引等を認識して計算する。

その他

- 文書化
同一法人格の本店とP Eとの間の内部取引については、契約書等が当然には存在しないため、内部取引の存否及び内容を明確にするための文書を作成、提示することを必要とする。
- その他所要の整備
 - (1) 個人課税
非居住者（個人）課税については、原則として、帰属主義に変更する外国法人に準じた取扱いとする。また居住者（個人）の外国税額控除についても、原則として、内国法人に準じた取扱いとする。
 - (2) その他所要の整備を行った。

(注) 上記の改正は、平成28年4月1日以後開始する事業年度分の法人税及び平成29年分以後の所得税について適用する。

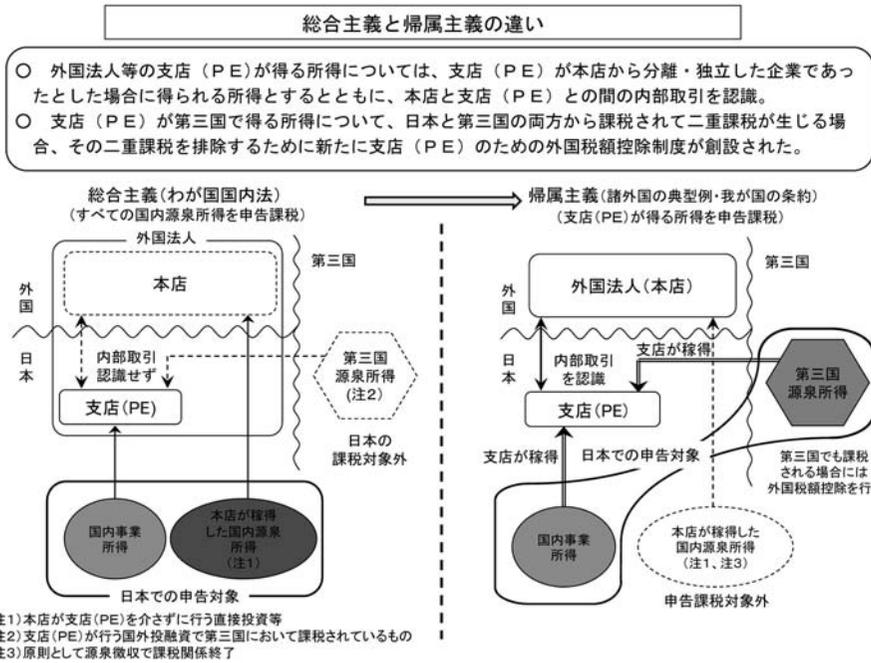
(国際課税資料2)

対比表(総合主義・帰属主義)

		総合主義(全所得主義) (改正前の国内法)	帰属主義	
			旧モデル7条	新モデル7条:AOA(※)
対 外国法人・ 非居住者	外国法人の支店に係る 課税所得の範囲	すべての国内源泉所得 (支店帰属の有無は問わない) ・国内において行う事業から生ずる所得 ・国内にある資産の運用・保有・譲渡により生ずる所得 ・その他の源泉が国内にある所得	支店帰属所得 (支店帰属所得について、「企業全体の所得が上限」or「支店独自に計算」の2通りの解釈あり)	支店帰属所得 (支店帰属所得は企業全体の所得とは関係なく、支店独自に計算)
	資産の支店への 帰属	特段の基準なし	特段の基準なし (なお、支店の機能分析に基づく、新7条流の資産の帰属判定を容認)	支店の機能分析に基づき、資産の帰属を判定
	資本の支店への 配賦・利子控除 制限	特段の基準なし	特段の基準なし (なお、新7条流の資本配賦・利子控除制限を容認)	支店への資本配賦・利子控除制限 (独立企業なら必要とされる資本を支店に配賦し、資本に対応する部分の負債利子の控除を制限する必要)
	本店等との 内部取引	認識しない	内部取引損益の認識を容認(使用料・利子の例外あり) (無形資産の内部使用料及び一般事業会社の内部利子は認識しない)	内部取引損益を認識する必要 (無形資産の内部使用料及び一般事業会社の内部利子を含め、内部取引損益全額を認識する必要あり)
	単純購入	単純購入非課税 (支店が本店等のために行う単なる商品の購入活動から生ずる所得を認識しない)	単純購入非課税	単純購入活動に係る所得を認識する必要 (例えば、購入代理店活動に対する受取手数料相当額)
	外国法人の支店課税に おける外国税額控除	外税控除制度は不要 (国内源泉所得に対してのみ課税)	外税控除制度が必要	外税控除制度が必要
対 居住者・ 内国法人	外国税額控除の基礎と なる国外所得	国内源泉所得以外の所得が国外所得とされる (外国法人の国内源泉所得に関する計算ルールに準じて計算)	特段の基準なし (外国法人の国内源泉所得に関する計算ルールに準じて計算)	・国外支店帰属所得は、AOAに従って計算する必要 (外国法人の日本支店帰属所得の計算ルール(内部取引の認識あり、資本配賦あり等)に準じて計算)

(※)AOA：Authorised OECD Approach

(国際課税資料 3)



(国際課税資料 4)

総合主義（全所得主義）と帰属主義の課税方式の違い（所得の種類別）

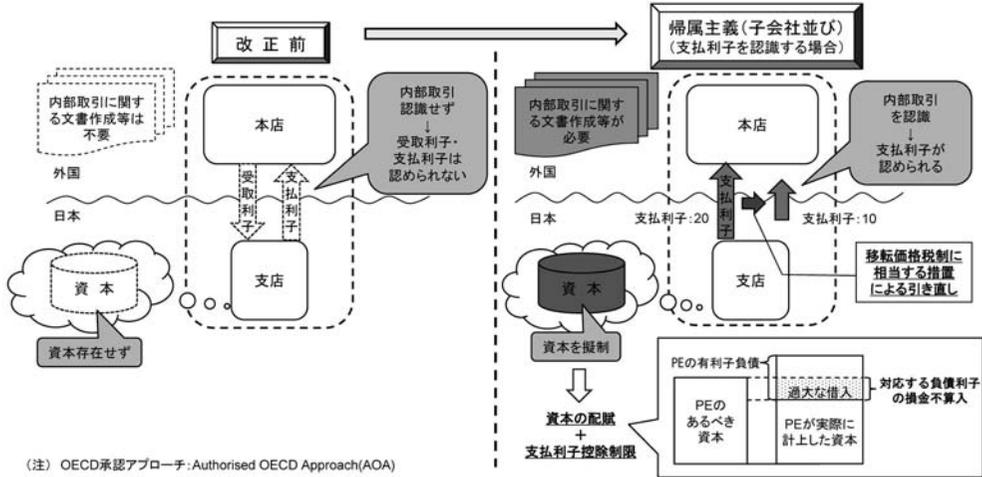
【総合主義】(注1)		【帰属主義】(注1)		
内外区分	所得区分	PEあり	PEなし	
			PE帰属	PE非帰属
国内源泉所得	国内事業所得	すべての国内源泉所得を対象にネット所得課税 (一部源泉徴収+申告)	国内事業所得	課税対象外
	国内資産の運用・保有		課税(申告)	課税(申告)
	国内資産の譲渡		課税対象外	(注5) 課税対象外
	国内不動産の譲渡・賃貸		課税(注2) (申告)	課税(注2) (申告)
	利子・配当・使用料		課税 (源泉徴収)	課税 (源泉徴収+申告)
国外源泉所得		課税対象外	(注3・注4) 課税対象外	課税対象外

(注1) 総合主義はわが国の改正前の国内法、帰属主義は主要国における一般的な帰属主義のイメージ
(注2) 事業譲渡類似株式の譲渡益等
(注3) PE帰属所得は国内源泉所得とされる。
(注4) PEが有する外国債券につき支払を受ける利子
(注5) 外国法人の本店が日本の証券市場において譲渡した有価証券の譲渡益等

(国際課税資料5)

外国人の国内支店に対する課税の新しい考え方 (OECD承認アプローチ)

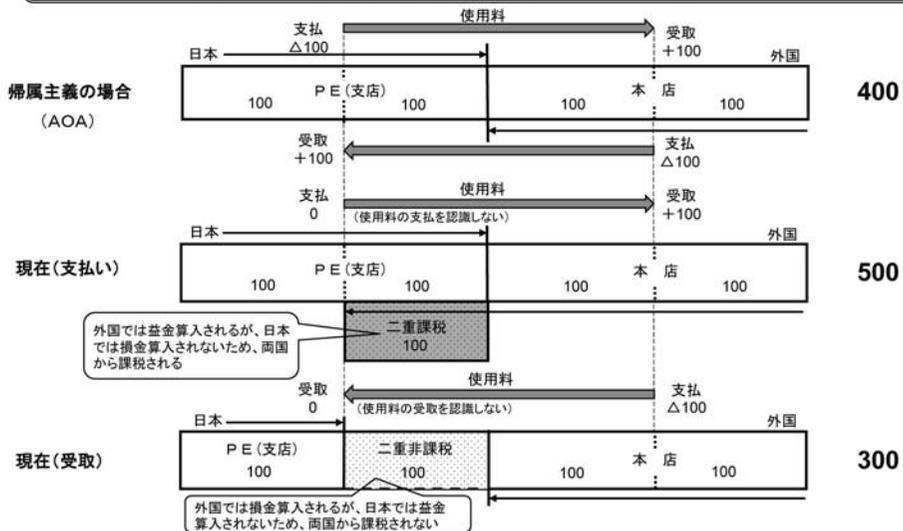
- 法人格が同一の本店と支店 (PE) を、別々の法人である親会社と子会社に見立てて、両国間の課税権を配分する。
- 更に、支店 (PE) の課税価額の算定に当たっては、子会社並びであたかも分離・独立した企業であるとした場合に取引される価額で計算することとし、本店と支店 (PE) との間の内部取引に関する損益を認識する。
- その際、分離・独立した企業として支店 (PE) が果たしている役割・機能を記した書類、及び子会社であれば必要となっていたであろう契約書・領収書等について、文書を作成、提示することを必要とする。



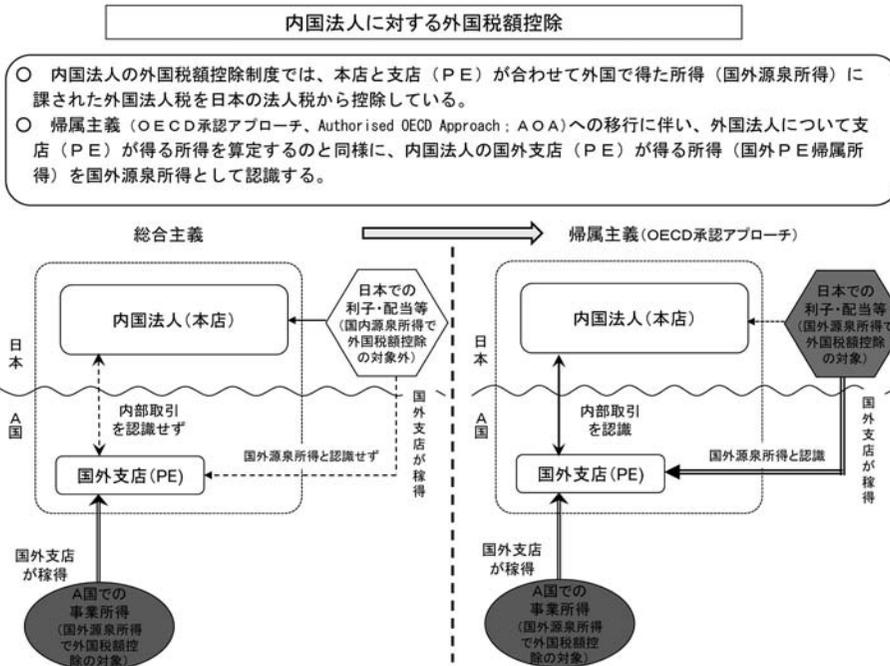
(国際課税資料6)

総合主義から帰属主義への移行の意義
(二重課税又は二重非課税のリスクの緩和)

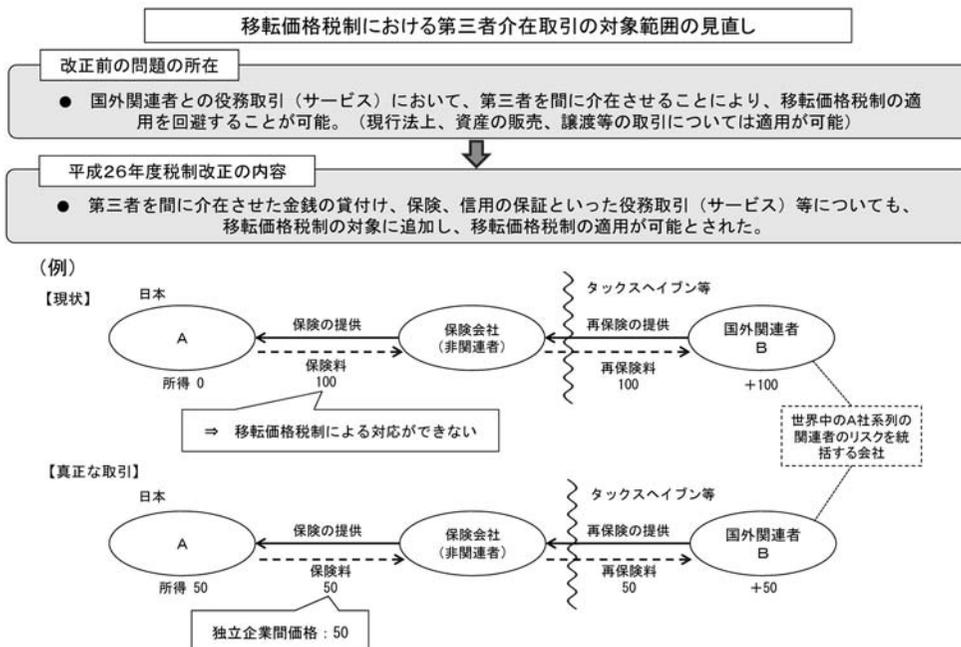
支店 (PE) を分離・独立した企業とみなして、無形資産の使用料等も含めたすべての内部取引を認識することをルール化したOECD承認アプローチ (AOA) に各国が従うことによって、国際的な二重課税又は二重非課税のリスクが緩和できる。



(国際課税資料7)



(国際課税資料8)



税源浸食と利益移転 (BEPS) 行動計画

- 近年、各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求めている中で、グローバル企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減している問題が顕在化している。
- この問題に対応するため、OECD租税委員会（議長：浅川・財務省国際局長）は、2012年6月より「税源浸食と利益移転」（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）に有効に対処するためのプロジェクトを立ち上げ、2013年7月19日に「BEPS行動計画」を公表。BEPS行動計画は、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（2013年7月19～20日、モスクワ）、G20サミット（2013年9月5～6日、サンクトペテルブルク）に提出され、日本をはじめとするG20諸国から全面的な支持を得た。
- 行動計画の実施にあたり、OECD非加盟のG20メンバー8か国（※）がOECD加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加しうる枠組みとして「OECD/G20 BEPSプロジェクト」を設けた。
（※）中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ
- OECDは、2014年9月～2015年12月の間に、国際的に協調してBEPSに有効に対処していくための対応策を三段階で勧告する予定。2014年9月16日には、BEPSプロジェクトの第一弾の報告書を公表。
- 今後、第一弾の報告書の勧告のうち、国内法・租税条約の改正が求められるものについては、各国において順次検討を開始すると共に、残された課題や2015年に議論されるその他の行動に関連する課題については、引き続きOECDにおいて議論を行う。

BEPSプロジェクトの歩み

2012年6月

- G20サミット（メキシコ・ロスカボス）において、「税源浸食と利益移転を防ぐ必要性」について再確認
- OECD租税委員会本会合において、BEPSプロジェクトを開始

2012年後半

- スターバックス、グーグル、アマゾン、アップル等の租税回避が政治問題化

2012年11月

- 英、独の財務大臣がBEPSに関する共同声明を公表（仏財務大臣も賛同）

2013年1～2月

- OECD租税委員会本会合において、BEPSに関する現状分析報告書「Addressing BEPS」を承認
- G20財務大臣・中央銀行総裁会議（ロシア・モスクワ）に同報告書を提出

2013年6月

- G8サミット（イギリス・ロックアーン）で、BEPSプロジェクトを支持
- OECD租税委員会本会合において、「BEPS行動計画」を承認

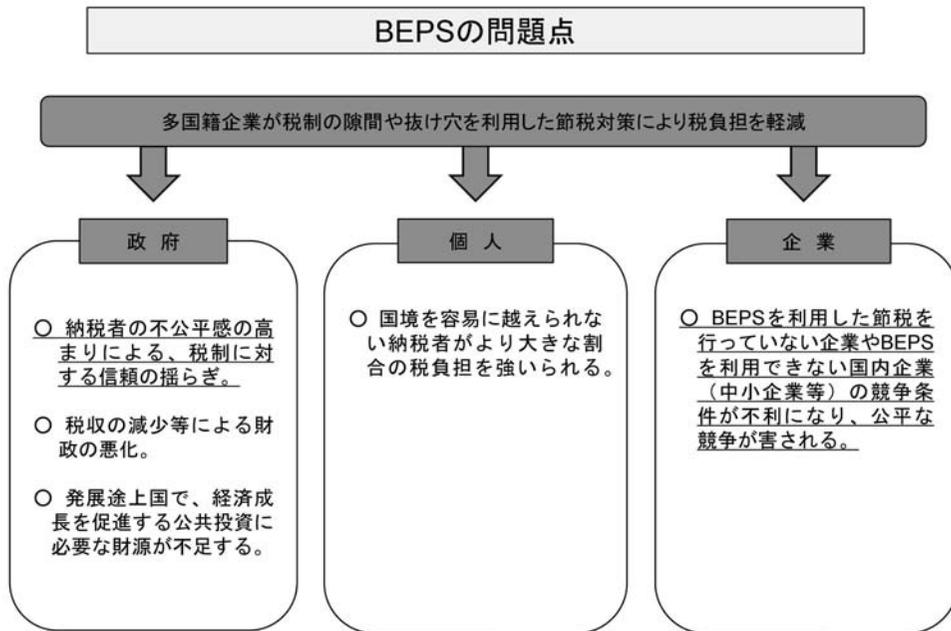
2013年7月19日

- 「BEPS行動計画」公表。G20財務大臣・中央銀行総裁会議（ロシア・モスクワ）に提出

2013年9月5～6日

- G20サミット（ロシア・サンクトペテルブルク）において、BEPS行動計画を全面的に支持

(国際課税資料11)



(国際課税資料12)

OECD租税委員会 BEPS行動計画(概要) ①

行動	概 要	期 限
1	電子商取引課税 電子商取引により、他国から遠隔で販売、サービス提供等の経済活動ができることに鑑みて、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成。	2014年9月
2	ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化 ハイブリッド・ミスマッチとは、金融商品や事業体に対する複数国間における税務上の取扱いの差異であり、これを利用した税負担の軽減が問題視されている。ハイブリッド・ミスマッチの効果は無効化する国内法上の措置を勧告するとともに、モデル条約の規定を策定する。	2014年9月
3	外国子会社合算税制の強化 外国子会社合算税制(一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算)に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。	2015年9月
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限 支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準について勧告を策定する。 また、親会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定する。	2015年9月 2015年12月
5	有害税制への対抗 OECDの定義する「有害税制」について ① 現在の枠組み(透明性や実質的活動等に焦点)に基づき、加盟国の優遇税制を審査する。 ② 現在の枠組み(透明性や実質的活動等に焦点)に基づき、OECD非加盟国を関与させる。 ③ 現在の枠組みの改定・追加を検討。	2014年9月 2015年9月 2015年12月

(国際課税資料13)

OECD租税委員会 BEPS行動計画(概要) ②

行動	概要	期限
6	租税条約濫用の防止 条約締約国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル条約規定及び国内法に関する勧告を策定する。	2014年9月
7	恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止 人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するために、租税条約の恒久的施設(PE: Permanent Establishment)の定義を変更する。	2015年9月
8	移転価格税制(①無形資産) 親子会社間等で、特許等の無形資産を移転することで生じるBEPSを防止するルールを策定する(移転価格ガイドラインの改訂)。	2014年9月
	また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定する。	2015年9月
9	移転価格税制(②リスクと資本) 親子会社間等のリスクの移転又は資本の過剰な配分によるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。	2015年9月
10	移転価格税制(③他の租税回避の可能性が高い取引) 非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定する。	2015年9月

(国際課税資料14)

OECD租税委員会 BEPS行動計画(概要) ③

行動	概要	期限
11	BEPSの規模や経済的効果の指標を政府からOECDに集約し、分析する方法を策定する	2015年9月
12	タックス・プランニングの報告義務 タックス・プランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定する。	2015年9月
13	移転価格関連の文書化の再検討 移転価格税制の文書化に関する規定を策定する。多国籍企業に対し、国毎の所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる。	2014年9月
14	相互協議の効果的実施 国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定する。	2015年9月
15	多国間協定の開発 BEPS対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析する。	2014年9月
	その後、多国間協定案を開発する。	2015年12月

行動1 電子経済の課税上の課題への対処

背景及び行動計画の概要

- 電子商取引等の新たなビジネスモデル(電子経済)に対し、現行の国際課税ルールでは直接税・間接税の課税が十分に行えていないおそれがあるため、対応策を検討。

報告書の概要

【電子経済をもたらす課税上の課題】

- 電子商取引のように国内に物理的拠点がなくてもサービス提供等を行う場合について、恒久的施設(PE)に着目して事業所得に課税する現行ルールをどのように考えるか
- 企業が顧客・利用者等のデータの大量の収集(ビッグデータ等)から経済的利益を得ている場合について、当該顧客・利用者等の所在地国による課税をどのように考えるか
- クラウド・サービスの対価等の所得について、事業所得や使用料等の所得分類ごとに課税関係を規定する租税条約等の適用上、どのように分類するか
- 間接税の課題として、電子商取引において海外から消費者に直接電子配信によってサービス提供が行われる場合(B2C)について、消費課税をどのように確保するか

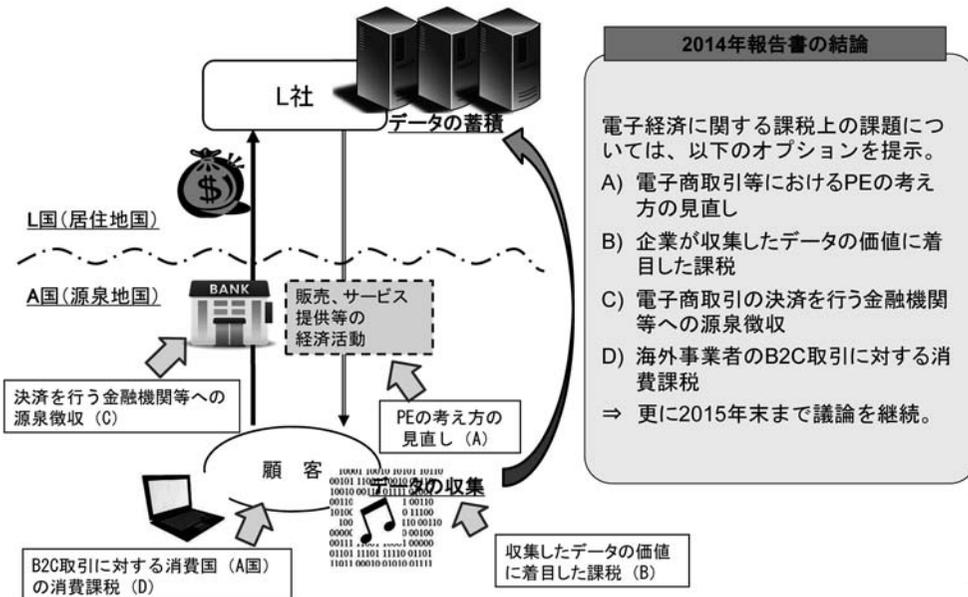
【対応策のオプション】

- 電子商取引等におけるPEの考え方の見直し
- 企業が収集したデータの価値に着目した課税
- 電子商取引の決済を行う金融機関等への源泉徴収
- 海外事業者のB2C取引に対する消費課税

今後の対応

- OECD: 上記オプションを、中立性、効率性等の観点から評価。また他の行動計画の検討も踏まえ各オプションの技術的詳細や影響につき検討。
- 日本: 本年6月に政府税調が電子商取引への消費課税に関する制度案を示したところ。今後、平成27年度税制改正プロセスにおいて、制度の詳細について検討。

行動1 電子経済の課税上の課題への対処



2014年報告書の結論

電子経済に関する課税上の課題については、以下のオプションを提示。

- 電子商取引等におけるPEの考え方の見直し
- 企業が収集したデータの価値に着目した課税
- 電子商取引の決済を行う金融機関等への源泉徴収
- 海外事業者のB2C取引に対する消費課税

⇒ 更に2015年末まで議論を継続。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化

背景及び行動計画の概要

- ハイブリッド・ミスマッチとは、金融商品や事業体に対する複数国間における税務上の取扱いの差異であり、これを利用した税負担の軽減が問題視されている。
- ハイブリッド・ミスマッチの効果(単一の支出に対する二重損金算入、受領者国での益金算入を伴わない支払者国での損金算入、単一の外国税額に対する二重外国税額控除)を無効化するための国内法上の措置を勧告するとともに、モデル租税条約の規定を策定する。

報告書の概要

- 報告書第一部(国内法関係)では、ハイブリッド・ミスマッチを類型化した上で、その効果を無効化するための国内法上の措置を勧告。(勧告の実施に関する指針は、2015年9月までに公表予定。)
- 特に、国際的二重課税の排除のために措置されている外国子会社からの配当にかかる益金不算入制度については、子会社において損金算入される(=課税されない)配当については益金不算入制度の適用外とすべき、と勧告。
- 報告書第二部(租税条約関係)では、双方居住者及び課税上透明体に関する措置を提示するとともに、第一部の国内法上の措置と租税条約の関係につき分析。

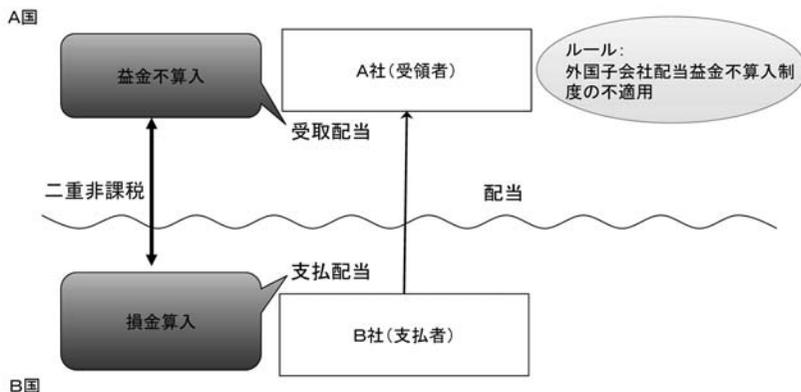
今後の対応

- 日本: 報告書における勧告を踏まえ、外国子会社配当益金不算入制度について、配当支払者において損金算入される配当は適用除外とすることを検討。

ハイブリッド金融商品

(支払者側で損金算入、受領者側で益金不算入となる配当のケース)

- 国際的二重課税の排除のために措置されている外国子会社配当益金不算入制度について、配当支払者において損金算入される配当は適用除外とする。



行動5 有害税制への対抗

背景及び行動計画の概要

- OECDは、1998年の「有害な税の競争報告書」の公表以降、国外から足の速い所得を狙い撃ちして誘致する各国の税制を有害なものとして改廃を恣意してきた。
(注) 足の速い所得（金融・サービス等の活動から生じる所得）に対して無税又は低税率を適用し、かつ外国企業のみを対象にするなど一定の審査基準に該当する優遇税制等を有害と認定。
- 金融所得・無形資産関連所得等に対する優遇税制であっても、その適用が内外無差別な場合、従来の審査基準では有害性の判定が困難であるところ、経済活動の実体性及び制度の透明性の観点から審査基準を強化・拡張すべく、検討。

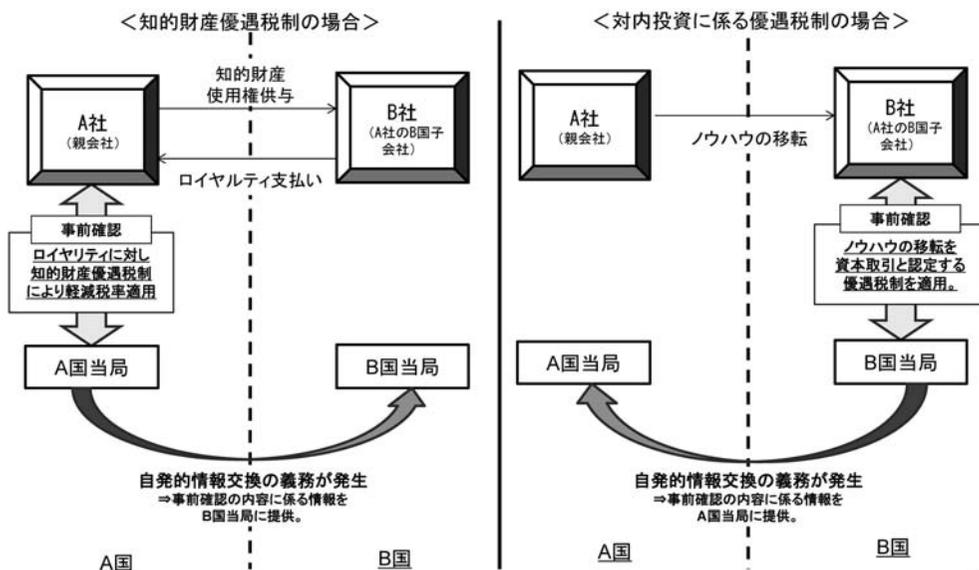
報告書の概要

- 制度の透明性の観点からは、個別の納税者との間で優遇税制適用状況に関する事前確認を行っている税務当局に対して、関連する他国の当局に当該事前確認の内容に関する情報の自発的交換を義務付けるフレームワークを策定。
- 経済活動の実体性の観点からは、知的財産優遇税制に関し、知的財産の開発の実体に関する新たな審査基準を提示。
- OECD非加盟国の税制を含め、30の税制の有害性審査状況を公表。

今後の対応

- OECD： 知的財産優遇税制以外の税制に関する実体性基準を含む審査基準の追加・改定を検討。（2015年12月に成果を報告）
- OECD： 制度の透明性の観点に係る自発的情報交換義務付けのフレームワークの詳細を検討するとともに2014年秋以降、適用開始。（2015年進捗報告書にて実施状況を報告）
- OECD： 非加盟国の税制への審査対象を拡大。（2015年9月に成果を報告）

事前確認の内容に係る情報の自発的交換義務付けのフレームワーク (イメージ)



行動6 条約の濫用防止

背景及び行動計画の概要

- 条約漁り(第三国の居住者が不当に条約の特典を得ようとする行為)をはじめとした租税条約の濫用は、BEPSの最も重要な原因の一つとの認識の下、これを防止するための「OECDモデル条約」の改定及び国内法の設計について勧告。

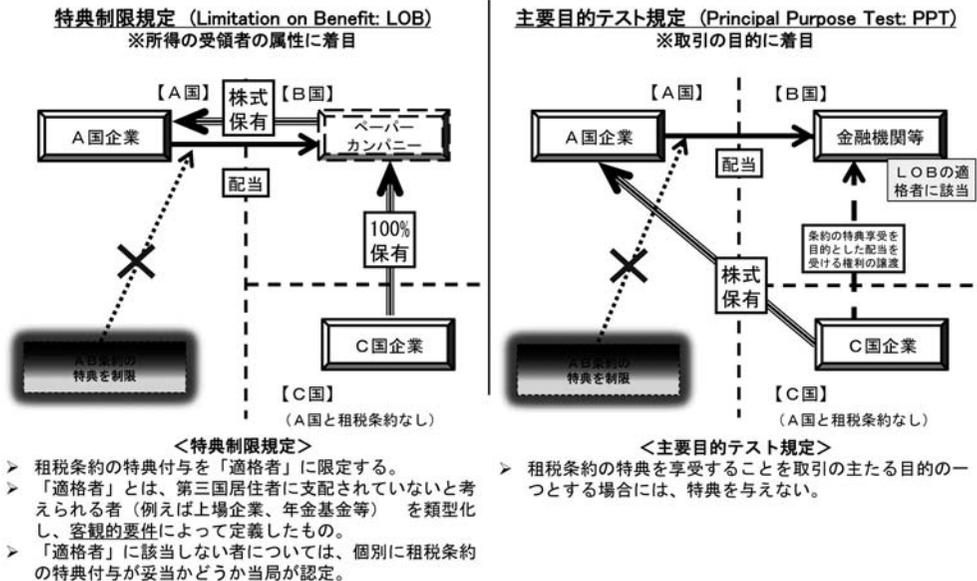
報告書の概要

- 租税条約の濫用防止のために最低限必要な措置(最低基準)として、以下の1.及び2.の措置を採用することを勧告。
 - 租税条約の前文に、租税条約は条約漁りを通じたものを含め、二重非課税の創出や租税回避・脱税による税負担軽減を目的とするものでないことを明記。
 - 租税条約に次のいずれかを規定。
 - 特典制限規定(Limitation on Benefit: LOB)と主要目的テスト(Principal Purpose Test: PPT)の両方
 - PPTのみ
 - LOB及び租税条約上又は国内法上の導管取引防止規定(限定的PPT)
- 併せて、租税回避防止のための国内法(外国子会社合算税制、過小資本税制、譲渡所得課税の出国時の特例等)が条約との関係で確実に適用できるよう、適切な措置を講じることを勧告。

今後の対応

- OECD: 他の行動における成果や投資ビークルへの租税条約適用の適格性に関する政策的考慮等を踏まえ、勧告の詳細に係る検討を継続。
- 日本: 条約濫用防止規定を含む租税条約の拡充等。

行動6 租税条約の濫用防止



行動8 無形資産に係る移転価格ルールの特定

背景及び行動計画の概要

- ・ 無形資産を軽課税国・地域の子会社等に移転することで、ロイヤルティに対する課税を回避している多国籍企業があることから、これを防止するルールの策定が求められている。
- ・ 具体的には、①無形資産の定義、②無形資産形成等への貢献と対価の関係、③独立企業間価格の算出法、④費用分担契約に関し、「移転価格ガイドライン」の規定の明確化を検討。

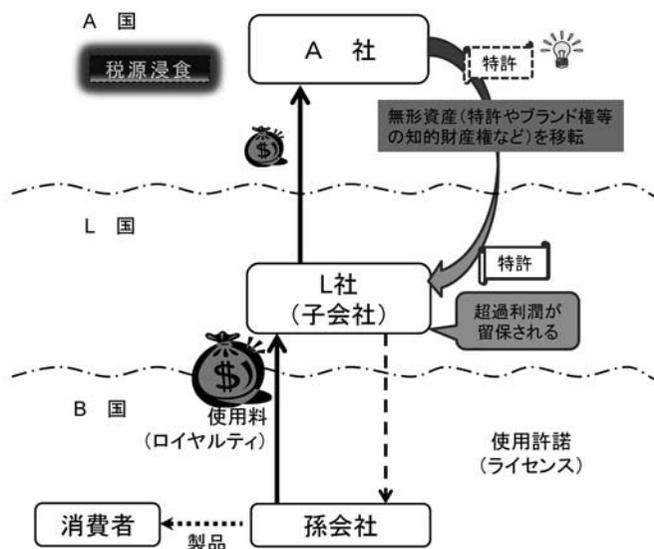
報告書の概要

- ・ 無形資産を、「有形資産・金融資産でなく、所有・支配することができ、同様の状況の非関連者間取引において、その使用又は移転により報酬が生ずる資産」と定義。
- ・ 無形資産の価格算定で信頼し得る比較対象取引が存在しない場合の評価手法として、DCF (Discount Cash Flow) 法 (将来の予想収益を現在価値に割り引いて価格を算定) を導入。
- ・ 価格付けが困難な無形資産の評価額算出方法等の残りの論点については継続して議論。

今後の対応

- ・ OECD: 2015年9月を期限とするその他の移転価格関連の行動(行動9・10)における検討結果も踏まえ、今後、「移転価格ガイドライン」の改訂を実施。
- ・ 日本: OECDの議論を踏まえ、国内法及び通達上の手当てにつき検討。

行動8 無形資産に係る移転価格ルールの特定



行動13 移転価格関連の文書化の再検討

背景及び行動計画の概要

- 多国籍企業グループに対する適正な移転価格課税の実現のためには、グループ内取引の全体像に関する情報が有用である一方、グループ共通の情報について各国税務当局がそれぞれ異なる形式・内容の報告を大量に求めると、企業側に過度な事務負担が生じるおそれもある。
- このような問題意識のもと、多国籍企業グループの取引の全体像に関する情報(各国における利益、納税額、経済活動の概要等)に関する報告義務の国際的基準を策定。

報告書の概要

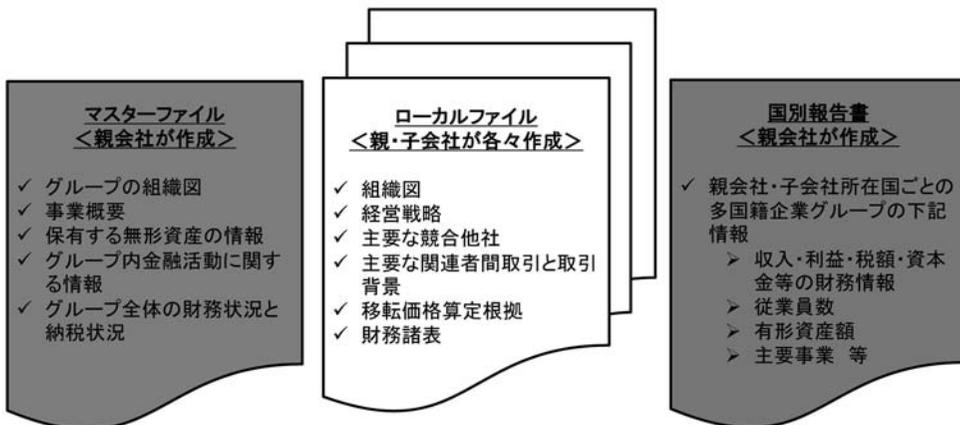
- 多国籍企業に、以下の共通様式に従って、移転価格リスク評価のための情報(直接移転価格課税を可能とするものではない)の税務当局への提供を義務付けることを勧告。
 - ① マスターファイル【親会社が作成】
多国籍企業グループ全体に共通する基本情報(グループの組織構造、事業内容等)
 - ② ローカルファイル【親・子会社が各々作成】
各国に所在する親会社・子会社が行うグループ内取引の情報(取引価格の算定方法等)
 - ③ 国別報告書(カントリー・バイ・カントリーレポート)【親会社が作成】
親会社・子会社所在国ごとの多国籍企業グループの収入・利益・税額等の財務情報等
- 税務当局は営業上の秘密、技術上の秘密及び移転価格文書に含まれるその他の商業上のセンシティブな秘密情報の不開示を保証しなければならない。

今後の対応

- OECD: 上記文書の内、親会社が作成する①マスターファイル・③国別報告書の提供方法について、引き続き議論。

行動13 移転価格税制の文書化に関するルールの策定

移転価格税制の文書化に関するルールを策定する。また、多国籍企業に対し、国ごとの所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を、共通様式に従って各国政府に報告させる。



行動15 多国間協定の開発

背景及び行動計画の概要

- BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国による二国間条約改正が必要なものがあるが、世界でおよそ3,000本ある二国間条約の改定には膨大な時間を要する。
- そこで、二国間の租税条約を多国間の枠組みで一挙に改正することで、BEPS対策の迅速な実施を可能とするべき。

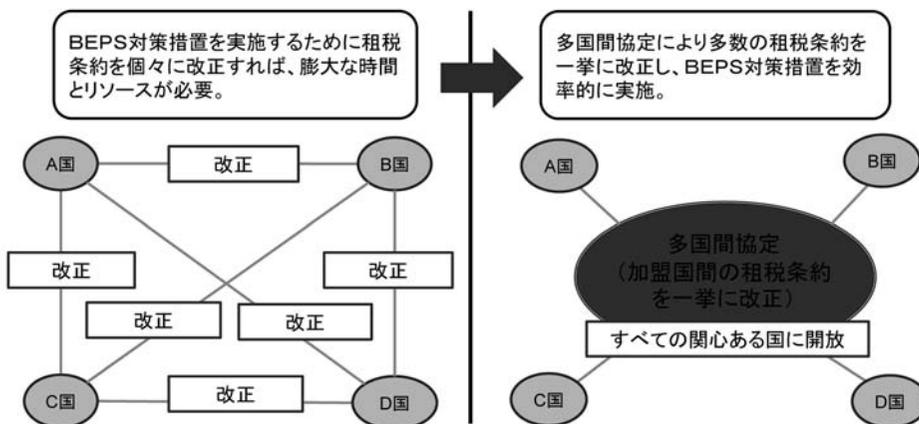
報告書の概要

- 専門家グループによる議論の結果、多国間協定は望ましい上、実現可能との結論。
- 今後策定予定の各行動の成果物を踏まえ、多国間協定のスコープを決定。
- 多国間協定交渉のための国際会議の招集に向け、早期にマンデートを付与することを勧告

今後の対応

- OECD: 2015年初頭に、多国間協定の正式交渉のための国際会議を招集。

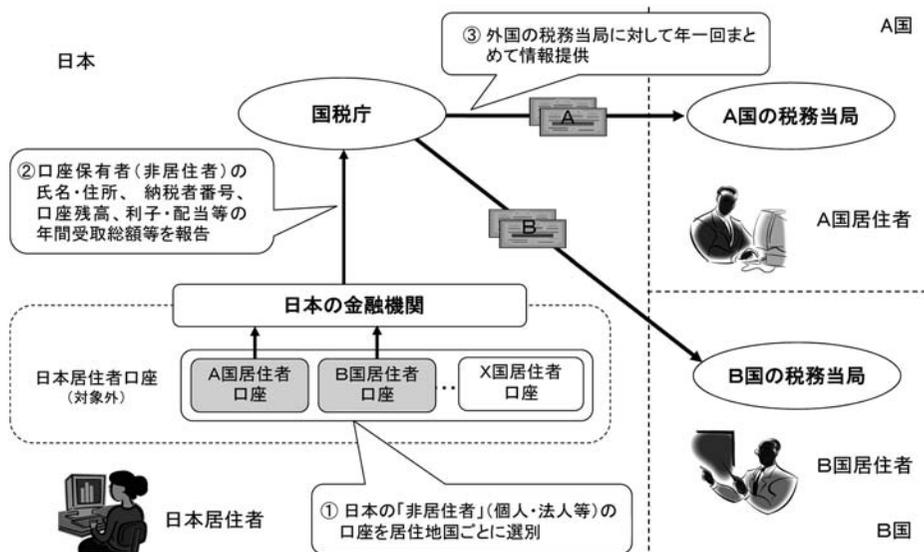
行動15 多国間協定の開発



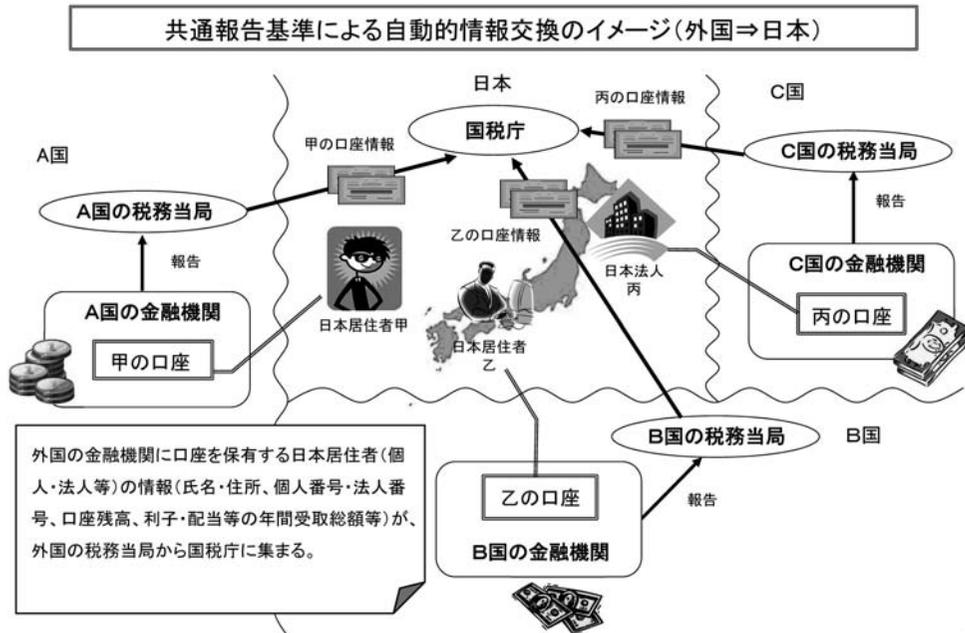
非居住者に係る自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯

- 2008年のスイスUBS事件^(注)等を受けて、米国内で批判が高まり、2010年3月、米国民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止する「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」が米国で成立（2013年1月施行）。
(注)UBS事件：2008年5月、米でスイス金融大手UBSの元行員が脱税助成で起訴されたことを端緒とし、米当局がUBSに対し、関係口座情報の提出を要求。UBSは脱税助成を認め、2010年、スイス政府は米政府に数千人分の顧客情報を提供。
- 2012年、各国がFATCAへの対応について米国と合意したことを契機に、OECDは、税務当局間で非居住者の口座情報を提供し合う自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手。
- 2013年9月、G20首脳会議は、OECDによる国際基準の策定を支持するとともに、2014年央までに自動的情報交換の技術的様式を完成させることにコミットし、2015年末までにG20諸国間で自動的情報交換が開始されることを期待。
- 2014年1月、OECD租税委員会が「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」を承認。同年2月にOECDが公表し、G20財務大臣・中央銀行総裁会議がこれを支持。同年7月には、共通報告基準の実施細目（コメンタリー）等を公表。
※ 今後、各国が共通報告基準を実施するための国内法制を整備する段階に移行。

共通報告基準による自動的情報交換のイメージ(日本⇒外国)



(国際課税資料31)



(国際課税資料32)

共通報告基準の概要

- 自動的情報交換の対象となる非居住者の口座の特定方法や情報の範囲等を各国で共通化する国際基準。これにより、金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することが目的。
- 共通報告基準の内容は、以下のとおり。
 - ① 各国の税務当局は、それぞれ自国の金融機関から非居住者(個人・法人等)の口座情報を報告させ、非居住者の各居住地国の税務当局に対して年一回まとめて提供し合う。
 - 口座情報を報告する金融機関は、銀行、証券会社、信託、保険会社等。
 - 対象となる口座情報は、口座保有者の氏名・住所、納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等。
 - ② 金融機関は、共通報告基準に定められた手続(デューデリジェンス手続)に従って口座保有者の居住地国を特定し、報告すべき口座を選別する。
 - 新規開設口座については、金融機関が口座開設者から居住地国を聴取する等して居住地国を特定する。
 - 既存の口座については、金融機関が口座保有者の住所等の記録から居住地国を特定する。

G20サミット首脳宣言 (仮訳抜粋)
(2013年9月5-6日 於: サンクトペテルブルグ)

税源浸食・利益移転への対処、租税回避への取組、税の透明性と自動的な情報交換の推進

51. 我々は、税の透明性の分野で達成された最近の進展を称賛し、多国間及び二国間の自動的情報交換のための真にグローバルなモデルに関するOECDの提案を完全に支持する。その他のあらゆる国・地域に、可能な限り早期に我々に加わることを求めつつ、我々は、新しい国際基準としての自動的情報交換にコミットしている。なお、当該基準は守秘義務と交換された情報の適切な使用を確保しなければならない。我々は、2014年2月までに、自動的情報交換のためのそうした新しい単一の国際基準を提示することを目的とした、G20諸国とともに行うOECDの作業を完全に支持し、2014年末までに効果的な自動的交換の技術的様式を完成させることにコミットする。並行して、我々は、2015年末までにG20諸国間で、税に関する自動的情報交換が開始されることを期待する。我々は全ての国に対し、更なる遅滞なく多国間税務行政執行共助条約に参加することを求める。我々は、世界規模で新しい基準が実際に完全に実施されることを期待する。我々は、グローバル・フォーラムに対し、要請に基づく情報交換の効果的な実施に関する包括的な国別評価を完了させるとともに、当該基準の実施の継続的な監視を確保することを奨励する。我々は、全ての国・地域、とりわけ、フェーズ2にまだ移行していない14の国・地域にグローバル・フォーラムの勧告に取り組むよう促す。我々は、グローバル・フォーラムが真の受益者に関してFATFの取組を活用することを勧める。我々はまた、グローバル・フォーラムに対し、自動的情報交換に関する新しい国際基準の実施を監視し、レビューするメカニズムを設立することを求める。

G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明 (仮訳抜粋)
(2014年2月22-23日 於: シドニー)

9. 我々は、正しい租税政策の原則に基づく、税源浸食・利益移転(BEPS)に対する世界的な対応にコミットしている。利益を生み出す経済活動が行われ、価値が創出される場所で、利益が課税されるべきである。我々は、引き続き、G20/OECDの税源浸食・利益移転(BEPS)行動計画を完全に支持し、合意されたタイムテーブルに示された通りの進捗を期待する。ブリスベン・サミットまでに、ますますグローバル化する経済において、伝統的、電子的及び電子化された企業を含む、全ての産業にわたるBEPSに対処するため、効果的で実用的かつ持続可能な措置を実現することを開始する。我々は、相互主義に基づく、税に関する情報の自動的な交換のための共通報告基準を支持し、9月の会合において我々の実施計画を詳細にするために、我々の金融機関を含む、全ての関係団体と協働していく。並行して、我々は、2015年末までにG20諸国間で、税に関する自動的情報交換が開始されることを期待する。我々は、そうすることが可能な国により当該基準が早期に採用されることを求める。我々は、全ての金融センターに対して、我々のコミットメントに適合することを求める。我々は、要請に基づく情報交換のための既存の基準を遵守していない全ての国・地域に対し、迅速に遵守するとともに、更なる遅滞なく多国間税務行政執行共助条約に署名するよう促す。我々は、フェーズ2の評価を受ける資格を得ていない14の国・地域に、より厳しいインセンティブを与える準備ができています。我々は、低所得国及び開発途上国に対し、税に関する我々の取組から恩恵を得るよう、関与させるとともに支援を行う。